



伊勢原市 文化財保存活用地域計画

令和4年3月
伊勢原市教育委員会

伊勢原市文化財保存活用地域計画

表紙写真 目黒久仁彦氏撮影 夕焼けに照らされる大山
伊勢原市役所 蔵 大山阿夫利神社 能装束 赤地金霞花丸唐織
大山紅葉ライトアップ

裏表紙写真 三之宮比々多神社 蔵 栗原古墳出土 金銅単竜環把頭

目次

本編

第1章 伊勢原市文化財保存活用地域計画の作成	1
1 文化財保存活用地域計画作成の背景	1
(1) これまでの文化財保護の取組	
(2) 文化財をめぐる社会の変化	
(3) 歴史文化の継承と計画の必要性	
2 文化財保存活用地域計画作成の目的と期待される効果	3
(1) 地域計画作成の目的	
(2) 期待される効果	
3 文化財保存活用地域計画の位置づけ	4
(1) 歴史文化基本構想策定の経緯	
(2) 歴史文化基本構想との関係	
(3) 地域計画の位置づけ	
4 計画期間と見直し	5
(1) 計画期間	
(2) 必要に応じた計画の見直し	
5 本計画における「文化財」の意味	6
第2章 伊勢原市の概要	9
1 自然的・地理的環境	9
(1) 位置・面積	
(2) 地形・地質	
(3) 気候	
(4) 生態系	
(5) 景観	
2 社会的環境	14
(1) 伊勢原市の沿革	
(2) 人口	
(3) 産業	
(4) 観光	
(5) 交通機関	
(6) 土地利用	
(7) シティプロモーション	
(8) 歴史文化に対する市民の意識	
(9) 市の木・花・鳥	

3 歴史的背景	22
(1) 伊勢原略史	
(2) 地名、伝承、昔話	
(3) 災害史	
第3章 伊勢原市の文化財の概要	31
1 指定・登録文化財の状況	31
(1) 国指定文化財	
(2) 県指定文化財	
(3) 市指定文化財	
(4) 国登録文化財	
(5) 市登録文化財	
(6) 指定・登録文化財の制作年代	
(7) 文化財の指定時期の特徴	
(8) 指定文化財の類型から見た特徴	
2 未指定文化財の状況	44
(1) 有形文化財（建造物・工芸・古文書等）	
(2) 民俗文化財（無形・有形）	
(3) 記念物（遺跡・名勝地・植物・動物）	
(4) 埋蔵文化財	
(5) 未指定の文化財の把握	
3 歴史的まとめりとしての文化財	56
(1) 宝城坊の文化財	
(2) 大山詣りに関する歴史資料	
(3) 大山の宮大工手中明王太郎に関する歴史資料	
(4) 三之宮比々多神社の文化財	
(5) 山口家住宅と自由民権運動に関する歴史資料	
(6) 蝦夷の国泰寺関連資料	
第4章 伊勢原市の歴史文化の特徴	61
1 時代的な特徴	61
(1) 豊かな自然を活かした先史時代の集落群	
(2) 大山の麓に栄えた古代文化	
(3) 大山の麓に展開する中世の武士団	
(4) 大山で花開く江戸文化	
2 地域的な特徴	63
(1) 大山地区	
(2) 日向地区	
(3) 比々多地区	

3	テーマによる文化財のまとめ	65
	(1) テーマ別の文化財群	
	(2) 日本遺産「大山詣り」	
4	歴史文化の特徴のまとめ	71
第5章	伊勢原市の文化財保護の現状と課題	73
1	文化財保護における調査・保存・活用について	73
2	文化財調査の現状と課題	73
	(1) 文化財調査の現状	
	(2) 文化財調査の課題	
3	文化財保存の現状と課題	78
	(1) 文化財保存の現状	
	(2) 文化財保存の課題	
4	文化財活用の現状と課題	83
	(1) 文化財活用の現状	
	(2) 文化財活用の課題	
第6章	伊勢原市の文化財保護に関する方針	89
1	基本理念	89
2	施策展開に当たっての考え方	89
3	文化財調査に関する方針	91
	(1) 文化財調査・研究の継続的な実施	
	(2) 収集した資料の調査、整理の継続的实施	
	(3) 関連団体、機関との連携、市民団体の支援	
	(4) 文化財に関する適切な情報収集と管理、効果的な公開	
4	文化財保存に関する方針	92
	(1) 文化財としての計画的な指定・登録	
	(2) 文化財の計画的な修理	
	(3) 文化財の適切な管理と防災対策	
	(4) 市所有文化財の保管	
	(5) 所有者不明文化財の保存	
5	文化財活用に関する方針	93
	(1) 文化財の公開等による普及啓発の推進	
	(2) 文化財活用施設・環境の整備	
	(3) 学校教育における文化財の活用	
	(4) 文化財に関する広報活動の推進	
	(5) 関係機関等との相互連携と活動支援	
	(6) 文化財を活かした知名度向上の取組	
	(7) 文化財を活かした地域活性化	

6	人材育成に関する方針	95
	(1) 文化財調査・保存・活用を担う人材、団体等の育成と支援	
	(2) 文化財保存団体の活動支援と後継者の育成を目指す活用	
	(3) 文化財所有者の後継者育成	
第7章	伊勢原市の文化財保護に関する取組	97
1	文化財調査に関する取組	97
2	文化財保存に関する取組	99
3	文化財活用に関する取組	101
4	人材育成に関する取組	106
5	全体に関わる重要な取組	107
	(1) 日本遺産に関する取組	
	(2) 施設整備に関する取組	
	(3) 個別文化財の保存活用計画の作成	
第8章	伊勢原市の文化財保護の推進体制	113
1	伊勢原市教育委員会	113
	(1) 所管の状況	
	(2) 職員配置状況	
	(3) 伊勢原市文化財保護審議会・伊勢原市社会教育委員会	
2	文化財関連団体、文化財所有者	114
3	連携による体制づくり	114
	(1) 市内連携	
	(2) 市外の関連組織との連携	
資料編		
1	本計画に関係する他の条例、計画、指針等	119
2	伊勢原市の文化財に関する主な調査	136
3	伊勢原市域の指定文化財の保存修理	138
4	伊勢原市刊行の文化財関連図書	140
5	伊勢原市が製作した文化財映像資料	143
6	いせはら文化財サイトのコンテンツ	144
7	伊勢原市が実施してきた主な文化財活用の取組	145
8	伊勢原の歴史年表	150
9	関連文献	153
10	作成の経過	165

指定・登録文化財位置図

■ 第1章 伊勢原市文化財保存活用地域計画の作成

1 文化財保存活用地域計画作成の背景

(1) これまでの文化財保護の取組

伊勢原市には、豊かな自然と歴史、そのなかで生まれ、伝えられてきた数多くの文化財があります。それらは地域共有の財産であり、お金では買うことのできない伊勢原の資産であり、市民の誇りでもあります。

市域に所在する国の指定文化財は、多くが明治時代や大正時代に指定となっており、我が国の文化財保護の早い段階から既にその歴史的、芸術的評価が定着していたことがわかります。古代の山岳信仰から、中世の武士らの信奉を集め、江戸時代には庶民の心を捉えた大山の歴史を背景に、文化財の宝庫としての位置づけが現在まで引き継がれていると言えます。

一方、国や神奈川県が指定・登録したもの以外の文化財については、昭和38年に制定した伊勢原町（当時）文化財保護条例に基づき、所有者の理解と協力のもと、貴重な文化財を計画的に市の文化財に指定してきました（表1-①）。そして、保存修理や維持管理に必要な経費について所有者を支援するなど、それらの保存に努めてきました。

そうした保護施策の一方で、高度経済成長期以来の地域開発の波は本市にも大きな影響を及ぼし、産業構造の変化や、人口増加、核家族化が進展し、人々の日常生活にまで至る様々な変化をもたらしました。こうした流れの中で、振り返られることもなく、失われていった文化財も少なくありません。市では、所有者や事業者の協力のもと、民俗資料の収集や埋蔵文化財の調査など、失われつつある資料の保存に力を入れてきました。そして、蓄積してきた資料を地域の資産としてより積極的に活用し、地域の誇りとして将来へ引き継ぐことを目的に、平成24年度に伊勢原市文化財保護条例（以下、「市条例」という。）を全面的に改正しました（表1-④）。この市条例に基づき、市、市民、事業者及び文化財の所有者が、それぞれの役割を認識した自主的な参画により、文化財の適切な保存と継承を図り、更にまちづくりへも活用していくことを目指しています。

(2) 文化財をめぐる社会の変化

本市が市条例改正に取り組むきっかけとなったもうひとつの理由は、国による歴史文化基本構想（以下、「歴文構想」という。）策定の提唱にあります。この歴文構想は、平成19年度に文部科学大臣の諮問機関である文化審議会文化財分科会企画調査会の報告書（表1-②）に基づき定められた制度で、地域で文化財を継承していくために、指定、未指定にとらわれず、文化財を総合的に把握し、その周辺環境も含めて総合的に保存・活用するための地方自治体の基本的な構想です。そして、その取組の主体を市町村と定め、市町村が主体的に文化財保護に取り組むためのマスタープランとして、歴文構想の策定に取り組むことを推奨しました（表1-③）。当時、伊勢原市教育委員会（以下、「市教委」という。）ではこの新制度に取り組む状況にありませんでしたが、その考え方や方針を今後の市の文化財保護に取り入れていくべきと判断し、市民参画と文化財の活用、更さま

ちづくりへの活用をキーワードとして、前述した市条例の改正を行いました（表1-④）。

その後、平成25年に東京オリンピック、パラリンピックの開催が決定すると、海外に向けた日本文化の発信、外国人観光客の誘客が国を挙げての課題となり、我が国の歴史と文化を物語る文化財の活用が注目されるようになります。具体策としては、文化庁が中心となり、文化財の活用事業、特に観光振興を図る事業に対する支援策が整備され、広く文化財の活用を地域振興に結びつけていく施策に力が入れていきます。

更に、平成30年には、今後の人口減少社会における地域での文化財保護に備えるため、文化財保護法が改正されます（表1-⑧）。そして、市町村が地域の文化財の継承に計画的、継続的に取り組むために、その機能強化を図る一環として、歴文構想に代わる文化財保存活用地域計画（以下、「地域計画」という。）が法制化（文化財保護法第183条の3）され、文化庁長官による認定を受けることにより、市町村が今まで以上に社会的、法的効力を有する計画に基づき文化財保護に取り組むことができるようになりました。地域計画は、市町村における文化財の保存と活用に関する総合的な法定計画となります。

表1 文化財保護法の変遷と伊勢原市の文化財保護

年度	出来事	主な内容	No.
昭和 25	文化財保護法制定	有形・史跡名勝天然記念物・無形・埋蔵文化財の保護	
29	文化財保護法改正	民俗資料の保護	
38	伊勢原町文化財保護条例制定		①
43	文化財保護法改正	文化庁発足	
50	文化財保護法改正	民俗文化財・伝統的建造物群・文化財保存技術の保護	
平成 8	文化財保護法改正	文化財登録制度	
11	文化財保護法改正	都道府県等への権限委譲	
16	文化財保護法改正	文化的景観の保護	
19	文化審議会文化財分科会企画調査会報告	歴史文化基本構想策定の提言	②
20	歴史文化基本構想策定モデル事業（～22）	20件の歴史文化基本構想策定	③
24	伊勢原市文化財保護条例全部改正		④
27	日本遺産認定開始	歴史文化基本構想の策定が地域型の申請条件	⑤
27	伊勢原市歴史文化基本構想策定		⑥
28	「大山詣り」日本遺産へ認定		⑦
30	文化財保護法改正	文化財保存活用地域計画制度制定	⑧
令和 元	神奈川県文化財保存活用大綱策定		
3	伊勢原市文化財保存活用地域計画作成		

※ 網掛けは伊勢原の取組

（3）歴史文化の継承と計画の必要性

こうした社会状況の変化の中で、地域の歴史や文化財に関する人々の考え方にも変化がみられます。これまでの物質的な豊かさだけでなく、精神的な豊かさを求める傾向が強くなり、そのよりどころとして歴史的な遺産が脚光を浴び、個人的な学習意欲が高まるとともに、地域づくりにも歴史や文化財を生かそうという機運が高まりつつあります。

歴史やその中で育まれてきた文化を十分に理解、認識し、更にすぐれた文化の花を咲かせるよう努めていくことが、今を生きる私たちにとっての使命であり、地域の歴史文化を継承していくことは、先人に対する、そして未来の市民に対する私たち世代の責務

です。

私たちの暮らしを取り巻く社会環境の変化や価値観の多様化、人口減少・少子高齢化の進展等に伴い、生活の中に息づいてきた歴史文化を次世代に継承することが難しくなっている今だからこそ、文化財をその周辺環境も含めよりよい状態で後世に引き継ぐ仕組みづくりが必要となっています。そのために、市町村が主体的に、そして計画的、継続的に地域の文化財を保護する取組を進めていくことが求められています。

2 文化財保存活用地域計画作成の目的と期待される効果

(1) 地域計画作成の目的

市条例では、これまでの文化財の保存を重視していた経緯を踏まえ、新たに文化財の積極的な活用を図り、市、市民、事業者及び文化財の所有者がそれぞれの役割を認識し、自主的な参画によって文化財の適切な保存と継承を図り、更に、歴史文化を地域の資産としてまちづくりにも活かしていくことを目指しています。また、伊勢原市教育振興基本計画では、目指す教育の方向性を示す「教育ビジョン」の3つの視点の1つに「歴史と文化遺産を継承するために」を掲げ、実施計画の5つの目標でも、「歴史・文化遺産の保護・活用と継承」を取り上げています。

こうした方針の下、個別の課題に取り組んでいくためには、新たに文化財保護法に定められた地域計画が必要であると判断し、歴文構想に代わる計画として作成に取り組むこととしました。

(2) 期待される効果

本計画を作成することにより、以下のような様々な効果が期待されます。その結果として、市民共有の財産である地域の歴史や貴重な文化財の再確認、その価値の再認識が進み、郷土への愛着、伊勢原市民としての誇りにつながるとともに、文化財を核とした地域での自主的な活動、連帯感の強化が地域の活性化につながると考えられます。また、そうした一連の活動が、文化財を後世に継承すべきものとして捉える意識を定着させ、文化財そのものの次世代への適切な継承が進むものと考えます。

- ア 文化財の保存と活用について、そのバランスを図りながら、継続性、一貫性のある取組を計画的に推進することができる。
- イ 文化財所有者に対し適切な指導、助言、支援を実施し、また、所有者独自の取組をより進めることができる。
- ウ 企業や民間団体等、様々な関係者の協力のもと、地域で文化財の継承に取り組むことができる。
- エ 地域の市民団体をはじめ、地域住民が地域の歴史的価値を理解し、その継承に取り組む活動を活性化することができる。
- オ 未指定を含む地域の新たな文化財の掘り起こしが進み、保存・活用すべき文化財の裾野を広げることができる。
- カ 文化財保護に関する国庫補助金の優先的採択、補助率の加算等が見込まれることにより、財源の確保がしやすくなる。

3 文化財保存活用地域計画の位置づけ

(1) 歴史文化基本構想策定の経緯

歴文構想制度の制定背景は前述したとおりですが、市教委では制度制定直後には策定に取り組むことができませんでした。その後、我が国の歴史文化を積極的に活用していく方針が掲げられ、観光振興を図る国策の一環として、文化財の活用が進められていく中で、歴文構想の策定が様々な事業と結びつけられていきます。その一例として、市町村が日本遺産を地域型で申請する条件に位置づけられます(表1-⑤)。本市では、平成27年に日本遺産への申請を進めるに当たり、地域型(単独の市町村による申請)か、シリアル型(複数の市町村による共同申請)かを検討しました。その結果、作業スケジュールや認定後の日本遺産の活用方法を考慮し、歴文構想を策定して、その上で地域型による日本遺産の認定に挑むことを選択しました(表1-⑦)。

このように、本市が平成27年度に策定した伊勢原市歴史文化基本構想(表1-⑥)は、日本遺産の申請をきっかけとしています。歴文構想が掲げる「地域に存在する文化財を指定や登録、未指定にかかわらず幅広く捉え、的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて総合的に保護・継承すること」を本市で実現し、あわせて、本市特有の資産ともいえる歴史や文化財を生かした魅力あるまちづくりを推進することを目的とするものでした。

(2) 歴史文化基本構想との関係

新たに文化財保護法に定められた地域計画は、従来の歴文構想を発展・継承するものとされています。文化庁が定めた地域計画の策定指針によると、地域計画は都道府県が定める文化財保存活用大綱を勘案し、市町村が目指す将来的なビジョンや具体的な実施計画を定めるとされており、当該市町村における文化財の保存・活用に関する実効性のある「マスタープラン」と位置づけられています。つまり、従来の歴文構想では、当該市町村における文化財の保存・活用の現状と課題を踏まえた今後の方針が示されていたので、地域計画ではそれに計画期間やその間に実施する具体的な取組計画を加えることとなります。

本市では、平成27年度に伊勢原市歴史文化基本構想を策定していますが、今回の地域計画の作成に当たり、従来の歴文構想をベースに、これまでの経緯を踏まえた現状を確認し、その課題を抽出したうえで、今後の方針を明確化しました。こうしたマスタープランとしての考えを土台とし、設定した計画期間の中で実施すべき取組について記載しており、アクション・プランとしての役割も担っています。このように本計画は、伊勢原市歴史文化基本構想を全面的に改定し、それに代わる新たな計画として作成したものです。



写真1 伊勢原市歴史文化基本構想(表紙)

(3) 地域計画の位置づけ

地域計画は、令和元年に策定された神奈川県文化財保存活用大綱（表1-⑧）を勘案し、伊勢原市歴史文化基本構想を継承、発展する計画として、市条例第3条第2項の規定に基づき作成するもので、本市の文化財行政における最上位の計画として位置づけます。

なお、本市の行政全体の最上位計画である伊勢原市第5次総合計画後期基本計画（計画期間：平成30年度～令和4年度）並びに第2期伊勢原市教育振興基本計画（平成30年度～令和4年度）を踏まえるとともに、関連するその他の計画や法制度との整合連携を図るものとします。

また、令和5年度以降の次期総合計画、教育振興基本計画の策定に際しても、本計画の内容を踏まえ、進捗状況の把握と事業の見直しを行ったうえ、反映させるよう努めます。

このほか、平成27年に国連サミットで採択された持続可能な開発目標「SDGs」の理念を踏まえ、持続可能な社会の実現に向けて貢献する計画とします。

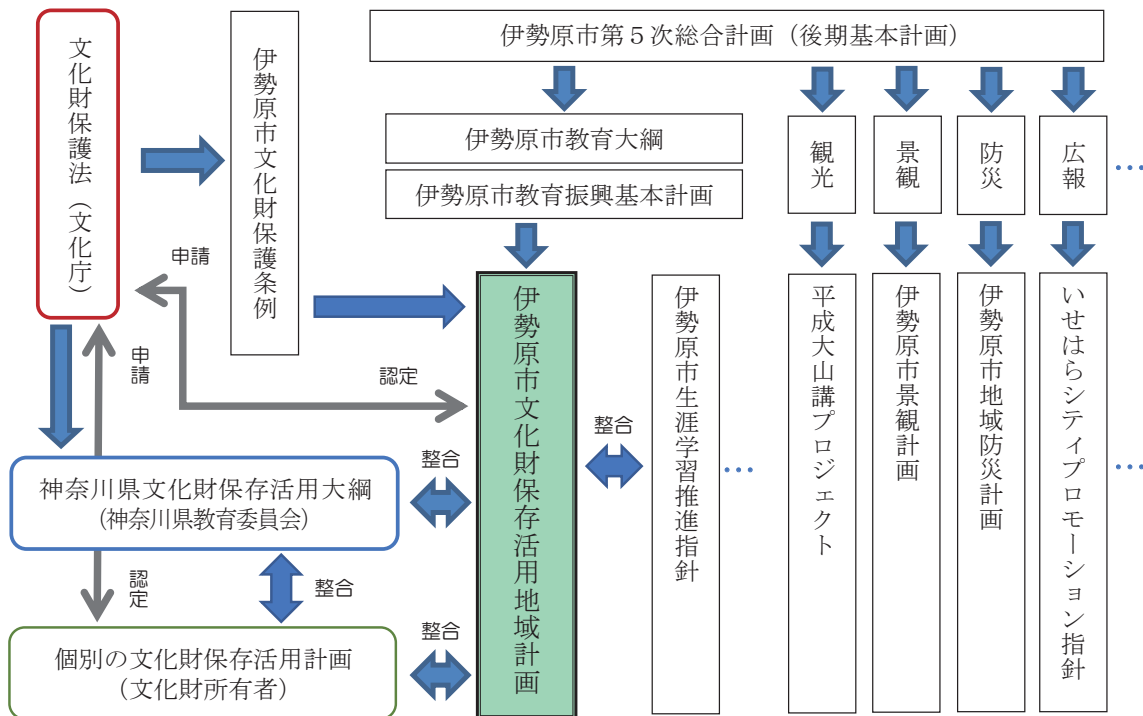


図1 伊勢原市文化財保存活用地域計画と関連法令、他計画等との関係

4 計画期間と見直し

(1) 計画期間

地域計画は市だけではなく、関係する多くの組織が取り組む計画ですが、現実的には市がその先導的役割を果たすこととなります。そのため、市全体の最上位計画である総合計画と関連付け、その設定期間に合わせて同様に検証、継続計画を作成することが合理的と考えられます。

現在の令和3年は、第5次総合計画後期基本計画の4年目に当たります。同様に伊勢

原市教育振興基本計画も、第1期を8年とした上で、第2期を総合計画と合わせ、5年間の計画としています。

現時点で、今後策定される次期総合計画の計画期間等は定まっていますが、これまでの計画の期間を踏まえると、5年を一区切りと捉え、本市の地域計画の設定期間については、現行の総合計画、教育振興基本計画の設定期間である2年間を合わせて、令和3年度から令和9年度までの7年間とします。(図2)



図2 伊勢原市文化財保存活用地域計画の計画期間と総合計画、教育振興基本計画との関係

(2) 必要に応じた計画の見直し

本計画の上位計画である総合計画及び教育振興基本計画は、令和4年度に現行計画の計画期間が終了し、新たな計画が策定される予定です。次期計画の計画期間によっては、また、それらとの整合性を図る必要が認められる場合には、本計画も見直しを行います。

本計画の見直しに際しては、進捗状況、成果等を検証し、自己評価を行った上で、社会情勢も考慮することとします。また、計画を見直した場合には、必要に応じて文化庁長官による変更の認定を受けることとします。

5 本計画における「文化財」の意味

「文化財」について文化財保護法では、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6類型に分類し(第2条)、更に保護する対象として埋蔵文化財(第92条)と文化財の保存技術(第147条)を掲げています。神奈川県文化財保存活用大綱でもこれを踏襲し、その内容について記載しています。本計画でもこれに従い「文化財」という語を使用します。

また、「歴史文化」という表記については、文化庁の資料(文化庁地域文化創生本部2021.01)によると、「地域に固有の風土の下、先人によって生み生まれ、時には変容しながら現代まで伝えられてきた知恵・経験・活動等の成果及びそれらが存在する環境を総合的に把握する概念」と説明されています。本計画でもこの考え方に沿い、地域の文化財とその周辺環境、それらを現在まで伝えてきた営み(文化)を含めて「歴史文化」と表現します。具体的な例としては、寺院の本尊(有形文化財)が本堂(有形文化財)に納められ、それらは

境内（史跡）や寺林（天然記念物）といった周辺の環境と一体となって存在します。そこを舞台として、祭りや行事（無形民俗文化財）が続けられています。そして、それらが現在まで伝えられているのは、仏像、本堂等を修理してきた技術（保存技術）や、境内、寺林等を維持してきた日々の行いがあったからです。また、こうした活動が長い年月続けられてきたことにより、様々な出来事が積み重ねられ、伝承が生まれ、歴史となっていきます。それら有形、無形の“モノ”、“コト”をまとめてとらえて、「歴史文化」と表現するということです。このように、本計画では、国・県・市の指定文化財にとどまらず、様々な未指定の文化財を対象とします。

このほか、これまでに策定した伊勢原市歴史文化基本構想や伊勢原市教育振興基本計画等では、「歴史・文化遺産」といった表記も見られます。「歴史的な文化財」に、「遺産」の持つ“役に立つ、活用すべき、継承すべき”という意味を付加して用いてきたと考えられます。こうした語についても、可能な場合は「歴史文化」と置き換えて表記しました。

第2章 伊勢原市の概要

1 自然的・地理的環境

(1) 位置・面積

本市は、神奈川県のおおのぼ中央、相模川の西側に位置し、距離にして東京から約 50 km、横浜から約 45 km、時間としては小田急小田原線で都心から約 1 時間の位置にあたります（図 3）。南側は平塚市、西側は秦野市、北側、東側は厚木市と隣接しています（図 5）。

市域は南北約 7.28 km、東西約 9.98 km に広がり、その面積は 55.56 km² となります。県西部に広がる山地には面積の広い市町村が多く、また、三つの政令市が広い面積を占めている神奈川県においては、全 34 市町村では上から 14 番目、17 市のうちでは 11 番目の大きさになります。



図 3 市の位置

(2) 地形・地質

本市を大きく見ると、関東平野の南西部、周囲を取り巻く山地との境界に当たります。個別的には、市域の東寄りに相模川とその支流による広い沖積平野が広がり、西側は県西部の丹沢山地に属します。市の北西端にそびえる標高 1251.7 m の大山を頂点とし、沖積地が広がる南東部へと次第に標高を下げ、最も低い場所は標高 8.1 m ほどとなります。概ね北西から南東へ傾斜する地形となっています。そうしたことから、河川は大山から南、東方向へと流れ下っています。そのひとつ大山から流れる鈴川は、大山山内では大山川とも呼ばれ、「雨降山」の別名を持つ大山の水を集め、善波川、栗原川らの西部地域の川と合流し、平塚市へ至ります。この他、市域の東側でも、渋田川、歌川等がいずれも東へ向かった後南へと下り、平塚市との市境で合流します。市の東側、厚木市との境界は、現在埋め立てられていますが、かつては厚木市小野から玉川が流れていました。これらの河川はいずれも、最終的には平塚市内で金目川（花水川）に合流し、相模湾へと注ぎます。

こうした河川は、北西の山地から丘陵地、台地を縫って流れ下り、複雑、多様な地形を形成しています。丘陵地、台地と谷戸が入り組む地帯では、地中

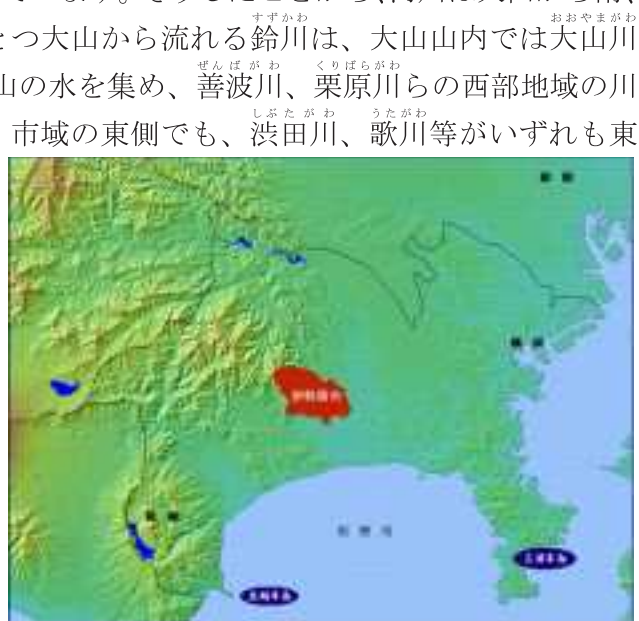


図 4 神奈川の地形図



図5 伊勢原全図

からの湧水が見られ、それらが集まって大地を潤しています。伊勢原台地や愛甲台地は標高 20 ~ 40 m ほどで、沖積低地へと張り出し、水も確保され、耕作や居住にも適した地形となっています。市域の南東寄りには、河川による沖積低地となり、古くから水田として利用されています。

市域の地質は、北西部の山地が丹沢層群^{たんざわそうぐん}と愛川層群^{あいかわそうぐん}からなり、最も古い丹沢層群は新第三期中新世の前期から中期（今から約 1,700 万年前）に、海底火山の活動による火山砕屑岩^{さいせつがん}の堆積で形成されたとされています。これがいわゆるグリーン・タフと呼ばれる緑色の凝灰岩^{ぎようかいがん}で、良質のものは石材として加工されました。弥生時代から古墳時代には管玉^{くだたま}



写真2 江ノ島上空からの写真



図6 江ノ島上空からの俯瞰図

の石材となり、市内では玉つくりの工房跡が発見されています（坪ノ内・久門寺遺跡）。また、近隣の比々多神社には玉つくりの神が祀られています。江戸時代には七沢石、日向石として石碑や建築材、構築材に加工され、別名「相模青石」として利用されました。一方、山地の東側、南東側を取り巻く丘陵や台地は、大山山地から流れる河川の礫を主体とし、その上部を厚い関東ロームが覆っています。このローム層は主に箱根や



図7 伊勢原の地形図

富士の火山噴出物が堆積したもので、約1万5千年前までに形成されたと考えられます。市城南東側の沖積平野は、相模川等による自然堤防と後背湿地からなり、基盤となる埋没谷に厚さ30～40mの砂層、泥層が堆積しています。その時期は縄文海進最盛期の約6,500年前を中心とし、7,000年前から1,100年前まで継続的に堆積したと考えられます。

(3) 気候

本市の気候は、東日本型の東海関東型に属し、令和元年の年間平均気温は16.5℃と比較的温暖です。北西に大山を有する地形から、県内他地域と比較して降雪が少なく、年間の降雨量は1,500mm前後です。適度な降雨と温暖な気候が、居住に適した土地として太古から多くの人々が暮らし、永い歴史が紡がれてきた大きな理由と考えられます。

特に水資源に関しては、関東一帯が水不足となる場合でも、丹沢では深刻な状況になることは少なく、降雨量と丹沢山地の保水力によるものと考えられます。

風向きは、秋から春にかけて北北東から、夏には南南西から吹くことが多く、風速は年平均約2.4mです。

近年では、猛暑やゲリラ豪雨等の異常気象による被害が各地で発生していますが、本市の平均気温も長期的には上昇傾向にあり、また、局地的大雨の発生もあり、自然災害や生態系への影響が懸念されています。

(4) 生態系

本市の西側の丹沢山地には、針葉樹、広葉樹の豊富な樹林が広がっています。スギを中心とする針葉樹林は主に人工林で、江戸時代の記録には建築材等として利用されたことが記されています。一方、斜面の勾配が急な大山の山岳地帯には、モミの原生林が広がっており、県の天然記念物指定を受けています。モミは環境の恵まれた場所では他の針葉樹に負けてしまうため、他の針葉樹が育たない厳しい環境で生育するとされ、大山の原生林は全国的にも貴重な例とされています。

それよりも高度を下げた比較的緩やかな斜面には、広葉樹林が広がっています。ミズキやコナラ、ケヤキ等は木工品の材料として利用され、大山地区では数多くの木工品や挽き物等の職人が活動していました。そうした製品のひとつが大山詣りの土産物として

名物となった「大山こま」で、その製作技術は市の無形民俗文化財に指定されています。

また、大山阿夫利神社や宝城坊、更に比々多神社等は広大な社寺林で守られています。特に宝城坊の寺林は、針葉樹、広葉樹が混在した多様な樹叢が広がっており、県の天然記念物となっています。同じく樹齢 800 年、高さ 39 m の二本杉も県の指定を受けています。近年、こうした山間部の広葉樹林帯では、カシノナガキクイムシによるナラ枯れの被害が拡大しており、根本的な対策が求められています。

市街地でも、大福寺の大クスノキは樹齢 400 年とされ、県の天然記念物に指定されています。しかし、こうした住宅と近接している市街地の木、社寺林については、落葉や台風対策等、管理が難しく、維持に苦慮している実態があります。

また、自然環境に恵まれた丹沢山地には、多くの野生動物も生息しています。国の特別天然記念物のカモシカをはじめ、ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル等が挙げられます。しかし、こうした野生生物も、近年では田畑や果樹を荒らしたり、市街地で確認されたりと、害獣となるケースも多く見られます。また、シカを介して広がるとされるヤマビルも、大きな問題となっています。

(5) 景観

本市は、変化に富んだ地形を背景にした多様性のある自然的景観が特徴です。大山を中心とした山の緑、緑多き丘陵、溪谷の流れ等が挙げられます。また、季節ごとに咲く花木が多いことも特徴のひとつであり、桜、芝桜、新緑、紫陽花、彼岸花、紅葉等の見頃には多くの人々が訪れます。大山については、相模湾から大島、江ノ島、房総半島までを見渡す大山山頂や、阿夫利神社下社からの眺望に加え、各地から大山を仰ぎ見る景観もあり、特に後者は、多くの市民にとって原風景となっています。

また、文化的な景観としては、大山の先導師旅館群が地域固有の景観となっています。大山詣りの中心的役割を果たした御師（明治以降は先導師）は、自身の住宅を講の宿泊施設（宿坊）としても提供しました。こうした御師の住宅が立ち並ぶまちなみは、江戸の情緒と大山詣りの風情を今に伝えています。現在でも、30 軒以上が営業しており、全国に残されている御師集落としても最大と言われています。講から寄進された玉垣や、宿坊ならではの手水、灯籠、参詣記念碑等が、往時の雰囲気醸し出しています。

こうした景観を次代に継承していくために、伊勢原市景観計画及び伊勢原市景観条例に基づき、大山地区を「大山まちなみ継承地区（景観重点地区）」に指定しています（指定は 65 ページ、図 17 の大山地区の範囲）。



写真3 田園地帯から望む大山



写真4 大山の先導師旅館群



写真5 日向溪谷



写真6 宝城坊の参道



写真7 大山からの眺望



写真8 台地上に展開する住宅

2 社会的環境

(1) 伊勢原市の沿革

伊勢原という名は江戸時代の初期の元和^{げんな}5年（1619）または6年（1620）に成立した伊勢原村が始まりとされ、地名としては比較的新しいものです。その当時、現在の市域に当たる範囲は、その伊勢原村をはじめとし、大山寺の寺領であった坂本村（現在の大山地区）や三之宮村、上粕屋村、下糟屋村など、33か村に相当します。後に本市の範囲となるこれらの村々は、江戸時代の初期は幕府の直轄領でしたが、後に旗本の支配となり、江戸時代を通じてそれぞれの村を2～5人ほどの旗本が分割して統治していました。

明治11年（1878）に郡区町村編制法が施行されると、戸籍法（明治4年（1871））により解体された村々が復活し、市域には1町31か村（唯一の町は大山町）が分立します。更に明治22年（1889）に市制・町村制が施行された際には、大山町、伊勢原町の2町と比々多村、高部屋村^{たかべや}、成瀬村、大田村、岡崎村の5か村に統合されました。そして、昭和29年（1954）には、前年の町村合併促進法に基づき、岡崎村を除く2町4村が合併して伊勢原町となります。合併にあたっては、それぞれが対等の立場で合体合併し、町名については、該当町村内で唯一の商工都市であり、小田急線伊勢原駅として交通上の要地であることから、「伊勢原町」とすることとなりました。更に昭和31年（1956）には、岡崎村が二分し、それぞれ平塚市と伊勢原町に合併して、現在の市域となります。

そして昭和46年（1971）に、市制特例法に基づき市制を施行し、県下15番目の市として伊勢原市が誕生しました。

(2) 人口

江戸時代の人口については確かなデータがありませんが、文献により各村の戸数を知ることができます。それによると、天保14年（1843）の村の戸数は平均で67戸、100戸を超える大きな村として大山村311戸、上粕屋村135戸、沼目村^{ぬまめ}123戸（池端を含む）、子易村^{こやす}116戸、日向村^{ひなた}112戸、伊勢原村106戸、小稲葉村102戸が挙げられます。とりわけ大山村は群を抜いて人が多い村で、大山詣りの盛況によるものと考えられます。

市制・町村制が施行された明治22年（1889）における現市域の人口は17,000人余りで、その当時最も人口が多かったのは比々多村で、続いて高部屋村、伊勢原町の順でした。大正7年（1918）の記録では、総数19,000人余り、大きな差はありませんが、順序は伊勢原町、高部屋村、比々多村の順となっていました。

2町4村が合併して伊勢原町が発足した昭和29年（1954）当時の人口は26,514人でしたが、高度経済成長期の昭和40年代には好景気を持続する日本経済とともに発展し、首都圏近郊のベッドタウンとして人口が急増し、昭和45年（1970）から昭和50年（1975）までの5年間で約17,800人という急激な人口増加を記録しています。この間、昭和46年（1971）3月の市制施行時の人口は45,103人、昭和47年（1972）には5万人を超え、昭和50年には6万人、55年には7万人と着実に都市として成長を遂げてきました。

昭和から平成に入ってから、区画整理事業など都市基盤整備の推進により、人口は順調に伸び続け、昭和62年（1987）には8万人、平成3年には9万人を超え、平成13年には人口10万人を突破しました。昭和29年（1954）当時からみると、約50年で約3.7

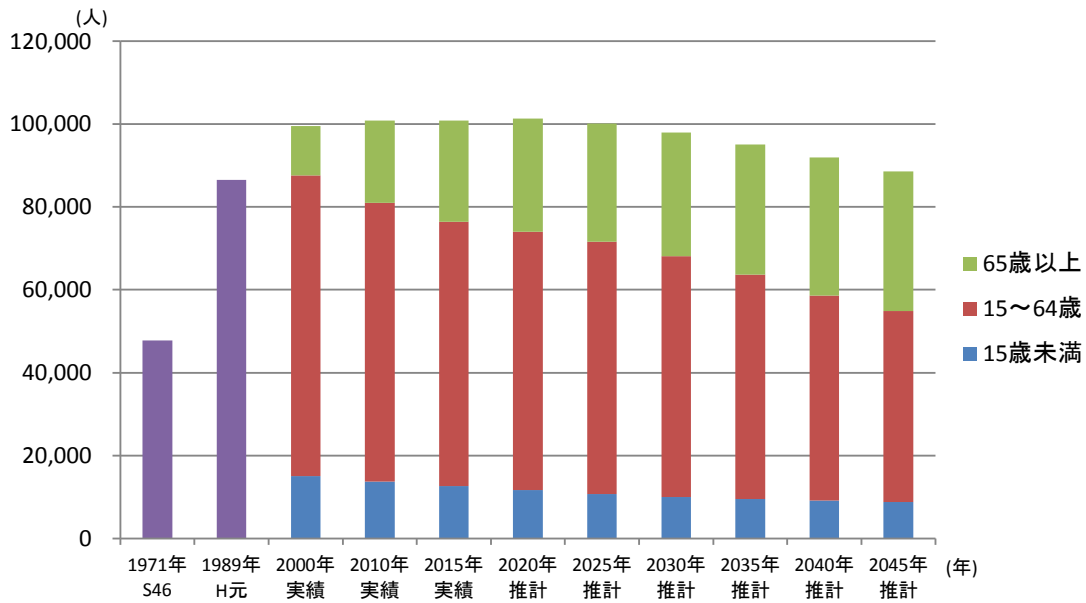


図8 伊勢原の年齢3区分別人口

出典：国勢調査（総務省）、将来推計人口（厚生労働省）
国立社会保障・人口問題研究所

倍の成長を遂げており、都市構造及び都市環境に大きな変化があったことがうかがえます。

平成30年10月1日現在102,470人となった本市の人口は、国立社会保障・人口問題研究所が平成30年3月に公表した推計によると、既に減少が始まっている想定でしたが、令和2年10月1日現在102,088人と未だほぼ横ばいの状況で推移しています。しかしながら、今後は緩やかに減少し、令和27年（2045）には9万人を下回るものと見込まれています。また、平成27年（2015）国勢調査の結果と令和27年（2045）の推計を比較すると、年少人口（0～14歳）は約31%減少、生産年齢人口（15～64歳）は約28%減少するとされ、一方で、老年人口（65歳以上）は約37%増加するものと予測されています。全国的な傾向と同様に、人口減少・少子高齢化は更に進展していくものとされています。

（3）産業

平成28年の集計によると、産業分類別の市内事業所数は、第3次産業が最も多く、全体の約82.6%を占め、次いで第2次産業が16.2%、第1次産業の1.2%となっています。また、事業所数と従業者数からみて、大部分が中小事業者であることがわかります。

歴史的に見ると、市域の基本的産業は伝統的に農業でした。江戸時代の大山詣りの隆盛により多くの参拝者が訪れたことに対しては、宿や土産物といった直接的な産業だけでなく、食料品、衣服、寝具等にわたる多くの業種が関わっていました。また、働き口としても大きな雇用を生んでいました。このように、大山詣りの経済効果は非常に大きく、一大産業となっていたと考えられます。

また、当時盛んであった手工業のうち、近年まで続いていた地域的なものとして、日向石を利用した石工、大山の木工（挽き物）が挙げられます。石材加工は、幕末以降、

石工集団として著名な高遠（現在の長野県伊那市）の石工から伝授された技術を用いて盛んになります。石の切り出しから加工、仕上げまでを行ない、昭和22年には23軒の石材業者が営業し、現在でも日向地区には石材店が集まっています。しかし、石の切り出しについては、昭和30年代前半から減少し、安価な輸入石材の普及もあり昭和45年（1970）を最後に行われなくなりました。

挽き物は、江戸時代の資料に、「名物の挽き物屋多し」と紹介されています。大山こまをはじめとする様々な土産物のほか、日常の道具等も製作し、戦後も二十数件を数えましたが、現在では大山こまの製作技術を伝えるのは4軒のみとなっています。

表2 産業分類別事業者数と割合（平成28年6月1日現在）

産業分類	事業所		従業者	
	箇所数	構成比	人数	構成比
第1次産業（農林漁業）	43	1.2%	333	0.8%
第2次産業（建設・製造業）	583	16.2%	9,270	22.3%
第3次産業（サービス業ほか）	2,982	82.6%	31,980	76.9%
計	3,608	100.0%	41,583	100.0%

出典：経済センサス 活動調査をもとに作成

※公務は含まない

（4）観光

伊勢原を訪れる観光客の数は、平成26年の170万人から年々増加傾向にあり、令和元年には200万人に届くかという状況でしたが、令和2年は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、130万人に減少しました。

観光客数を地域別にみると、大山を訪れる人が半数以上を占めます。登山人気の高まりを背景に、近年実施している紅葉のライトアップや各種イベントに加え、地域資源として大山の歴史文化を活用する取組もその一因と考えられます。

平成25年2月に神奈川県の新たな観光の核づくり認定事業に“大山魅力再発見「平成大山講」プロジェクト～体感！悠久の歴史・安らぎの霊峰大山～」が認定され、歴史的観光地「大山」の魅力を再発見・再評価し、それらを発信することで、かつて「大山講」で賑わった江戸時代のように、活気ある観光地づくりが進められています。また、平成28年に「大山詣り」が日本遺産に認定されたことにより、国の財政支援を受けながら、大山の歴史を活かした観光振興に取り組むこととなりました。日本遺産の認定と伊勢原、大山の知名度アップのためのPR事業、大山の魅力を磨き上げ、更なる掘り起しをしていく事業、大山を訪れる観光客の環境整備事業を重点的に実施しました。こうした事業のうち、大山の宿坊を利用した修学旅行や合宿といった「教育旅行」の誘致、大山詣りにちなむ新たな名産品の開発については、特に力を入れています。

また、令和元年度からは日本遺産の構成文化財の整備についても支援制度が創設され、大山阿夫利神社、宝城坊、高部屋神社、比々多神社、石雲寺等の構成文化財を訪れる観光客の環境整備にも取り組んでいます。この事業により、解説板、案内板の設置、安全柵や駐車場の整備等が実現しました。

この他、歴史文構想を策定済みの市町村への国の補助金を利用して、歴史的な観光拠点の整備やPR事業も実施しています。観光客が訪れる神社仏閣の公衆トイレの改修や地域の特徴を生かしたイベントの開催、歴史と文化財を紹介する映像制作等に取り組みました。

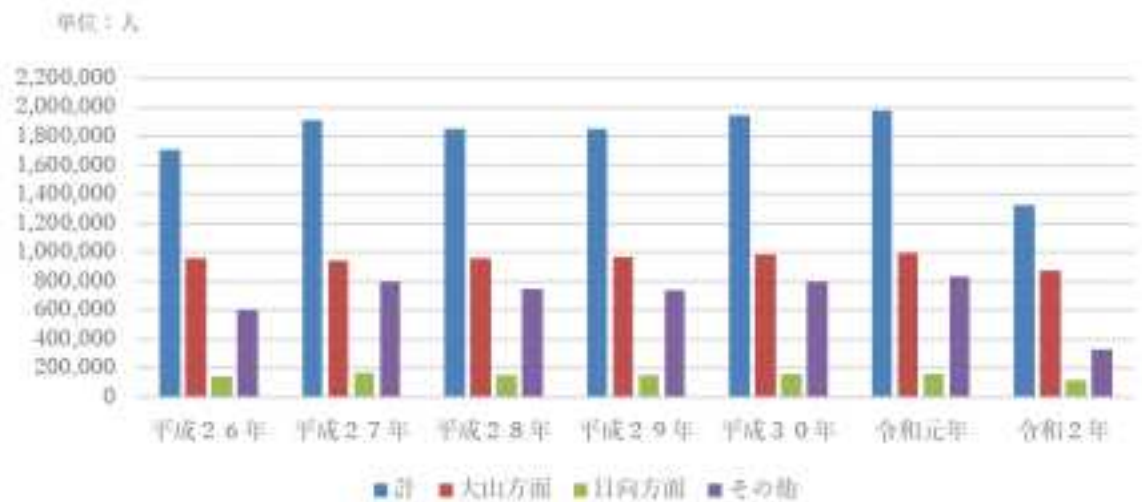


図9 伊勢原市の観光客数の推移

出典：商工観光課

同じく国が推進する日本博事業では、特に外国人観光客に向けた取組が重視され、大山阿夫利神社の「インバウンド薪能」や「宝城坊宝殿特別展覧会」等を開催しました。

このように、従来の観光施策に加え、近年では国、県の支援策を有効活用する中で、市域の豊かな自然とともに、歴史や文化財を本市特有の貴重な資産ととらえ、観光資源として活用することを推進しています。こうした事業については、教育委員会と観光部局、さらには市観光協会や地域の観光振興会、観光事業者等が連携して取り組んでいます。

(5) 交通機関

本市域が時代を問わず歴史の表舞台となり、多くの文化財が残されている理由のひとつとして、交通の要衝であったことが挙げられます。大山の麓という好適地であり、箱根から陸路で関東平野へ向かう東西ルートと相模川の右岸を相模湾から北関東へと向かう南北ルートの結節点であること、中世には鎌倉、小田原という政治、経済の中心と近接していたことが当地の重要性を物語っています。特に、市域を東西に走る矢倉沢往還は、東京・赤坂から本市を通り、足柄峠を越えて静岡・沼津へと至る、現在の国道246号に引き継がれている道路であり、東海道が整備される以前からの重要なルートでした。江戸時代には、幕府により整備された東海道とともに、矢倉沢往還をはじめとする大山詣りの道を多くの旅人が利用しました。大山道は、大山を中心に江戸、八王子、平塚、小田原方面へ放射状に張り巡らされ、現在の主要な道路となっています（62ページ、図15参照）。明治時代に敷設された鉄道は、東海道線の平塚駅が明治20年（1887）に創業し、東京から大山への主なルートも平塚駅とそこからバスを利用するルートへと変わりました。昭和2年には東京の新宿と小田原を結ぶ小田原急行電鉄が開通し、伊勢原駅が開業しました。大山参拝の玄関口も伊勢原駅となります。大山詣りの参詣者を運ぶケーブル



図 10 伊勢原市の交通網

出典：都市政策課

カー（大山鋼索鉄道）は昭和6年に開設し、戦争のため昭和19年（1944）に一時廃業となりますが、戦後の昭和40年（1965）に復活し、今に至っています。現在、小田急小田原線は、新宿まで約60分、海老名乗換えで横浜までは約50分で行くことができ、特急ロマンスカーも停車するようになっています。幹線道路は、先の国道246号に加え、東名高速道路、小田原厚木道路が市域を横断しています。

そして、令和2年に市域の北側に新東名高速道路の伊勢原大山インターチェンジが開設しました。これにより、伊勢原から東京方面へのアクセスが向上し、更に厚木から圏央道経由で北関東、東北方面への利便性も高まりました。また、伊勢原大山インターチェンジを中心に国道246号（伊勢原市善波）と国道129号（厚木市依知）を結ぶバイパス道路（厚木秦野道路）も整備が進められています。このように、新たな幹線道路の整備により、伊勢原の交通アクセスは飛躍的に向上することとなります。

（6）土地利用

市域の面積 55.56 km²のうち 21.2%が市街化区域、78.8%が市街化調整区域となっています（令和2年）。利用区分別でみると、農地 20%、丹沢大山国立公園を含む森林が 37%、河川水路が 2%、道路が 8%、宅地等が 19%、その他 14%（平成30年）となっています。農地・森林が約6割を占めていますが、農地の割合は減少傾向にあります。

本市では、昭和45年（1970）から都市計画法による線引き制度が施行され、昭和46年（1971）の市制施行前後から工業団地の造成や大規模住宅団地の開発が続き、自然的土地利用から都市的土地利用に転換が進みました。大山の山頂から麓にいたる緑の景観はほとんど昔のままですが、伊勢原駅や愛甲石田駅を中心とした市街地、成瀬地区や比々

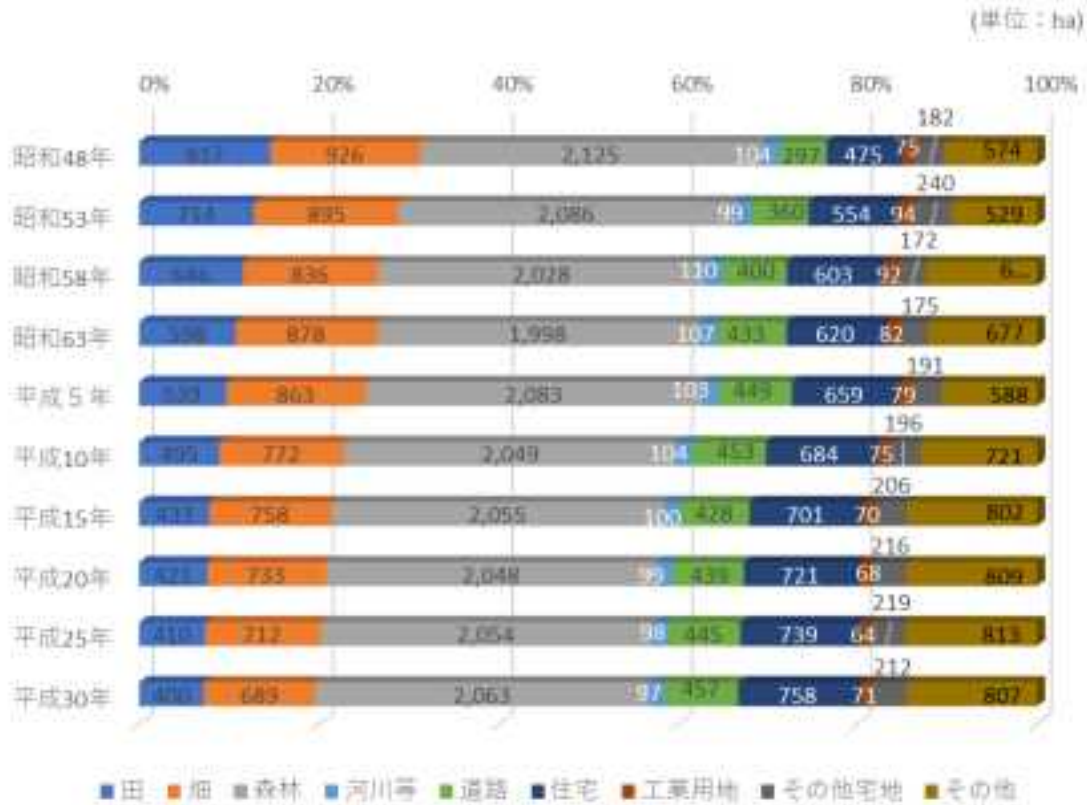


図 11 伊勢原市の土地利用の状況

出典：神奈川県土地統計資料

多地区などの里山は大きな変化を遂げてきたといえます。市内では現在、新東名高速道路、厚木秦野道路（国道 246 号バイパス）といった広域幹線道路の建設が進められており、新東名高速道路の伊勢原大山インターチェンジは一部供用が開始されました。

建設に際しては、事業エリア内における建設主体による埋蔵文化財の発掘調査が実施され、今までにない新たな歴史が明らかになりつつあります。加えて埋蔵文化財の保護に関する理解を深めるため、進行中の発掘調査現場の公開などが行われています。

(7) シティプロモーション

本市では、元気で活力ある都市として発展し続けるためには、地域の特性を生かした魅力あるまちづくりを進め、それを効果的に発信していくことが重要であるとの認識から、「いせはら」が市の内外から“選ばれるまち”になることを目指し、平成 27 年度に「いせはらシティプロモーション推進計画」をまとめました。その中では、「いせはら」の評価として、「歴史・文化」の満足度が高いことを踏まえ、訪れる人に対して「歴史と観光を同時に楽しめるまち」として発信していくという方向性のもと、基本戦略のひとつとして「歴史と観光で呼び込む」を掲げ、歴史・観光資源を最大限活用し、観光誘客を進めることとしました。また、推進計画期間終了の令和 2 年度には、これまでの基礎固めを踏まえ、更なる地域のブランド化を図り、今後も多くの人から“選ばれるまち”になるため、新たな方針となる「いせはらシティプロモーション指針」を策定しました。この中でも「いせはら」の都市イメージの発信に際して、引き続き「歴史と観光を同時に楽しめるまち」としての魅力を高め、総合的、効果的な推進を図ることとしています。

特に平成 28 年度に認定を受けた日本遺産については、その活用により観光等の地域振興へとつなげるためにも、日本遺産そのものの認知度を高め、「日本遺産のまち」としての本市の知名度向上を図る取組を進めています。

また、「いせはら」の知名度向上とイメージアップを図るため、シティプロモーションの顔として、本市公式イメージキャラクターである「クルリン」も活躍しています。



図 12 伊勢原市公式イメージキャラクター「クルリン」

(8) 歴史文化に対する市民の意識

本市では、総合計画に掲げる施策等に対する市民の満足度、今後の重要度等を把握するために市民意識調査を行っています。総合計画に掲げる施策等について、無作為に抽出した市内在住の 18 歳以上の市民に対してアンケートを行うものです。

平成 27 年度には、3,000 人の市民を対象に、37 本の施策に対する現状の「満足度」と今後の「重要度」を調査しました。その結果、「歴史・文化遺産の継承」という施策の満

未来の伊勢原のまちを表す言葉(キャッチフレーズ)は？

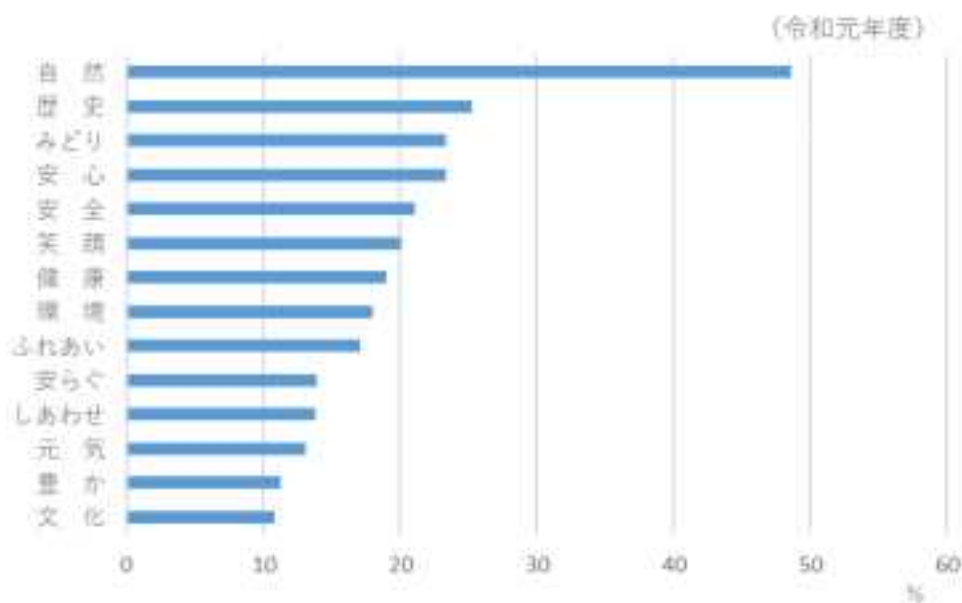


図 13 市民意識調査のアンケート結果

足度は全 37 本の施策の中で上から 3 番目ですが、重要度は下から 6 番目という評価でした。また、同様に、令和元年度の調査では、「歴史・文化遺産の活用と継承」という施策の満足度は、全 40 施策中 2 番目、一方、重要度は下から 2 番目となっています。満足度と重要度との相関分析では、現状維持領域に属するとされています。

また、令和元年度の調査において、あらかじめ用意した選択肢から回答する形で、「伊勢原市は今後、どのようなまちを目指したらよいと思いますか」との問いに対して、「歴史を大切にし、文化活動の盛んな文化の香り高いまち」を選んだ割合は 16.2%で、その他を含む 11 の選択肢中 8 番目という結果でした。一方、同じ形式で「未来の伊勢原のまちを表す言葉（キャッチフレーズ）として、どのような言葉がふさわしいと思いますか」という問いに対しては、「歴史」を選んだ割合が 25.3%で、「自然」に次いで 2 番目でした。

こうしたことから、市民の意識としては、本市の歴史文化を市の特性として認識し、肯定的に考えているものの、「重要度」の評価が低いことは、それを活かしていくことによる効果やメリットの実感が伴っていないと考えられます。

(9) 市の木・花・鳥

本市にふさわしい美しい緑の環境をつくり、市民の日常生活にゆとりと豊かさを与えるとともに、広く親しまれる市民のシンボルとしていくため、市民により、昭和 47 年 3 月 1 日に市の木、市の花、市の鳥が選定されました。

ア 市の木 しい

常緑広葉樹の高木で本州以南の暖地に自生しています。本市にも多く自生し、日向薬師大祭の「神木立て」にも使用されるなど、本市に縁の深い木です。

イ 市の花 ききょう

日本各地の山野の日当たりの良い草地に自生し、秋の七草の一つにも数えられています。太田道灌公の家紋にも使用されることから、本市には特に縁の深い花です。

ウ 市の鳥 やまどり

きじとともにわが国の特産種で、本州・四国・九州の山間地に生息しています。市内の山間にも生息し、俳句や和歌等にもうたわれています。



写真 9 市の木 しい



写真 10 市の花 ききょう



写真 11 市の鳥 やまどり

3 歴史的背景

(1) 伊勢原略史

ア 旧石器時代

新東名高速道路の建設工事に伴う栗窪地内での調査では、約3万年前の地層から石器が出土し、これが今のところ市内最古の遺物となっています。この時期の地球は、現在とくらべて平均気温が6～7度も低かったといわれ、本州地域では寒さに強いナウマンゾウやオオツノジカなどの大型動物を追って生活していました。そのための道具として、槍先に装着する石器や獲物を解体する石器が作られました。沼目・坂戸遺跡でも細石刃さいせきじんというカミソリのような小さな石の刃が発見されています。

この時代の資料が八幡台遺跡はちまんたい（東大竹）や咳止橋遺跡せきどめばし（上粕屋しもやと）、下谷戸遺跡しもやと（三ノ宮）などで発見されています。

イ 縄文時代

約1万2千年前から始まり、1万年間続くこの長い時期が縄文時代で、人々の生活も環境の変化に順応して大きく変わりました。そのひとつが土器の発明です。比々多神社境内の宮ノ前遺跡で発見された土器は、日本はもとより世界でも最も古い部類に属する土器です。また、同じ遺跡からは弓矢の先につけた石の矢じりゆうぜつせんとうき（有舌尖頭器）がたくさん出土していますが、この弓矢の発明も動きの速い中小の動物を捕るための工夫です。この矢じりを作っていた遺跡が、数百メートル離れた三ノ宮・下谷戸遺跡で見つかっています。

市内では、白金山遺跡しらがおやま（高森）で約8千年前頃のものとする住居跡が見つかっています。4、5千年前頃になると、比々多地区、伊勢原地区、岡崎地区にたくさんの住居が造られました。4千から4千5百年前頃には、東大竹の八幡台や日向の下北原に大集落が作られています。大山の山頂からもこの頃の縄文土器が出土し、大山への信仰の現れと考えられています。また、西富岡では縄文時代後期の谷が見つかり、木製品や植物の実等の貴重な遺物が出土しています。

ウ 弥生時代

弥生時代の開始年代については、近年の分析により紀元前1000年（今から約3千年前）にまでさかのぼるといふ学説が発表されています。市内で見つかった弥生時代の最も古い遺物は子易の大坪遺跡こやすで出土した土器で、弥生時代前期末、紀元前450年頃のもので、その後、中期後半になると、本格的に稲作が浸透したと考えられ、愛甲石田駅南の細谷遺跡ほそやや高森の宮ノ越遺跡くしはし、串橋の宮ノ根遺跡で、敵の侵



写真12 ナイフ型石器



写真13 市内最古の縄文土器



写真14 弥生時代の環濠
（石田・細谷遺跡）

入を防ぐため村の周りを深い溝で囲った環壕集落かんごうが見つかっています。また、後期には相模川流域に東海地方からの移住が想定されており、現在の愛知県東部～静岡県西部をルーツとする土器が石田や高森で出土しています。

エ 古墳時代

古墳には様々な形がありますが、市内では方墳、前方後円墳、円墳が見つかっています。方墳は4世紀中頃の築造と考えられる塚越古墳（高森）、前方後円墳は愛甲石田駅の南側に厚木市とまたがって位置する石田車塚古墳いしだくるまつか（別名、愛甲大塚古墳）が挙げられます。

6世紀後半から7世紀後半にかけては、市内に古墳が激増し、石室を有する数百基の円墳が造られました。それらは、三ノ宮から上粕屋、日向にかけての山裾に集中し、近年では子易でも確認されています。中でも、三ノ宮の登尾山古墳とのおのやま、埴免古墳はらめんからは、金銅製の馬具や金銀の装飾をもつ大刀、銅鏡など、当時のステータスシンボルともいえる副葬品が出土しています。その豪華な内容は県内でも他に例がなく、この地域が当時の最高権力者を葬る重要な場として選ばれていたことがわかります。また、7世紀には、崖に横穴を掘って死者を葬る横穴墓も数多く造られるようになり、大山の麓は祖先を祀る神聖な地域であったようです。

オ 奈良時代

平城京に都が築かれた和銅3（710）年から奈良時代が始まります。市内にある日向山ひなたさん霊山寺（現在の宝城坊）は霊亀2年（716）、石雲寺は養老2年（718）、大山寺は天平勝宝7年（755）に開かれたとされています。登尾山古墳には法具である銅鏡が副葬されており、仏教の片鱗は6世紀末にはこの地に及んでいました。そして奈良時代になり、他に先駆けて寺院としての形が整えられたと考えられます。この時代の集落は、東大竹の市場遺跡いちば、沼目の天王原遺跡ぬまめ てんのうばら、串橋の後原遺跡くしはし うしろはら、板戸の宮ノ前遺跡など、市内の各地で見つかっています。

カ 平安時代

延暦13年（794）、桓武天皇は京都に都を移し、平安時代が始まりました。出土品を除くと、市内に残された最古の文化財として、平安時代の彫刻を挙げることができます。宝城坊の本尊である鉿彫りの薬師三尊像、十二神将立像、大山寺の木造不動明王坐像、安養寺あんようじ（小稲葉）の十一面観音像、宗源寺そうげんじ（子易）の阿弥陀如来坐像などです。また、10世紀前半に編さんされたとされる延喜式神名帳えんぎしきじんみょうちょうには、相模の十三の神社のうち、高部屋神社、比々多神社、阿夫利神社あふりの名が記されており、仏教も神道もこの時代までに、宗教組織



写真15 石田車塚古墳



写真16 登尾山古墳の装飾大刀



写真17 石雲寺

としての形が整えられていたと考えられます。靈山寺には歌人の相模が参籠したとの記録がありますし、比々多神社に伝わる「うずらみか」と呼ばれる須恵器の甕、木造のこま犬も平安時代の作と考えられています。

市内の平安時代の遺跡からは、奈良時代と同様に竪穴住居と掘立柱の建物の跡が並んで発見されます。東大竹の市場遺跡では十数棟に及ぶ倉庫群の跡とともに、倉庫の鍵、貞観 12 年 (870) に鑄造された銅銭「貞観永宝」、墨で文字が書かれた土器などが出土し、田中の酒林遺跡では鉄製の道具を製作した鍛冶工房が見つかっています。

平安時代の終わり頃、伊勢原の大部分は京都伏見の安楽寿院が立券した糟屋荘と呼ばれる荘園で、京から派遣されて居を構えていたのが糟屋一族です。その棟梁である糟屋有季は、源頼朝に仕え、鎌倉幕府の成立にも重要な働きをします。

キ 鎌倉時代

源氏の棟梁である源頼朝は征夷大將軍に任命され、建久 3 年 (1192)、鎌倉を本拠とする幕府を開きます。市内岡崎の無量寺周辺から平塚市域にかけては、岡崎城と呼ばれる居館があったといわれています。城主、岡崎四郎義実(よしざね)は三浦半島に本拠を置く三浦氏の一門で、義実は源頼朝より 30 歳以上も年上でしたが、石橋山の戦いには息子の真田与一(まなだよいち)とともに参戦し、その後も頼朝につき従って鎌倉幕府成立の功臣となりました。同じ三浦氏の一族で、当時石田を本拠にしていたのが石田次郎為久(ためひさ)です。為久は源範頼、義経らの木曾義仲追討軍に加わり、北陸へ落ち延びようとした義仲を討ち取った当事者です。石田地区にある円光院北側の台地が石田氏の館跡といわれています。

鎌倉幕府の創始者となった源頼朝は、元暦元年 (1184) に大山寺に田畑を寄進し、妻の政子が実朝を出産する際には、相模国中の神社仏閣に神馬を奉納しています。その中に大山寺、日向山靈山寺、三宮冠大明神(現在の比々多神社)の名があります。建久 5 年 (1194) には娘の病氣平癒を願って靈山寺に参



写真 18 比々多神社のうずらみか



写真 19 掘立柱建物群



写真 20 宝城坊の木造寶頭盧尊者坐像(鎌倉時代)



写真 21 宝城坊の四天王立像(鎌倉時代)と十二神将立像(鎌倉～南北朝時代)

拝し、その後も使者を遣わして自らの歯の病が治るよう祈願しています。その妻政子も頼朝の死後、二度にわたって霊山寺に参拝しています。この頃、霊山寺には、薬師如来坐像、阿弥陀如来坐像、四天王立像など大きな仏像や賓頭盧尊者坐像が納められますが、これらも鎌倉幕府との関係が想定されています。また、浄業寺（三ノ宮）も政子が建立したといわれています。

鎌倉幕府の支配が將軍家源氏から執権である北条氏に引き継がれてまもなく、大山寺には鉄造の不動明王が納められます。

ク 室町時代

元弘3年（1333）、足利尊氏（この時点では高氏ですが、尊氏と統一）の離反をきっかけとして鎌倉幕府は滅亡し、後醍醐天皇による政治が開始されました。しかしその復古調の政治に対し多くの武士らが反発しました。源氏の棟梁としての尊氏の周囲にはそうした武士が集まり、やがて新たな武家政権を樹立します。京に幕府を開き、鎌倉には鎌倉府を置き、子の足利基氏に東国の支配にあたらせました。これが鎌倉公方で、補佐する管領には康安2年（1362）からは上杉氏となり、代々受け継ぐ形になりました。上杉氏は山内・犬懸・詫間・扇谷などの家に分かれていましたが、管領職は山内上杉氏が独占するようになります。扇谷上杉氏は、顕定が丹波（京都府）から相模鎌倉の扇谷に移り、居館を構えたのが始まりです。顕定の父、上杉宮内大輔藤成は観応2年（1351）には、「糟屋庄政所職」にあったといわれ、ここに以後の扇谷上杉氏と糟屋のつながりが推定できます。

ケ 戦国時代

鎌倉に置かれていた鎌倉府（鎌倉公方）と京の室町幕府が次第に対立するようになると、それは関東管領上杉氏と鎌倉公方との対立に発展します。上杉氏は鎌倉公方を追い、古河（茨城県）に逃れた公方（古河公方）と関東を二分する戦乱となっていく（享徳の乱）。この頃、扇谷上杉氏は、伊勢原の糟屋を本拠とする太田道真・道灌親子が家宰（家老職）として活躍していました。道灌は山内上杉家の内部反乱（長尾景春の乱）を平定するため、関東各地を転戦して勝利を重ね、扇谷家が勢力を伸ばしていきます。上杉氏と古河公方の対立は収まりますが、そうすると山内家と扇谷家の関係が難しくなり、そうした中、文明18年（1486）、太田道灌は主君である扇谷上杉定正により相模糟屋（本市）で殺されてしまいます。翌、長享元年（1487）下野で両上杉は戦端を開き、長享の乱が始まります。



写真 22 足利基氏が錦幡をかけたとされる宝城坊の二本杉



写真 23 太田道灌画像



写真 24 道灌の居城ともされる丸山城址

一方、伊豆から小田原に進出していた伊勢宗瑞（後の北条早雲）が、東方への勢力拡大を目指すと、両上杉家は和解しそれに備えませんが、宗瑞の力を止めることはできませんでした。市内の岡崎城を本拠としていた三浦氏も宗瑞に攻められ、新井城（三浦市）で滅亡します。こうして相模国をはじめ関東の大半が宗瑞を継いだ北条氏に制圧されます。北条氏は小田原城を本拠地とし、伊勢原には宗瑞の四男である北条幻庵の所領があり、日向の石雲寺には、幻庵の印判状が残されています。



写真 25 石雲寺の印判状

天正元年（1573）、15代将軍足利義昭は織田信長によって京都から追放され、室町幕府は240年に及ぶ歴史に幕を閉じました。しかし、信長も10年足らずで滅ぼされ、天下統一の夢は豊臣秀吉に引き継がれます。

豊臣秀吉は天正15年（1587）に九州を平定し、諸大名に服従を誓わせますが、関東最大の北条氏だけがそれに従いませんでした。秀吉は北条氏討伐の命を下し、天正18年（1590）には自ら軍を率いて小田原城を包囲しました。このとき秀吉は、日向山靈山寺と大山寺に制札（軍勢が乱暴をはたらかないよう付近の住民の安全を保証）を授けたといわれます。北条氏当主氏直は3ヶ月に及ぶ籠城を続けましたが、小田原評定の後ついに投降し北条氏は滅亡しました。この小田原討伐の功績により、北条氏の所領が徳川家康に与えられます。



写真 26 大山道の道標

コ 江戸時代

慶長8年（1603）、徳川家康は征夷大将軍となり、江戸幕府を開きました。家康は江戸幕府を開くと、戦国時代以降、僧兵等の武力を有し、北条氏とともに戦った大山寺の改革に乗り出します。大山寺から武力を一掃して人事を刷新し、一方で寺領100石を寄進しています。3代将軍家光もまた、大山寺の再興に莫大な資金を投じ、将軍の代参として乳母である春日局らがたびたび大山寺を訪れました。

「伊勢原」の名は、江戸時代の元和5年（1619）、または6年（1620）に、伊勢山田の曾右衛門と鎌倉の湯浅清左衛門が千手ヶ原を拓き、伊勢神宮を勧請して鎮守としたことに始まったと伝えられています。

江戸中期以降には、庶民の間で大山詣りが大流行しました。集団で石尊大権現に参詣するもので、物見遊山をかねた小旅行は町人文化が芽吹き始めた頃の江戸庶民にもはやされました。伊勢原は参拝者を受け入れる門前町として発展し、宿屋や商店などが軒を連ねるようになっていきました。

江戸時代の終わり、日本列島に諸外国の船が出没するよう



写真 27 浮世絵 納め太刀をもつ坂東三津五郎

になる頃、幕府の命により市内から北海道の官寺へ住職が派遣されました。厚岸の国泰寺5世として下糟屋にあった神宮寺の文道玄宗和尚、その執事として田中耕雲寺の松堂玄林和尚、そして第6世として池端蔵福寺の香国弁洩和尚が派遣されています。そして、彼らが残した蝦夷地での記録である『日鑑記』は、当時のアイヌやロシア人が登場する貴重な資料として国指定の文化財となっています。

サ 明治期

江戸の幕藩体制が崩壊し、200年余りにわたる太平の眠りから覚めた日本は、近代国家の成立に向けて、大きな変革を体験しなければなりません。

明治初年(1868)に打ち出された神仏分離政策により、各地で廃仏毀釈が行われ、寺院、仏像に大きな被害がありました。特に大山では、徳川幕府との関係が深く、また、寺院の力が強かったこともあり、その反動として仏教排除の動きが激しく、大山寺は移転となり、関連する多くの文物が流失したとされています。また、地租改正により土地が課税対象となり、その売買が自由化されると、富裕層による土地の独占が進み、そのことが新たな産業を生み、結果として地域の経済成長につながっていきます。上粕屋の山口家では当主の山口左七郎が自由民権結社「湘南社」の社長に就任し、当家を会場に伊勢原講学会が開かれ、歴史、政治、経済、法律、社会等幅広い分野の学習、討論が行われました。そうした自由民権運動に関わった人たちの中には、金融や鉄道といった地域経済の発展へつながる取組にかかわる人も現れました。

明治22年(1889)には市制・町村制が施行され、この地域には伊勢原町・大山町・高部屋村・比々多村・成瀬村・大田村・岡崎村が生まれました。日本美術院を創設した岡倉天心の監督のもとで宝城坊の薬師三尊像が明治34年(1901)に修理されています。また、前年には東京人類学会会長の坪井正五郎が三ノ宮地区を踏査し、野首や下谷戸にあった古墳群を発掘調査しています。

シ 大正期

大正12年(1923)9月1日に起こった関東大震災は、多くの被害をもたらしました。日本国内の死者・行方不明者は、10万5千人余りと報告され、「神奈川県震災誌」によると、伊勢原の被害は死者128人、住宅の全半壊2,509戸にのぼったと記されています。大山では、山頂にあった阿夫利神社の本社が倒壊するなど、地震による甚大な被害に加え、その後の大雨で山津波(土石流)が発生し、宿坊を含め多くの建物が流されました。しかしながら関東大震災後の復興はめざましく、昭和2年(1927)には小田原急行鉄道(現・小田急電鉄)が開通して首都東京と結ばれました。更に昭和6年(1931)には大山ケーブルカーが開通しました。

ス 昭和期

昭和29年(1954)に伊勢原町・大山町・高部屋村・比々多村・成瀬村・大田村の6町村が合併し、新しい伊勢原町が誕生しました。当時の人口は2万6千人余り、やっと食糧事情が好転し始めた頃でした。昭和31年(1956)には岡崎村が分村して伊勢原町と平



写真 28 再建された大山寺本堂

塚市に合併しました。昭和30年代に国道246号や東名高速道路の整備、工場の誘致や八幡台団地の建設など、都市としてのまちづくりが進められます。昭和40年代に入り、伊勢原駅南口の開設や周辺の土地区画整理事業、伊勢原内陸工業団地の建設、伊勢原駅北口の中央通りの拡幅、あかね台、つきみ野といった大規模な新興住宅地の造成など、伊勢原は急速に近代的な街へと成長していきました。この結果、戦前から市域の主要産業であった農業の割合が大きく下がり、代わって製造業、サービス業が伸び、特にサービス業が主要な産業となっていきます。

昭和46年(1971)3月1日、県下15番目の市として市制を施行し、伊勢原市が誕生しました。その後も好景気を持続する日本経済とともに首都圏近郊のベッドタウンとして発展しました。人口は昭和47年(1972)には5万人を超え、昭和50年には6万人、55年には7万人、昭和62年には8万人と着実に増加し、そのために小学校の分離新設、幹線道路の整備、下水道の敷設等のインフラ整備に追われることとなります。

セ 平成期

平成に入ってから区画整理事業など都市基盤整備の推進により、人口は順調に伸び続け、平成13年には人口10万人を突破しました。核家族化が進み、大量販売、大量消費の傾向により、市民の生活様式も大きく変化しました。それにより、地域で伝えられてきた神社の祭や風習、茅葺きや鍛冶等の伝統的な技術も失われていくこととなりました。

バブル経済後は長期の経済不況となり、自治体も行財政改革の推進に取り組むこととなります。一方で長寿社会により、急速に高齢化が進み、市民における65歳以上の割合は、平成12年では12.0%、平成22年には19.6%、平成27年には23.5%、令和2年には26.3%となっています。更に、今後は人口減少社会が到来すると予想されています。

歴史文化に関しては、開発と保存の調整が課題となってきましたが、バブル経済の崩壊以後、モノの幸せより心の幸せを求める風潮が広がったこともあり、地域の資産を活かした個性ある地域づくりが求められるなかで、地域の歴史文化が再認識されています。また、そうした地域資産を地域の活性化へ結びつける一環として、平成28年に「大山詣り」が日本遺産に認定されました。こうしたことを追い風に、歴史文化の活用を保存につなげながら、活気にあふれた魅力ある「しあわせ創造都市 伊勢原」を目指しています。



写真29 大山ケーブルカーの案内



写真30 八幡台の造成(昭和30年代)

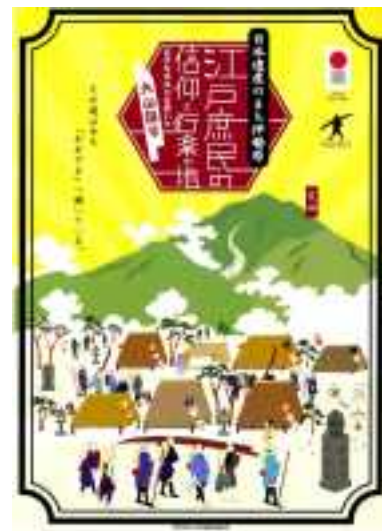


写真31 日本遺産のポスター

(2) 地名、伝承、昔話

地名は、地形や気候、利用形態など、その土地の特性に根ざした由来をもつものが多いなかで、過去の歴史的な出来事に関係すると考えられるものも見受けられません。言い換えや当て字、歴史的な根拠に乏しく、作り話に近いとされるものもありますが、地域の人々の生活に受け入れられ、定着してきたという事実は重要です。ここでは、歴史的な背景を有する主な地名について例示します。

古代に使用された地名としては、「日田」（比々多）、「櫛橋」（串橋）、「渭辺」（沼目）、「高部屋」等があります。中世では、「糟屋」、「岡崎」、「石田」、「善波」等の地名を名にした武将が活躍しています。江戸時代には、現在に通じる村名がほぼ使われていたと考えられます。伊勢原という地名も、江戸時代の初めに、鎌倉の住人湯浅清

左衛門と伊勢山田の山田曾右衛門が、大山詣りの途中に水音を聞き、開墾できると判断して中原（平塚市）の代官に荒地であった土地の開発を願い出で許可され、伊勢から神社を勧請した（現、伊勢原大神宮）ことによるとされています。

昔話にも、その当時の生活や文化がよく表れていますが、その中で歴史上の人物に関するものとして、霊山寺（現、宝城坊）を開いた行基、大山寺を開創した良弁僧正、木曾義仲を討った石田次郎為久、霊山寺に参詣した源頼朝と北条政子、市域で暗殺された太田道灌、隠棲した連歌師心敬等にまつわる話が伝わっています。

また、文化財を題材としているものとしては、日向薬師宝城坊の大太鼓、二本杉、石雲寺の五層塔（大友皇子の墓）、善波太郎の墓とされる石塔群（中世串橋石塔群）等を挙げることができます。



写真 32 いせはらの古老の語り
（表紙）

(3) 災害史

災害に備えるためには、過去の災害に関する記録を追うことも大切になります。古い事例としては、平安時代の延喜元年（901）に編さんされた『日本三代実録』には、約1,150年前の貞観11年（869）に東日本大震災と類似した大地震が発生したことが記録されています。また、富士山の噴火（864年）、関東地方の大地震（878年）についても記述されています。相模地方ではこの地震で、海老名の相模国分寺の七重塔が倒れ、大山寺にも大きな被害があったとされています。

記録に残る市内の災害としては、江戸時代の元禄16年（1703）の地震で大山寺の諸堂が破損したこと、続いて宝永4年（1707）に富士山が噴火し、噴出した大量の砂が田畑や水路を埋め、大きな被害があったことが挙げられます。そして、大正12年（1923）9月1日に起こった関東大震災では、死者128人、負傷者129人、家屋の全壊1,615戸、半壊894戸、破損488戸という被害となり、大山山頂の阿夫利神社本殿、下糟屋の高部屋神社の本殿も倒壊しました。更にその後、大山では大規模な山津波（土石流）が発生し、広範囲にわたり先導師旅館等140戸が押し流されました。また、昭和13年には日向も山

津波に襲われ、浄^{じょう}発^{はつ}願^{がん}寺^じ奥ノ院が泥に埋まりました。明治時代から洪水に悩まされていた小稲葉や下谷では、震災の後に上流の山林が荒れ、大雨の

たびに土が流れて、しばしば川が氾濫しました。登録文化財となっている大山の堰堤^{えんてい}(砂防ダム)も、こうした土砂災害の防止を目的として昭和初期に築かれたものです。

大火としては、江戸末期の安政2年に大山で発生した安政の大火があります。出火後、5日間にわたり燃え続け、本堂をはじめ19の堂が焼失しました。この教訓から、大山では今でも、どんど焼きを河原や中州で行っていると言います。



写真 33 大山の山津波の状況



写真 34 発掘調査で見つかった地震の地割れ

■ 第3章 伊勢原市の文化財の概要

1 指定・登録文化財の状況

市域には、文化財保護法に基づく「国指定文化財」が12件、「国登録文化財」10件が所在しています。また、神奈川県文化財保護条例（以下、「県条例」という。）に基づく「県指定文化財」が14件、市条例に基づく「伊勢原市指定文化財」が39件、「伊勢原市登録文化財」が4件となっています。

(1) 国指定文化財（12件）

本市の国指定文化財は、宝城坊に集中しています。それらについては本章、4の(1)に記載しています。もう一件は大山寺の鉄造不動明王及二童子像で、大山寺の本尊として鎌倉時代に鑄造されました。仏像には珍しく鉄でできています。江戸時代に大山詣りに訪れた多くの参詣者が拝んだ仏様です。

史跡の八幡台石器時代住居跡は、昭和8年に縄文時代の床に石を敷いた住居が見つかった遺跡です。当時としては珍しい発見で、翌年史跡に指定されています。

表3 伊勢原市に所在する指定・登録文化財の件数（令和3年3月1日現在）

類 型			国指定	県指定	市指定	国登録	市登録	合計
有形文化財	建造物	建築	2	—	5	7	—	14
		土木構造物	—	—	—	3	—	3
	美術工芸品	絵画	—	1	3	—	—	4
		彫刻	8	2	7	—	—	17
		工芸品	1	4	—	—	—	5
		古文書	—	—	2	—	—	2
		考古資料	—	—	4	—	—	4
		歴史資料	—	—	—	—	1	1
無形文化財		音楽	(1)	—	—	—	—	(1)
民俗文化財	有形		—	2	2	—	1	5
	無形	民俗芸能	—	1	1	—	1	3
		風俗慣習	—	—	—	—	1	1
		民俗技術	—	—	1	—	—	1
記念物	遺跡	1	—	11	—	—	—	12
	名勝地	—	—	2	—	—	—	2
	植物	—	4	1	—	—	—	5
伝統的建造物群		—	—	—	—	—	—	0
文化的景観		—	—	—	—	—	—	0
計			12	14	39	10	4	79

※無形文化財の(1)は、長唄の団体構成員としての指定のため、件数には含めていません



写真 35
木造薬師如来及び両脇侍像
(明治 33 年 4 月 7 日指定)
[所有者] 宝城坊
[時期] 平安時代中期



写真 36 銅鐘
暦応三年十二月十五日の銘あり
(大正 14 年 4 月 24 日指定)
[所有者] 宝城坊
[時期] 暦応 3 年 (1340、南北
朝時代)



写真 37
木造阿弥陀如来坐像
(大正 6 年 4 月 5 日指定)
[所有者] 宝城坊
[時期] 平安時代末期～
鎌倉時代初期



写真 38
木造薬師如来坐像
(大正 6 年 4 月 5 日指定)
[所有者] 宝城坊
[時期] 平安時代末期～
鎌倉時代初期



写真 39 木造獅子頭
(平成 28 年 8 月 17 日指定)
[所有者] 宝城坊
[時期] 13 世紀後半
(鎌倉時代後期)



写真 40
木造日光・月光菩薩立像
(大正 14 年 4 月 24 日指定)
[所有者] 宝城坊
[時期] 鎌倉時代前期



写真 41 木造四天王立像
(大正 14 年 4 月 24 日指定)
[所有者] 宝城坊
[像名] 多聞天像 持国天像 増長天像 広目天像
[時期] 鎌倉時代前期



写真 42 木造十二神将立像 (大正 14 年 4 月 24 日指定)
[所有者] 宝城坊
[像名] 右から宮毘羅大将像 [子]、伐折羅大将 [丑]、迷企羅大将 [寅]、安底羅大将 [卯]、
額彌羅大将 [辰]、珊底羅大将 [巳]、因陀羅大将 [午]、波夷羅大将 [未]、摩虎羅大将 [申]、
真達羅大将 [酉]、招杜羅大将 [戌]、毘羯羅大将 [亥]
[時期] 鎌倉時代末期～南北朝時代



写真 43 旧本堂内厨子
 (昭和 43 年 4 月 25 日指定)
 [所有者] 宝城坊
 [時期] 鎌倉時代後期



写真 44 宝城坊本堂 (平成 7 年 12 月 26 日指定)
 [所有者] 宝城坊
 [時期] 万治 3 年 (1660、江戸時代前期) 建立、
 延享 2 年 (1745、江戸時代中期) 改修



写真 45 八幡台石器時代住居跡
 (昭和 9 年 12 月 28 日指定)
 [時期] 縄文時代後期



写真 46 鉄造不動明王及び二童子像
 (平成 3 年 8 月 17 日指定)
 [所有者] 大山寺
 [像名] 不動明王像 (中)、
 矜羯羅童子 (右)、
 制吒迦童子 (左)
 [時期] 鎌倉時代後期



写真 47 長唄 鳴物・笛
 (令和 2 年 10 月 9 日指定)
 [保持者] 福原洋子 (本名 尾崎 洋子)
 [認定区分] 総合認定

表4 伊勢原市域の国指定文化財（令和3年3月1日現在）

区分	種別	名称	員数	所在地または認定団体	指定日	
国指定文化財	建造物	宝城坊旧本堂内厨子	1棟	日向 宝城坊	昭43. 4. 25	
		宝城坊本堂	1棟	日向 宝城坊	平7. 12. 26	
	彫刻	木造薬師如来及び両脇侍像	3軀	日向 宝城坊	明33. 4. 7	
		木造阿弥陀如来坐像	1軀	日向 宝城坊	大6. 4. 5	
		木造薬師如来坐像	1軀	日向 宝城坊	大6. 4. 5	
		木造日光・月光菩薩立像	2軀	日向 宝城坊	大14. 4. 24	
		木造四天王立像	4軀	日向 宝城坊	大14. 4. 24	
		木造十二神将立像	12軀	日向 宝城坊	大14. 4. 24	
		鉄造不動明王及び二童子像	3軀	大山 大山寺	昭3. 8. 17	
		木造獅子頭	2面	日向 宝城坊	平28. 8. 17	
	(12)	工芸	銅鐘 曆応三年十二月十五日の銘あり	1口	日向 宝城坊	大14. 4. 24
		史跡	伊勢原八幡台石器時代住居跡	2カ所	東大竹・八幡台	昭9. 12. 28
無形		長唄（笛）	1名	伝統長唄保存会	令2. 10. 9	

※長唄は団体構成員としての指定のため、合計の件数には含めていません

※名称は指定書の記載どおりではなく、現在の呼称、あるいは所有者の意向に沿った名称としています

（表5 県指定文化財以下も同様）

（2）県指定文化財（14件）

県指定文化財は、昭和30年代から40年代の指定が多く、絵画、仏像彫刻、民俗文化財と多岐にわたっています。仏像は大山寺の木造不動明王坐像、宝城坊本堂の十二神将立像ともに平安時代の作です。宝城坊の錦幡は仏堂の内部に懸けるもので、長さ6.6mと非常に大きなものです。それを納める唐櫃には、延文2年（1357）の朱書きがあります。無形民俗文化財としては、奈良の春日大社から大山阿夫利神社に伝えられた「倭舞」「巫子舞」が指定されています。また、銅鐘2件と天然記念物の樹林が4件指定となっています。



写真48 板絵著色歌川国経筆美人図絵馬
 （昭和35年11月4日指定）
 [所有者] 子易 比比多神社
 [時期] 享和2年（1802、江戸時代後期）



写真49 八坂神社銅鐘（平成2年2月13日指定）
 [所有者] 沼目 八坂神社
 [時期] 応永10年（1403、室町時代）



写真 50 木造不動明王坐像
(昭和 59 年 11 月 22 日指定)
[所有者] 大山寺
[時期] 平安時代



写真 51 うずらみか
(昭和 31 年 8 月 17 日指定)
[所有者] 三之宮比々多神社
[時期] 平安時代



写真 52 大太鼓
(昭和 30 年 11 月 1 日指定)
[所有者] 宝城坊
[時期] 室町時代



写真 53
大山阿夫利神社の倭舞及び巫子舞
(昭和 28 年 12 月 22 日指定)
[所有者] 大山阿夫利神社

表 5 伊勢原市域の県指定文化財（令和 3 年 3 月 1 日）

区分	種別	名称	員数	所在地または認定団体	指定日
県指定文化財 (14)	絵画	板絵著色歌川国経筆美人図絵馬	1 面	子易 比比多神社	昭 35. 11. 4
	彫刻	木造不動明王坐像	1 軀	大山 大山寺	昭 59. 11. 22
		十二神将立像（所在本堂）	12 軀	日向 宝城坊	平 18. 2. 14
	工芸	うずらみか	1 個	三ノ宮 比々多神社	昭 31. 8. 17
		銅鐘	1 口	下糟屋 高部屋神社	昭 44. 12. 2
		宝城坊の錦幡・唐櫃	1 具	日向 宝城坊	昭 55. 2. 15
		八坂神社銅鐘	1 口	沼目 八坂神社	平 2. 2. 13
	無形民俗	大山阿夫利神社の倭舞及び巫子舞	—	大山 大山阿夫利神社	昭 28. 12. 22
	有形民俗	獅子頭	2 個	日向 宝城坊	昭 30. 11. 1
		大太鼓	1 個	日向 宝城坊	昭 30. 11. 1
	天然記念物	大福寺の大クスノキ	—	伊勢原 大福寺	昭 30. 5. 10
		宝城坊の二本杉	—	日向 宝城坊	昭 30. 11. 1
		大山の原生林	—	大山字阿夫利山	昭 41. 10. 15
		日向薬師の寺林	—	日向 宝城坊	平 3. 2. 8

(3) 市指定文化財 (39 件)

市指定文化財は、39 件と数も多く、種別も様々です。考古資料として古墳からの出土品が 4 件、無形民俗文化財としては神事能で催される大山能狂言、民俗技術では大山の木地師に伝わる大山こまの製作技術が指定となっています。

江戸時代に描かれた太田道灌画像は、本市で最も画像データの貸し出し依頼が多い文化財です。また、史跡、名勝、天然記念物は、いずれも伊勢原町時代の指定となっています。



写真 54 登尾山古墳出土品
(昭和 57 年 2 月 5 日指定)
[所有者] 三之宮比々多神社
[時期] 6 世紀後半～7 世紀



写真 55 齋藤家住宅
(昭和 63 年 4 月 30 日指定)
[所有者] 齋藤家
[時期] 延享 2 年 (1745)



写真 56
小稲葉村古文書 (昭和 57 年 2 月 5 日指定)
[所有者] 小稲葉児童館
[時期] 享保年間 (1746 ～) から明治時代初期



写真 57
宮大工手中明王太郎関連資料
(平成 3 年 3 月 14 日指定)
[所有者] 手中氏
[時期] 江戸時代～昭和時代



写真 58 大山八段滝
 (昭和 39 年 5 月 2 日指定)
 [所在地] 大山



写真 59 大山能狂言
 (昭和 53 年 6 月 28 日指定)
 [保持団体] 大山能楽社保存会



写真 60 浅岡篁城作下絵
 (昭和 57 年 2 月 5 日指定)
 [所有者] 浅岡氏
 [時期] 明治時代



写真 61 大山こま製作技術
 (平成 29 年 3 月 28 日指定)
 [保持者] 播磨啓太郎、鈴木清一、
 鈴木勇次、金子吉延、金子貞雄



写真 62 こま犬 (昭和 52 年 5 月 25 日指定)
 [所有者] 三之宮比々多神社
 [時期] 平安時代後期



写真 63 太田道灌の墓
 (昭和 44 年 2 月 27 日指定)
 [所有者] 大慈寺
 [時期] 15 ~ 16 世紀 (宝篋印塔、五輪塔)

表6 伊勢原市域の市指定文化財（令和3年3月1日現在）

区分	種別	名称	員数	所在地または認定団体	指定日	
市 指 定 文 化 財 (39)	建造物	宝城坊の鐘堂	1 宇	日向 宝城坊	昭 57. 2. 5	
		石造多宝塔	1 基	下糟屋 普濟寺	昭 57. 2. 5	
		齋藤家住宅	1 棟	三ノ宮 齋藤氏	昭 63. 4. 30	
		串橋中世石塔群 〔（伝）善波太郎の墓〕	1 群	串橋字西町	平 17. 4. 26	
		日向洲ノ上石造五層塔	1 基	日向字洲ノ上	平 17. 4. 26	
	絵画	太田道灌画像	1 幅	下糟屋 大慈寺	昭 52. 5. 25	
		浄瑠願寺縁起絵巻	3 巻	日向 浄瑠願寺	昭 53. 6. 28	
		浅岡篁城作下絵	一括	大山 浅岡氏	昭 57. 2. 5	
	彫刻	釈迦涅槃像	1 軀	大山 涅槃寺	昭 52. 5. 25	
		こま犬	2 軀	三ノ宮 比々多神社	昭 52. 5. 25	
		伝妙沢不動尊版木	1 面	日向 宝城坊	昭 53.10.31	
		金剛力士像	2 軀	日向 宝城坊	昭 57. 2. 5	
		木造聖観音坐像	1 軀	下糟屋 大慈寺	平 12.10.23	
		木造薬師如来坐像	1 軀	善波 勝興寺	平 12.10.23	
		木造賓頭盧尊者坐像	1 軀	日向 宝城坊	平 30.10.23	
	古文書	小稲葉村古文書	一括	小稲葉児童館	昭 57. 2. 5	
		北条幻庵印判状（附 写し）	一通	日向 石雲寺	平 30.10.23	
	考古資料	登尾山古墳出土品	一括	三ノ宮 比々多神社	昭 57. 2. 5	
		金銅単竜環把頭	一口	三ノ宮 比々多神社	昭 57. 2. 5	
		尾根山古墳出土品	一括	三ノ宮 比々多神社	昭 63. 4. 30	
		埴免古墳出土品	一括	三ノ宮 比々多神社	昭 63. 4. 30	
	有形民俗	六字名号雨乞軸	1 幅	日向 浄瑠願寺	昭 53. 6. 28	
		宮大工手中明王太郎関連資料	一括	大山 手中氏	平 3. 3.14	
	無形民俗	大山こま製作技術	大山能狂言	—	大山能楽社保存会	昭 53. 6. 28
			大山 播磨啓太郎	5 名	平 29. 3. 28	
			大山 鈴木清一	平 29. 3. 28		
			大山 鈴木勇次	平 29. 3. 28		
			大山 金子吉延	平 29. 3. 28		
	大山 金子貞雄	平 30. 8. 22				
	史跡	上杉館跡	—	上粕屋字立原	昭 44. 2. 27	
浄瑠願寺奥ノ院		—	日向字一ノ沢	昭 44. 2. 27		
一之坪条里制度遺跡		2 ヲ所	笠窪字市ノ坪 白根字一ノ坪	昭 44. 2. 27		
箕輪駅跡		—	笠窪字三ノ輪	昭 44. 2. 27		
下谷戸縄文遺跡環状列石及び住居跡		—	三ノ宮 比々多神社	昭 44. 2. 27		
太田道灌の墓		—	上粕屋 洞昌院	昭 44. 2. 27		
太田道灌の墓		—	下糟屋 大慈寺	昭 44. 2. 27		
岡崎城跡		—	岡崎 無量寺	昭 44. 2. 27		
実蒔原古戦場		—	西富岡字北実蒔原	昭 44. 2. 27		
浄業寺跡		—	三ノ宮字竹ノ内	昭 44. 2. 27		
宝城坊境内		—	日向 宝城坊	昭 48. 3. 23		
名勝	日向溪谷	—	日向字寒沢上流	昭 39. 5. 2		
	大山八段滝	—	大山字大山川	昭 39. 5. 2		
天然記念物	神代杉（うもれ木）	—	善波字三ツ沢河床	昭 44. 2. 27		

(4) 国登録文化財(10件)

市内の国の登録文化財としては、建造物、構造物が対象となっています。建造物としては上粕屋の山口家住宅の主屋と離れ、西富岡の小澤家住宅の主屋、表門、^{にわべい}庭塀です。両家とも江戸時代の名主の家で、作りの良い民家住宅です。また、高部屋神社は拝殿と本殿が対象となっています。本殿は江戸時代前期の建物が関東大震災で倒壊し、昭和初期に再建したもの、拝殿は県内でも珍しい茅葺の社殿です。このほか、構造物として昭和初期に建造された大山の堰堤(砂防ダム)が3件登録されています。



写真 64 小澤家住宅主屋
(平成 19 年 5 月 15 日登録)
[所有者] 小澤氏
[時期] 明治時代初頭



写真 65 山口家住宅主屋
(平成 10 年 9 月 2 日登録)
[所有者] 山口氏
[時期] 天保 5 年 (1834、江戸時代) 建築、
明治 2 年 (1869) 現在地に移転



写真 66 高部屋神社拝殿・幣殿、本殿
(平成 28 年 2 月 25 日登録)
[所有者] 高部屋神社
[時期] 拝殿・幣殿：慶応元年 (1865)
本殿：正保 4 年 (1647、江戸時代) 建立
昭和 4 年 (1929) 再建



写真 67 元滝堰堤
(平成 16 年 8 月 17 日登録)
[所有者] 大山
[時期] 昭和 5 年 (1930)

表7 伊勢原市域の国登録文化財（令和3年3月1日現在）

区分	種別	名称	員数	所在地または認定団体	指定日
(10)	有形文化財	山口家住宅 主屋	1棟	上粕屋 山口氏	平 10. 9. 2
		山口家住宅 離れ	1棟	上粕屋 山口氏	平 10. 9. 2
		八段滝堰堤	1基	大山	平 16. 8. 17
		元滝堰堤	1基	大山	平 16. 8. 17
		袋町堰堤	1基	大山	平 16. 8. 17
		小澤家住宅 主屋	1棟	西富岡 小澤氏	平 19. 5. 15
		小澤家住宅 表門	1棟	西富岡 小澤氏	平 19. 5. 15
		小澤家住宅 庭塀	1棟	西富岡 小澤氏	平 19. 5. 15
		高部屋神社本殿	1棟	下糟屋 高部屋神社	平 28. 2. 25
		高部屋神社拝殿及び幣殿	1棟	下糟屋 高部屋神社	平 28. 2. 25

(5) 市登録文化財（4件）

本市の登録文化財は制度ができてから日が浅いこともあり、件数は4件にとどまっています。無形民俗文化財として、夏山の時期に大山の参詣者を導くために灯籠を立てる大山灯籠行事、有形文化財としては大山道の道標と、いずれも大山詣りにちなむ登録となっています。また、宝城坊の神木のぼりは、山伏が修行を行う際に安全を祈願する儀式で、毎年催される春の例大祭のメインイベントとなっています。大山小学校の青い目の人形は、昭和2年に日本とアメリカの友好親善を目的として、アメリカの子どもたちから送られてきた人形のひとつです。大山小学校に保管してあったものが、調査の結果、友好人形とわかったものです。

なお、本市の文化財登録制度については、第5章3（1）に記載しています。



写真 68 青い目の人形
 (平成 30 年 10 月 23 日登録)
 [所有者] 大山小学校
 [時期] 大正 4 ～ 10 年 (1915 ～ 1921)



写真 69 大山灯籠行事
 (平成 30 年 10 月 23 日登録)
 [認定団体] 下之町保存会、仲西保存会、
 八坂前保存会、大田保存会、北高森
 大山灯籠保存会、千津大山灯籠講



写真 70 宝城坊の神木のぼり
 (平成 29 年 3 月 28 日登録)
 [認定団体] 宝城坊神木のぼり保存会



写真 71 大山道の道標
 (平成 29 年 3 月 28 日登録)
 写真は下落合 539 付近所在の道標

表 8 伊勢原市域の市登録文化財 (令和 3 年 3 月 1 日現在)

区分	種別	名称	員数	所在地または認定団体	登録日	
市 登 録 文 化 財 (4)	無形民俗	大山灯籠行事	6 団体	「大山灯籠行事」下之町保存会	平 29. 3. 28	
				「大山灯籠行事」仲西保存会	平 29. 3. 28	
				「大山灯籠行事」八坂前保存会	平 29. 3. 28	
				「大山灯籠行事」大田保存会	平 29. 3. 28	
				北高森大山灯籠保存会	平 29. 3. 28	
				千津大山灯籠講	平 29. 3. 28	
			宝城坊の神木のぼり	1 団体	宝城坊神木のぼり保存会	平 29. 3. 28
		有形民俗	大山道の道標	14 基	下落合 539 付近 (長沼交差点)	平 29. 3. 28
	上谷 2-1 付近 (上谷の辻)				平 29. 3. 28	
	東富岡 87 付近 (東富岡 87 の辻)				平 29. 3. 28	
	岡崎 4938 付近				平 29. 3. 28	
	上粕屋 1141-2 (山王橋際)				平 29. 3. 28	
	上粕屋 1141-2 (山王橋際)				平 29. 3. 28	
	串橋 431 北東角				平 29. 3. 28	
日向 1691 付近 (日向・白髭神社前)	平 29. 3. 28					
日向 1691 付近 (日向・白髭神社前)	平 29. 3. 28					
小稲葉 2288-1 (八幡神社)	平 30. 10. 23					
小稲葉 2467 (新屋公民館)	平 30. 10. 23					
東大竹 1198 (光明院)	平 30. 10. 23					
神戸 518 (木下神社)	平 30. 10. 23					
三ノ宮 1273 (能満寺)	平 30. 10. 23					
歴史資料		青い目の人形	1 体	大山 209 (大山小学校)	平 30. 10. 23	

(6) 指定・登録文化財の制作年代

市域の文化財を制作された年代でみると、出土品を除く伝世品としては、平安時代中期（10世紀末から11世紀初頭）の作とされている宝城坊の「木造薬師如来及び両脇侍像」（国指定）が最古となります。他に平安時代後期の作としては、比々多神社の「こま犬」（市指定）、大山寺の「木造不動明王坐像」（県指定）があり、宝城坊の木造十二神将立像（県指定）は、仁平3年（1153）頃に都付近で作られたと考えられています。比々多神社に伝わる須恵器の甕である「うずらみか」（県指定）も平安時代とされています。これらの指定文化財はいずれも大山の麓に所在する社寺に伝わっています。

鎌倉時代、南北朝時代、室町時代の文化財としては、宝城坊や善波の勝興寺、下糟屋の大慈寺に国、市の指定を受けた仏像が伝わっています。宝城坊の錦幡とそれを納める唐櫃（県指定）は鎌倉公方の足利基氏が貞治3年（1364）に寄進したものです。銅鐘は、宝城坊が暦応3年（1340、国指定）、いずれも県指定重要文化財である下糟屋の高部屋神社が至徳3年（1386）、沼目の八坂神社が応永10年（1403）の铸造です。古文書としては石雲寺の印判状（市指定）が戦国時代（1543年）、石造物としては、串橋の石塔群、石雲寺の五層塔（いずれも市指定）が南北朝から室町時代後期の作です。

建造物は江戸時代前期の宝城坊本堂が万治3年（1660）と最も古く、三ノ宮の齋藤家住宅が延享2年（1745）に建てられました。無形文化財である大山の能狂言（市指定文化財）は江戸時代から、県指定文化財の倭舞、巫子舞は明治初期に阿夫利神社に伝わったものです。大山こまの製作技術（市指定）も江戸時代からの伝統と考えられています。

このように、主な指定文化財を見ても、由緒ある社寺を中心として、平安時代から中世、近世と貴重な文化財が伝えられてきたことがわかります。

(7) 文化財の指定時期の特徴

現在の文化財保護法は昭和25年に制定されましたが、それまでは昭和4年の国宝保存法に基づいていました。本市には、それ以前、明治30年に制定された古社寺保存法に基づき指定された文化財があります。宝城坊の本尊である木造薬師三尊像は、明治33年に神奈川県内で最初の「旧国宝」指定事例です。更に大正6年、14年には阿弥陀如来坐像、



写真 72 宝城坊の錦幡（上）と唐櫃（下）



写真 73 高部屋神社の銅鐘

薬師如来坐像、日光・月光菩薩立像、四天王立像、十二神将立像、更に銅鐘が立て続けに指定され、大山寺の鉄造不動明王も昭和3年と国宝保存法以前の指定となっています。

文化財の対象が狭く、指定件数も少なかった時代に、こうした市域の文化財が当時の国宝に指定されていることは、それらが文化財としての価値をいち早く認められ、評価されていたことを示しています。伊勢原が文化財の宝庫と言われていた理由もこうしたところにあると考えられます。



写真 74 宝城坊の薬師如来坐像

(8) 指定文化財の類型から見た特徴

本市の指定文化財は、仏像や銅鐘、建造物等といった有形の文化財が多い傾向があります。これらは、戦前までの比較的古い時期に指定となっており、こうした分野の調査が早くから進んでいたことを示しています。一方で、有形文化財でも絵画や古文書の指定が少ないのは、材質上、資料の保存が難しく、また、個人蔵の資料が多いことが理由と考えられます。考古資料については市の指定のみとなっています。

個人の高度な技量の習得による無形文化財は、地域で育てることが難しい文化財ですが、令和2年度に初めて市内在住者が国の総合認定の団体構成員として指定を受けました。

無形民俗文化財については、民俗芸能が主となっていましたが、近年、地域の風俗慣習、民俗技術についても指定・登録文化財としました。有形民俗文化財は、雨乞い等の儀礼に用いられた軸、幡等と宮大工の道具類で、市登録は石造物に限られています。

記念物は、県の指定である樹木、寺社林を除くとほぼ市の指定です。史跡については、古い時期の指定が多く見られますが、近年の発掘調査の状況からすると、新たに価値の高い史跡が発見されることも想定されます。

また、伝統的建造物群と文化的景観については、県内に選定例がありません。

以上を概観しますと、典型的な文化財については早くに調査が入り、評価されたと考えられますが、民俗文化財等の比較的新しい分野の文化財については、指定・登録が進んでいないという傾向がうかがえます。また、自然系の文化財である動植物や鉱物等についても、調査成果を蓄積していく必要があります。

2 未指定文化財の状況

行政による指定を受けていない文化財は、基本的に所有者の裁量で管理されています。そうした文化財の中には、所有者がその価値を知らず処分したり、維持が難しくなって手放したりということも少なくありません。よって、地域の貴重な文化財を活かし、継承していくためにも、その所在



写真 75 勝興寺本堂

を把握し、価値を認識する必要があります。そしてその結果により、必要に応じて、指定・登録等の行政的措置を行って、継承を図ることが必要です。

ここでは、市域の未指定の文化財のうち主要なものを取り上げますが、触れなかった文化財についても、今後より詳細なデータが蓄積されることで、歴史的評価が定まり、価値が認められることもあり、継続的に調査を進めていくことが大切です。

(1) 有形文化財（建造物・工芸・古文書等）

建造物としては、江戸時代前期の明暦2年（1656）建造である大福寺の本堂が、相模地域の浄土宗本堂の典型例として高い評価を受けています。その後の江戸時代の建物としては、善波の勝興寺本堂や三之宮比々多神社本殿等があります。また、日向の石雲寺本堂は大山の宮大工手中明王太郎の作とされています。明治17年（1884）上棟の大山寺本堂は、廃仏毀釈が激しい時期に建立された本格的な仏堂として貴重です。

大山では、先導師旅館であるおおすみ山荘や上神崎旅館の門等が江戸時代、武田旅館は江戸末期の建物に関東大震災後のモダンな建物が増築されています。この他、大山寺の銅製の宝篋印塔は高さ8.5mの大きなもので、江戸時代の寛政7年（1795）に建ち、二度崩れたものの、その都度再建されています。大山阿夫利神社にも、享保、安永年間の鳥居や灯籠、また、川越の講から寄進された巨大な鉄製の天水桶等、大山詣りに関係する文物が残されています。

仏像彫刻では、安養寺の十一面観音立像、宗源寺の阿弥陀如来坐像が平安仏、宝城坊の千手観音立像、光明院の不動明王像両童子像等も貴重な作とされています。仏教関係の資料としては、大山寺に伝わる仏画、版木、納め太刀、高部屋神社の大般若経が戦国時代に遡る資料とみられています。大山に関連する歴史資料としては、おおすみ山荘に伝わる明治初期に描かれた大山山内図、市が所有する大山寺縁起絵巻等、また大山阿夫利神社には大山能に用いられる面、能装束等が伝えられています。

市域に残されている古文書等の歴史資料は、個人蔵となっているものが多い状況ですが、まとまった資料として江戸時代を通じて名主を務めた西富岡の堀江家文書、同じく小澤家文書が貴重です。また、上粕屋の山口家には、江戸時代の資料に加えて、明治時代の自由民権運動の資料が保存されています。

この他、変わった資料としては、明治から平成期まで3代にわたって地域医療で使用された手術道具も市に寄贈されています。

考古資料については、これまでも縄文時代の土器、石器、古墳時代後期の副葬品、戦国時代の資料等が県



写真 76 大山寺の銅造宝篋印塔



写真 77 大山山内図

下でも高く評価されていましたが、近年市内で実施されている大規模な発掘調査により、質、量ともに充実した資料が蓄積されており、今後の整理作業の中で明らかにされることになっています。

(2) 民俗文化財（無形・有形）

無形の民俗文化財は、近年活動が下火となっているものも多い中、社寺を中心とした祭礼は引き続き、実施されています。大山阿夫利神社、三之宮比々多神社、大神宮、寺院でも宝城坊、大山寺では、正月や例大祭等、季節の祭礼が行われています。このほか、地域に伝わる習俗として、どんど焼きが伝えられていますが、その数は減少していると考えられます。民俗技術としては大山周辺の良質な竹を使って江戸時代から始まったとされる矢の製作が今も続けられています。一方、明治30年代に市内の寺院の住職によって始められたとされるあぶ風は、病気が軽く上がるよう願いを込めて空にあげたといわれていますが、後継者がいないことから、現在は製作されていません。

有形の民俗文化財には、大山詣りに関係する資料が多く、大山先導師旅館を中心に、納め太刀、御神酒杵、板招き、布招き、講をもてなす行衣、膳、食器や調度類が挙げられ、奉納された灯籠、石碑の他、大山山内には道標や記念碑が建てられています。道標は大山に向かう路端にも残されています。石造物としては、この他に、中世に遡る五輪塔、宝篋印塔、宝塔のほか、近世の庚申塔等が市内各地に点在しています。

この他、農家の納屋の建て替えや転居等に伴い、かつて使用した農機具や日用道具等の民俗資料の寄贈を受け、市教委で保存しています。



写真 78 大山阿夫利神社の秋季例大祭



写真 79 三之宮比々多神社の山車

(3) 記念物（遺跡・名勝地・植物・動物）

内容や歴史的価値が明らかになり、指定を受けた遺跡は、「史跡」と呼ばれ、保存、活用を図る対象となります。一方、本市では、未指定のまま緑地や公園として現状保存を図ることも進めています。下糟屋の丸山城は、区画整理事業に伴い、必要箇所の発掘調査を行い、城の主要な部分を都市公園として整備し、丸山城址公園として保存して



写真 80 鎧塚古墳の現状

います。西富岡の^{よろいづか}鎧塚古墳は道路拡幅の計画を変更して、石室を保存しています。このほか、民間開発事業に際しても、事業協力によって遺構を残した事例があります。

天然記念物については、伊勢原市緑の保全及び育成に関する条例に基づき「伊勢原市保存樹木」を57本、「伊勢原市保存樹林」を4件指定しています。また、昭和51年から始まった「かながわの50選・100選」シリーズのひとつとして、昭和59年に神奈川県が「かながわ名木100選」を選定し、市内では、県指定である「宝城坊の幡かけのスギ」（県指定名は「宝城坊の二本杉」）と「大福寺のクスノキ」（県指定名は「大福寺の大クスノキ」）に加え、「阿夫利神社のカシワ」が選ばれています。



写真 81 大山阿夫利神社のカシワ

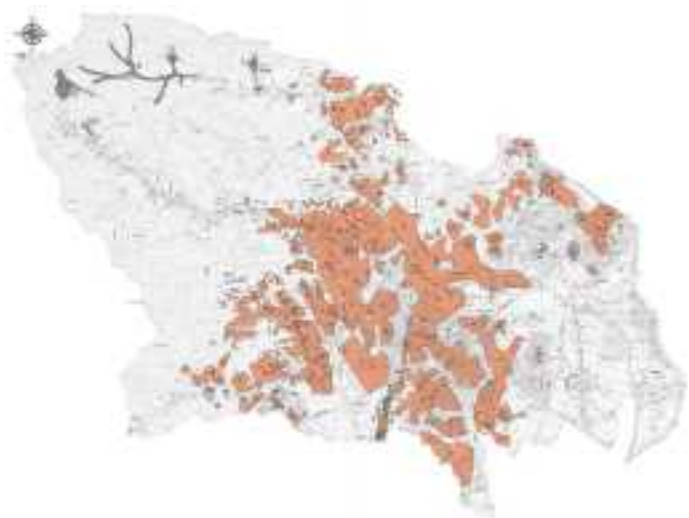


図 14 伊勢原市の埋蔵文化財包蔵地

（4）埋蔵文化財

埋蔵文化財が所在している土地を埋蔵文化財包蔵地と言い、令和3年1月現在、本市では280か所を数えます。その数はここ15年程大きく変わっておらず、市北西部の山地から続く低丘陵地、台地上に多く分布しています。この範囲においては、文化財保護法により土木工事の事前届出が義務付けられ、その保護に向けた手続きが必要になります。

一方、発掘調査の出土品は、調査指導の分担により県と市の教育委員会が管理しています。

（5）未指定の文化財の把握

次に、市域の文化財について、未指定の文化財リストを提示します。

このリストは、市内に所在する無数の文化財のうち、現在、市教委が把握し、ある程度内容をつかんでいる主なものを列挙したものです。内容の詳細、時代の確定等、今後の調査を待たなければならないものも含んでいます。正確な数が確認できない「一括」とされている資料を除いても、その数は13,921点となります。有形、無形、大きさ、素材、所有者等様々であり、ひとまとめにして語ることはできませんが、今後本市が取り組んでいく文化財の保存と活用において、何らかの対応が可能な対象として把握しておく資料です。

この他にも、ここに掲げきれないほどの文化財がありますし、市域には社寺や個人が所有し、市教委が把握していない文化財も多数所在すると考えられます。

また、文化財保護法の変遷を振り返ると、かつては文化財として保護の対象としていなかったものを新たな文化財類型として追加してきています。保存と活用の対象も変化していきますので、地域の歴史文化を踏まえ、地域が大切にし、将来に継承すべきと思う文化財の把握、検討を継続していくことが大切となります。

表 9 有形文化財（建造物）

No.	名称	所在・所有者	員数	備考
1	大山寺 本堂	大山 大山寺	1 棟	明治 19 年
2	銅造宝篋印塔	大山 大山寺	1 基	寛政 7 年
3	勝興寺 本堂	善波 勝興寺	1 棟	江戸期
4	勝興寺 客殿	善波 勝興寺	1 棟	伏見宮別邸西御殿を平成 8 年に移築
5	大福寺 本堂	伊勢原 大福寺	1 棟	江戸期
6	耕雲寺 本堂	田中 耕雲寺	1 棟	寛延 2 年
7	三之宮比々多神社 本殿	三ノ宮 比々多神社	1 棟	江戸期
8	上神崎旅館	大山 上神崎旅館	2 棟	門 主屋
9	阿夫利神社 鳥居	大山 阿夫利神社	4 基	本社（江戸） 石製 下社（享保） 銅製 子易（不明） 銅製 ノ引（嘉永 4 年） 石製
10	高部屋神社 金毘羅宮 社殿	下糟屋 高部屋神社	1 棟	江戸期
11	佐藤大住旅館	大山 おおすみ山荘	1 棟	江戸期
12	古宮旅館	大山 古宮旅館	1 棟	震災前
13	小笠原旅館	大山 小笠原旅館	1 棟	大正 15 年建立
14	織部旅館	大山 織部旅館	1 棟	震災前
15	たけだ旅館	大山 たけだ旅館	1 棟	震災前
16	目黒旅館	大山 目黒旅館	1 棟	江戸期
17	かすみ荘	大山 かすみ荘	1 棟	明治
18	山荘なぎさ	大山 山荘なぎさ	1 棟	明治 37 年
19	かめい旅館	大山 かめい旅館	1 棟	昭和 2 年主屋再建
20	良弁堂	大山	1 棟	
21	俱利伽羅堂	大山 大山寺	1 棟	江戸期
22	二ノ鳥居（石製）	上粕屋 山口家	1 基	江戸期

表 10 有形文化財（彫刻）

No.	名称	所在・所有	員数	備考
1	千手観音立像	日向 宝城坊	1 軀	平安の可能性あり
2	十二神将像荘厳具	日向 宝城坊	—	
3	阿弥陀如来坐像	上粕屋 宗源寺	1 軀	平安時代後期

4	不動明王像及び二童子像	東大竹 光明院	3 軀	江戸期、胎内文書
5	地藏菩薩立像	善波 勝興寺	1 軀	鎌倉の可能性あり
6	阿弥陀如来坐像	東大竹 大宝寺	1 軀	平安～鎌倉の可能性あり
7	阿弥陀如来立像	下糟屋 南蓮寺	1 軀	鎌倉の可能性あり
8	阿弥陀如来坐像	大山 易往寺	1 軀	鎌倉の可能性あり
9	阿弥陀如来及び両脇侍像	下落合 善勝寺	1 軀	鎌倉
10	宝冠釈迦如来坐像	栗窪 妙泉寺	1 軀	南北朝
11	阿弥陀如来坐像	石田 浄心寺	1 軀	鎌倉～南北朝の可能性あり

表 11 有形文化財（古文書）

No.	名称	所在・所有	員数	備考
1	経巻	下糟屋 高部屋神社	5 幅	大般若経（15 世紀）
				涅槃経（15 世紀）
				大方等大集経（15 世紀）
				月藏経（15 世紀）
				広佛華嚴経（15 世紀）
2	北方関係資料	田中 耕雲寺	一括	江戸期
3	大山寺縁起絵巻（旧大津本）	市教委	1 点	享保元年
4	堀江家文書	市教委	約 4300 点	名主関係
				医療関係
5	守屋之康家文書	市教委	1493 点	
6	大津浩一郎家文書	大津氏	15 点	
7	鶴川隆家文書	市教委	103 点	
8	山口一夫家文書	山口氏	750 点	
9	小澤光孝家文書	小澤氏	965 点	
10	山田政雄家文書	山田氏	5 点	
11	成田秀雄家文書	成田氏	75 点	
12	萩原宜孟家文書	萩原氏	112 点	
13	高田錠一郎家文書	高田氏	18 点	
14	高田元澄家文書	高田氏	18 点	
15	山本豊彦家文書	山本氏	317 点	
16	越地沓家文書	越地氏	276 点	
17	坪井助茂家文書	坪井氏	20 点	
18	白根自治区有文書	白根自治会	609 点	
19	吉川義雄家文書	吉川氏	43 点	
20	小泉勇家文書	小泉氏	76 点	
21	中村慎夫家文書	中村氏	58 点	

22	陶山千春家文書	陶山氏	85点	
23	麻生昭男家文書	麻生氏	212点	
24	小稲葉自治区有文書	小稲葉自治会	255点	
25	大谷聡家文書	大谷氏	600点	
26	二見俊三家文書	二見氏	35点	
27	花井家文書	花井氏	一括	
28	内藤正徳家文書	市教委	一括	

表 12 有形文化財（絵画）

No.	名称	所在・所有	員数	備考
1	大山山内図	大山 おおすみ山荘	1点	明治2年
2	釈迦十六善神像	大山 大山寺	1点	
	愛染明王像		1点	
	星曼荼羅		1点	
	不動明王及び二童子像		1点	
3	刺繍曼荼羅	伊勢原 大福寺	1幅	江戸期
4	大山関係浮世絵	市教委	73点	

表 13 有形文化財（考古資料）

No.	名称	所在・所有	員数	備考
1	三ノ宮・下尾崎遺跡出土品	市教委	一括	横穴墓副葬品等
2	三ノ宮・上栗原遺跡出土品	市教委	一括	〃
3	日向・洗水遺跡出土品	市教委	一括	古墳副葬品等
4	坪ノ内・久門寺遺跡出土品	市教委	一括	玉造資料
5	成瀬第二地区遺跡群出土品	市教委	一括	中世
6	沼目・天王原遺跡出土品	市教委	一括	奈良・平安
7	石田・細谷遺跡出土品	市教委	一括	弥生～古墳
8	石田・源太夫遺跡出土品	市教委	一括	〃
9	石田・外堀遺跡出土品	市教委	一括	〃
10	石田・峯遺跡出土品	市教委	一括	〃
11	西富岡・向畑遺跡出土品	県教委	一括	調査継続中
12	子易・中川原遺跡出土品	県教委	一括	調査継続中
13	上粕屋・石倉中遺跡出土品	県教委	一括	旧石器、縄文
14	田中・第六天遺跡出土品	市教委	一括	奈良・平安
15	八幡台遺跡出土品	市教委	一括	縄文
16	神成松遺跡出土品	県教委	一括	調査継続中
17	三ノ宮・宮ノ前遺跡出土品	市教委	一括	縄文時代草創期
18	東大竹・市場遺跡出土品	市教委	一括	奈良・平安

19	日向・西新田原遺跡出土品	市教委	一括	古墳副葬品等
20	下糟屋・丸山遺跡出土品	市教委	一括	中世
21	下糟屋・下町並遺跡出土品	市教委	一括	中世

表 14 民俗文化財（無形 風俗慣習）

No.	名称	所在	員数	備考
1	廻り地藏	市内各所	11 件	
2	どんど焼き	市内各所	—	

表 15 民俗文化財（無形 まつり）

No.	名称	所在	員数	備考
1	筒粥神事	大山 阿夫利神社	1 件	
2	初薬師	日向 宝城坊	1 件	
3	節分祭	大山 阿夫利神社	3 件	
		三ノ宮 比々多神社		
		伊勢原 伊勢原大神宮		
4	五壇護摩	大山 大山寺	1 件	
5	日向薬師春季大祭	日向 宝城坊	1 件	神木のぼり（市登録）
6	三之宮比々多神社春季例大祭	三ノ宮 比々多神社	1 件	人形山車
7	神事能	大山 阿夫利神社	1 件	大山能狂言（市指定）
8	国府祭	大磯 六所神社	1 件	比々多神社神輿渡御（県指定）
9	酒まつり	大山 阿夫利神社	2 件	お水取り神事
		三ノ宮 比々多神社		
10	大山阿夫利神社秋季例大祭	大山 阿夫利神社	1 件	大山能狂言（市指定）
11	大山能楽奉納	大山 阿夫利神社	1 件	大山能狂言（市指定）
12	伊勢原大神宮例大祭	伊勢原 伊勢原大神宮	1 件	
13	火祭薪能	大山 阿夫利神社	1 件	大山能狂言（市指定）

表 16 民俗文化財（無形 民俗技術）

No.	名称	所在	員数	備考
1	日向の石工	日向	—	
2	伊勢原の矢	安田弓具店	—	
		山田弓具店		
3	あぶ風	—	—	後継者なし

表 17 民俗文化財（有形）

No.	名 称	所在・所有	員数	備 考
1	舞楽面	下糟屋 高部屋神社	3 点	鎌倉、室町、江戸
2	獅子頭	下糟屋 高部屋神社	1 対	
3	手中明王太郎大工道具	手中氏	257 点	調査済み 257 点（鋸、鑿、錐、槌、鉋、鉋、小鉋、墨掛道具、予備刃物）
4	灯籠（銅製）	大山 阿夫利神社	2 点	安永 西村和泉守作
5	天水桶（鉄製）	大山 阿夫利神社	2 点	
6	鳥居（銅製）	大山 阿夫利神社	1 基	享保
7	まわり地蔵	比々多 神戸	1 軀	西村和泉守作
8	宝篋印塔（銅製）	大山 大山寺	1 基	寛政 7 年、西村和泉守作
9	扁額	日向 宝城坊	1 点	
10	堀江医院 医療器具	市教委	一括	明治～昭和
11	納め太刀	大山 宿坊等	16 点	江戸末期（文化～安政）
12	御神酒椀	大山 宿坊等	2 対	文化 10～11 年
13	鬼神面	大山 阿夫利神社	1 点	室町
14	大山能 能面	大山 阿夫利神社	25 点	調査中
15	大山能 装束	大山 阿夫利神社	一括	江戸期
16	版木	大山 大山寺	一括	
17	市内所在石造物	岡崎	43 件	調査・報告書刊行済
		東大竹	83 件	
		八幡台	0 件	
		桜台	18 件	
		上平間	32 件	
		下平間	37 件	
		沼目	87 件	
		下谷	32 件	
		上谷	11 件	
		小稲葉	87 件	
		池端	38 件	
		下落合	35 件	
		見附島	8 件	
		東成瀬	0 件	
		石田	58 件	
		高森台	28 件	
		高森	51 件	
		高森 1～7 丁目	48 件	

	東富岡	60件	
	栗窪	20件	
	下糟屋	115件	
	田中	52件	
	板戸	45件	
	伊勢原	66件	
	三ノ宮	246件	調査済、報告書編集中
	白根	39件	
	木津根（三ノ宮）	6件	
	鈴川	2件	
	神戸	21件	
	串橋	37件	
	善波	83件	
	大住台	3件	
	笠窪	41件	
	坪ノ内	90件	
	上粕屋	303件	調査済
	西富岡	83件	
	日向	276件	
	子易	88件	
	大山	566件	

表18 記念物（遺跡・史跡）

No.	名称	所在・所有	員数	備考
1	小金塚古墳	高森	1基	
2	登尾山古墳	三ノ宮	1基	
3	埴免古墳	三ノ宮	1基	
4	松山古墳	三ノ宮	1基	
5	鎧塚古墳群	日向	—	
6	丸山城	下糟屋	—	
7	高部屋愛育保健所館跡	西富岡	—	
8	私塾弘文舎跡	西富岡	—	
9	宝井其角、大橋宗桂、桂川甫周、丸橋忠弥の墓	上粕屋 上行寺	—	
10	七つ塚	上粕屋	—	
11	心敬塚	三ノ宮	—	
12	権田直助、貴志又七郎の墓	大山 権田公園	—	
13	大山寺八大坊の墓	大山	—	

14	盤泉和尚の墓	下糟屋	—	
15	極楽寺・熊野神社跡	上粕屋	—	
16	糟屋一族の墓	上粕屋	—	洞昌院に移設
17	近藤如水の墓	比々多 八幡神社	—	
18	良弁滝	大山	—	
19	大瀧	大山	—	
20	元滝	大山	—	
21	愛宕滝	大山	—	
22	二重滝	大山	—	

表 19 記念物（天然記念物）

No.	名称	所在・所有	員数	備考
1	大山阿夫利神社のカシワ	大山 阿夫利神社	1本	かながわ名木 100選
2	雑木林	東大竹、高森台、笠窪、石田	4カ所	伊勢原市保存樹林
3	ケヤキ		12本	伊勢原市保存樹木
4	イチョウ		8本	
5	クス		8本	
6	シイ		5本	
7	サクラ		4本	
8	フジ		4本	
9	カヤ		3本	
10	マキ		3本	
11	シバ		2本	
12	モチ		2本	
13	スギ		2本	
14	ウメ		1本	
15	エノキ		1本	
16	カシ		1本	
17	ナギ		1本	

表 20 複数分野

No.	名称	所在・所有	員数	備考
1	堀江家資料	市教委	一括	名主関係文書
				医療関係文書
				医療器具
				石造物

2	山口家資料	山口氏	一括	建造物
				名主関係文書
				自由民権関係文書
				民俗資料
3	手中家資料	手中氏	一括	大工道具
				古文書
				御師資料（民俗資料）
4	大山寺資料	大山 大山寺	一括	建造物
				古文書
				無形民俗
5	三之宮比々多神社資料	三之宮比々多神社	一括	古文書
				神社関係民俗資料
				考古資料
6	阿夫利神社資料	大山 阿夫利神社	一括	有形民俗
				無形民俗
				建造物
7	大福寺資料	伊勢原 大福寺	一括	建造物
				工芸
				天然記念物
8	国泰寺関係資料	下糟屋 普濟寺	一括	建造物
		田中 耕雲寺		古文書
9	内藤家資料	市教委	一括	古文書
				民俗（有形）

表 21 未指定文化財件数

類 型			員 数
有形文化財	建造物	建築	25
		美術工芸品	彫刻
		絵画	79
		古文書	10446
		考古資料	一括
民俗文化財	有形	石造物	2935
		その他	313
	無形	伝統芸能（まつり）	16
		風俗慣習	11
民俗技術		集計不能	
記念物	史跡	遺跡	22
	天然記念物	植物	62
計			13921

3 歴史的まとまりとしての文化財

本市の主な指定・未指定文化財について、文化財の種別ごとに例示してきましたが、それらは本来、有機的なつながりを有す歴史的なまとまりとして機能していました。そのまとまりを文化財の所在地や所有者から見ていくと、以下のような6つのまとまりに分けることができます。これらは、指定、未指定の文化財が一体となった本市を代表する文化財群であり、そのまとまりごとに本市の歴史文化の特徴を表していると言えます。今後の保存と活用には、個々の文化財としてだけでなく、このようなまとまりとしての理解と取組が必要となります。

(1) 宝城坊の文化財

本市の国指定重要文化財は、多くを日向の宝城坊が所有しています。鎌倉時代の正史『吾妻鏡』には、あづまかがみ霊山寺（宝城坊の前身）について、「行基が建立した薬師如来の霊場、当国において効験無双」と書かれています。本尊の薬師三尊像は、意図的にノミ痕を残す「なたぼり鉋彫り」と呼ばれる技法を用いています。明治33年、神奈川県で初めて国宝（当時）に指定された仏像です。本堂に所在



写真 82 宝城坊宝殿に納められている仏像、厨子

する十二神将（県指定）も平安時代の作です。

鎌倉幕府成立期、すなわち源頼朝、北条政子の時代の仏像としては、高さ2 m 30 cmを超す薬師如来坐像、日光・月光菩薩立像、阿弥陀如来坐像、四天王立像（以上、国指定）、賓頭盧尊者坐像（市指定）が挙げられます。当時、こうした大きな仏像を寄進できる人物は非常に限られていたと考えられます。本尊を納める厨子（国指定）は鎌倉時代～南北朝時代、等身大の十二神



写真 83 大山詣りの御神酒柁

将立像、銅鐘（以上、国指定）、錦幡と唐櫃、大太鼓（以上、県指定）も南北朝時代の作と考えられます。江戸時代前期に建てられた本堂（国指定）もその前身の部材を多数転用しており、その中には鎌倉時代に伐採された部材も含まれていました。また、鎌倉時代～南北朝時代の作とされる獅子頭（国・県指定）の存在が示す行道や舞楽を伴う大規模な法会、修験者の峰入り（修行）の安全を祈願する神木のぼり（市登録）といった儀礼も行われていました。このほか、境内の二本杉、寺林も県指定天然記念物です。

以上のように、宝城坊には、平安時代の本尊を筆頭に時代を異にする数々の仏像が奉納され、それらを納める建物も時代とともに建て直されてきました。そこでは大規模な儀礼が執り行われ、境内や周辺の森が厳粛な景観を形成していたと考えられます。宝城坊には、こうした歴史を裏付け、互いに関連を有する様々な文化財が残されています。

（2）大山詣りに関する歴史資料

日本遺産に認定された「大山詣り」は、江戸時代以降、今に続くまで多くの人々に支持されてきました。その歴史にまつわる資料は多種多様です。古文書から講が使う生活道具、玉垣、建物、そして街並み、景観に至る様々な文化財があり、また、過去の遺産ではなく、今も使用しているものも含まれています。大山詣りは現在も続けられており、今後とも変化していくことが、継承を図るうえで重要になります。

このように、大山詣りは江戸時代から現在まで続いています。明治初年の神仏分離政策により、それ以前と以後ではあり方が大きく変化しています。それまで、大山寺の不動堂は、山王社、浅間社など多くの社とともに建てられていましたが、明治政府のこの政策により取り壊されます。大山寺との取り次ぎを担っていた御師も、先導師と名を変え、阿夫利神社の神官として大山講中と応対することとなります。こうした変革期の混乱を収めるため、阿夫利神社に赴任した国学者の権田直助が、大山の新たな秩序維持に大きく貢献しました。

一方この時に、大山寺を中心とした多くの文化財が散逸したとされています。三代将軍徳川家光が寄進した銅鐘もそのひとつです。現在大山に伝えられている文化財



写真 84 手中明王太郎の大工道具

は、こうした社会の変化をくぐり抜けた歴史の証とすることができます。

(3) 大山の宮大工手中明王太郎に関する歴史資料

手中明王太郎^{てな かみょうおうたろう}は、奈良時代、良弁僧正^{りょうべん}が大山寺を創建した時に、ともに奈良から来た大工の末裔とされています。代々明王太郎を名乗り、大山寺や明王社の修造の際には必ず明王太郎が棟梁を務め、その名と技術を継承してきました。そして、大山寺以外にも相模地域で多数の社寺や神輿の製作に携わりました。平塚市金目の光明寺の記録には、延徳5年（1493）の年号とともに明王太郎の名が書かれています。

市の指定文化財としている「宮大工手中明王太郎関係資料」には、歴代の明王太郎による社寺関係図面や建築関係文書、建築の祭礼や技術を伝える文書や絵図などがあり、その総数は5,000点以上となります。そのほかに、江戸時代末から昭和初期にかけて使われた大工道具等（総数250点以上）が伝えられています。

古文書や図面だけでなく、実際に建てた建物が今も現存しており、比較研究が可能な点で貴重な資料と言えます。

(4) 三之宮比々多神社の文化財

比々多地区の三ノ宮に所在する三之宮比々多神社は、相模国の三之宮であり、また、延喜式内社^{えんぎしきないしゃ}でもあります。保管されている文化財は、境内の展示室（三之宮郷土博物館）で展示され、一般に公開されています。

それらのうち、平安時代以降の伝世資料は神社の歴史を物語ります。持統5年（691）に相模国の国司、布施朝臣色布知^{ふせあそんしこぶち}が社殿を修復した際に奉納したと伝わる木造の「こま犬」（市指定文化財）や、酒まつりの神事に用いられてきた須恵器^{すゑき}の甕^{かめ}である「うずらみか」（平安時代、県指定重要文化財）をはじめ、室町時代の石灯籠、神社に伝来する扁額、漆器や調度品等の道具類、江戸時代の古文書等を挙げることができます。

他方、神社周辺の旧石器時代から中世に至る遺跡で発見された考古資料も収集されています。当地は、明治時代に東京帝国大学人類学教室等による調査が実施されるなど、多くの遺跡が集中することで知られていました。そうした特性を活かし、歴代の宮司が地域の人々の協力を得て、出土資料の収集、保管に努めてきました。特に、登尾山古墳^{とのおやま}、塚免古墳^{らちめん}、尾根山古墳群等から出土した鉄刀、金銅製の馬具、銅碗、銅鏡といった副葬品（いずれも市指定文化財）は、神奈川県内随一の内容と評価されています。こうしたことから、三ノ宮周辺は古墳時代後期の6世紀後半から7世紀にかけて、相模地域を支配した最高権力者が代々埋葬された神聖な地域であったと考えられています。

加えて、これらの資料が比々多神社で長く保



写真 85 三之宮比々多神社の郷土博物館



写真 86 湘南社解散の文書

存されてきたことにも大きな意味があります。昭和25年に文化財保護法が制定されても、地方では文化財保護の意識が浸透したわけではなく、地方自治体の体制整備も進みませんでした。そうした状況下で、地域の神社が中心となり、散逸しかけた資料を保存し、公開する取組を続けてきました。地域における文化財保護の先駆けとなる活動により残された貴重な文化財とすることができます。

この他、比々多神社には、近隣の東名高速道路建設時に見つかった縄文時代の敷石住居や横穴式石室が復元され、また、江戸時代建立の拝殿を守るように緑豊かな社叢が広がり、それらが一体となった古社としての佇まいも歴史文化のひとつに位置づけられます。

(5) 山口家住宅と自由民権運動に関する歴史資料

上粕屋の山口家は旗本間部氏の地代官を勤めた家で、その住宅は江戸時代の天保年間(てんぽう)に建てられたとされ、明治2年(1869)に曳き屋して現在地に移しました。木造2階建て、片入母屋造、ケヤキを多用した質の良い民家で、2階は凝った数奇屋造になっており、宮家の宿泊用に建てられた離れとともに、平成10年に国の登録有形文化財となりました。

明治10年代には、8代目当主山口左七郎が相州最初で最大の自由民権結社「湘南社」の社長であったことから、この住宅が活動の本拠地として利用されました。山口左七郎は、県庁勤務から、よろぎおおすみ 洵綾大住両郡の郡長、自由民権結社「湘南社」の社長に迎えられ、明治23年(1890)に第1回帝国議会衆議院議員となった人物です。

そうした関係から、山口家には、上粕屋村の地方史料、旗本間部家および間部家地代官史料、明治前期の自由民権史料、明治・大正・昭和と三代にわたる衆議院議員の国政史料、地域振興・農村近代化史料、産業組合運動・農村改良等の史料等が残されています。これらの資料は、神奈川工科大学「うがくぶんこ 雨岳文庫データベース」として、歴史史料のデジタルデータベース化事業が進められています。

また、山口家住宅と史料は、公益財団法人 雨岳文庫が管理し、市民ボランティアとともに、建物の公開、展示、市民を対象とした講座、文化財ウォーク等の活用事業を実施しています。



写真 87 普濟寺の多宝塔

(6) 蝦夷の国泰寺関連資料

江戸時代後半、日本の近海に諸外国の船が来訪するようになると、幕府は直轄地として蝦夷地(北海道)の支配に乗り出しますが、厳しい気候風土の中で数多くの人々が病死していきました。幕府は蝦夷地で亡くなった和人の供養をするため、三つの官寺を創設します。そのうちのあつけし 悪消(厚岸)のこくたいじ 国泰寺に第五世、第六世住職として本市の下糟屋村じんぐうじ 神宮寺のぶんどうげんそう 文道玄宋和尚、池端村せうふくじ 蔵福寺のこうこくべんえん 香国弁淵和尚が選任されています。また、文道玄宋和尚のときに執事を務めたのが田中村こうらんじ 耕雲寺のしょうどうげんりん 松堂玄林和尚でした。国泰寺の持ち

■ 第4章 伊勢原市の歴史文化の特徴

本市の概要、歴史的背景、文化財の概要を踏まえた、本市の歴史文化の特徴は、大山を中心とした立地、気候等の恵まれた自然環境を生かした人々の永続的な営みと、それをベースに、宗教的、政治的な働きが重ねられてきたところにあります。その結果として、それぞれの時代に文化が育まれ、定着し、地域の特徴が生じてきたと考えられます。

こうしたことから、本市の歴史文化の特徴について、時代的な側面、文化財が所在する地域的な側面、さらに歴史的なテーマによってまとめると次のようになります。

1 時代的な特徴

(1) 豊かな自然を活かした先史時代の集落群

本市で人が暮らし始めた3万年前から、縄文時代、弥生時代と自然の影響を受けやすい時代の遺跡が数多く発見され、集落が形成されていたことは、人々が生きていくにふさわしい環境がそろっていたことの証でもあります。特に狩猟採集を主としていた縄文時代において、多数の住居が集中する集落が大山を仰ぎ見る高台に展開し、大山山頂からも縄文土器が出土することは、既にこの頃から大山への畏怖と親しみを抱いていたとも考えられ、霊峰大山の始まりと言えます。

(2) 大山の麓に栄えた古代文化

ア 県内一の副葬品が示す古墳時代後期の政治権力
古墳時代には、市内の各地に古墳が築かれますが、それは相応の富の蓄積が前提となり、恵まれた環境を生かした生産力の向上が進んだことを示しています。そして、大山の麓に分布する古墳の特徴としては、相模地域を代表する文物（大刀や馬具等）が副葬されている点です。こうした副葬品は、地域の最高権力者に供えられるステータスシンボルと言え、相模地域の支配者が代々大山の麓に意図的に埋葬されたと考えられます。

イ 宗教拠点の誕生と発達

東国に仏教が伝わる奈良時代には、各地に寺院が開かれていきますが、市内では霊山寺（現、宝城坊・716年）、石雲寺（718年）、大山寺（755年）が創建と伝えられています。延喜式内社である高部屋神社、比々多神社、阿夫利神社の3座は、遅くとも8世紀前半までには創建されていたと考えられます。こうした社寺も、大山とその麓に点在しており、権力者の墓域から信仰の場へと整えられていたことがわかります。

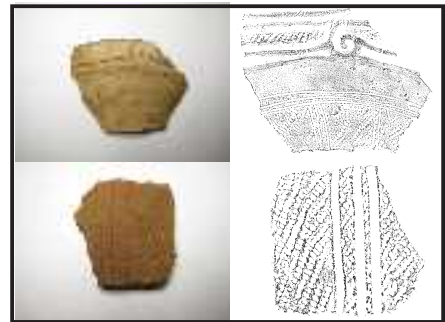


写真 88 大山山頂遺跡出土の縄文土器



写真 89 埴免古墳出土の馬具

靈山寺の薬師三尊像は10世紀頃の作で、平安時代後期以後の関東・東北地方に展開した鉦彫りの最古の作例とみられます。また、この寺の十二神将像（県指定）は12世紀の都ぶりの作品で、靈山寺が都の人からも信仰されていたことがうかがえます。

（3）大山の麓に展開する中世の武士団

伊豆に拠点を置いた源頼朝は、鎌倉に幕府を開きますが、しばしば伊豆、箱根、県西部に出向きます。日向の靈山寺（現・宝城坊）には、頼朝が1回、頼朝亡き後政子が2回参詣し、現存する鉦彫りの薬師如来に参拝したと思われ、その時代に作られた仏像も少なくありません。市域を本拠地とする御家人として、糟屋氏、岡崎氏、石田氏、善波氏らが幕府を支えました。

鎌倉幕府の滅亡後は、室町幕府と鎌倉府の争いが関東一円に広がりますが、関東管領上杉氏を支える太田道灌が活躍します。太田氏が仕える扇谷上杉氏の本拠が本市にあったことから、糟屋の地は道灌にも馴染みであったと考えられますが、その地で道灌は最期を遂げます。

（4）大山で花開く江戸文化

江戸幕府を開いた徳川家康が、大山寺の武装勢力を一掃するため、大山寺を純粋な宗教施設として改革していく過程で、御師が誕生します。その御師が大山寺の靈験を広める布教活動を行ったことにより、関東各地に講が組織されていきます。安定した世となり、町人の生活にも余裕が生まれたこととも相まって、大山詣りが大盛況となります。関東



図 15 大山参詣の道、「大山道」の広がり

一円から大山に向かう参詣の道は大山道と呼ばれ、道沿いには道標や灯籠が建てられ、江戸の町人層に人気を博した大山詣りは、歌舞伎や芝居、落語、川柳等のほか、浮世絵にも取り上げられ、庶民の憧れの旅であったことがうかがえます。大山講の檀家は、関東に加え、福島、新潟、長野、静岡へ及び、明治初期の記録では、100万件もの檀家があったとされています。

大山詣りは、大山寺と御師だけではなく、周辺の関係者を巻き込む地域の一大産業であり、その経済効果は莫大であったと考えられます。



写真 90 浮世絵『大山良弁図』

2 地域的な特徴

(1) 大山地区

大山詣りを中心とした有形、無形の文化財が色濃く残されているのが大山地区です。大山へ向かうと、大山と子易を分ける三の鳥居付近から、雰囲気が変わってきます。街道沿いには、先導師旅館が建ち並び、奉納された玉垣たまがきや記念碑ちようず、手水、講を迎える板招き、石段と軒を連ねる土産物屋、そしてケーブルカーは、一般的なハイキングの山とは異なる大山独特の雰囲気を醸し出しています。

大山阿夫利神社では、江戸時代から続く能狂言、明治時代に伝授された倭舞やまとまい、巫子舞等みこまい、神事に演じられる無形の文化財をはじめ、例大祭、薪能等の祭礼も行われています。このように、大山地区の文化財は現在でも使用され、毎年訪れる大山講の一行を出迎えています。過去の文化財ではなく、江戸時代から続く大山詣りを今でも体験できることが特徴となっています。

もうひとつの拠点である大山寺では、大山詣りもちろんですが、それ以前の中世の大山信仰を目にすることができます。平安時代、鎌倉時代の仏像は、大山信仰の時間的厚みを物語る文化財です。



写真 91 玉垣と記念碑

(2) 日向地区

日向地区も3つの寺院を中心とした信仰の歴史を特徴としています。浄発願寺じようほつがんじは江戸時代に、木食遊行もくじきゆぎようの開祖弾誓上人たんせいにより開かれた天台宗の寺院で、徳川家康から山林十六万五千坪を寄進され、尾張徳川家からも庇護を受けました。罪人の駆け込み寺としても有名です。最も奥に位置する石雲寺は、奈良時代の創建と伝えられ、南北朝時代の石塔、戦国時代の印判状等中世の文化財が伝え



写真 92 浄発願寺本堂

られています。最も手前に位置する宝城坊は、江戸時代以前の名を日向山靈山寺とする古刹で、奈良時代の創建、平安時代、鎌倉時代、南北朝時代の文化財を多く所有しており、国指定重要文化財 12 件という数は、ひとつの寺としては稀有な存在といえます。靈山寺を参拝した源頼朝、北条政子らの伝説は日向地区のあちこちにあり、のどかな里山の風景の中にも歴史の重みを感じることができます。

(3) 比々多地区

比々多地区は相模国三ノ宮である比々多神社を中心とするエリアです。延喜式内社である三之宮比々多神社は、奈良時代には成立していたと考えられ、平安時代作とされる木造のこま犬（市指定文化財）の存在も当社の歴史を物語っています。この比々多地区には、古墳時代後期の古墳が多数所在し、そこから豪華な副葬品が出土していることで知られています。中でも登尾山古墳、埴免古墳は最高権力者の持ち物とされる装飾大刀や金銅装の馬具、銅碗、銅鏡等が納められていました。また、それ以前の弥生時代、縄文時代、旧石器時代の遺跡も多数見つかっており、当時の生活環境が良かった本市の中でも、とりわけ好条件であったと考えられます。そうした自然環境は現在でも受け継がれ、田畑と果樹が実る田園風景が残されています。



写真 93 三之宮比々多神社



図 16 伊勢原市域における文化財の集中地区

3 テーマによる文化財のまとめ

(1) テーマ別の文化財群

第3章の「歴史的まとめとしての文化財」では、所在地、所有者による文化財のまとめを紹介しましたが、そうした文化財群含む多くの文化財をテーマでつないでいくと、そこにストーリーを見ることができます。テーマにより文化財の組み合わせは何通りも想定でき、いくつものストーリーを描くことが可能となります。

例えば、雨岳ガイドの会をはじめとする市民団体では、地域の様々な文化財を巡るガイドコースを設定し、それぞれをストーリーで結び、資料を作成したうえで、解説をしながら参加者を案内する「文化財ウォーク」を開催しています。こうした活動が、地域の歴史文化の新しい一面の発見につながり、その価値を認識し、地域の資産として共有化されることにつながると考えます。

次に、本市の歴史文化を語る代表的なテーマを挙げ、該当する文化財を列举します。また、日本遺産の認定を受けた「大山詣り」も、そうした文化財群をテーマにより結び付けたストーリーのひとつと位置付けられます（それぞれの文化財の位置については、図16、巻末の位置図を参照）。



図17 伊勢原市域の地区割りと大字の名称

表 22 伊勢原地域のテーマ別文化財群

No.	テーマとストーリー	関連地区	主な構成要素	
			文化財	人物
1	<p>いせはらの古墳文化</p> <p>古墳時代後期、市内の大山を望む丘陵地には多くの古墳が築かれた。その中でも三ノ宮に所在する古墳からは、金銅装の大刀や馬具、銅碗や銅鏡等、県内一の豪華な副葬品が出土している。当時のステータスシンボルとともに、地域の最高権力者を葬る墓域として、三ノ宮が選ばれた。このことが、大山の山裾に古墳が集中することとなった要因と考えられる。</p> <p>大山は当地を治める人々にとっても、神聖な山として意識されていたのである。</p>	大山 高部屋 比々多 成瀬	<p>[市指定文化財] 環頭大刀柄頭、登尾山古墳・埴免古墳・尾根山古墳の出土品</p> <p>[未指定文化財] 小金塚古墳、石田車塚古墳、登尾山古墳、埴免古墳、尾根山古墳、御領ヶ原古墳、鎧塚古墳、洗水古墳、渋田古墳、赤坂古墳、下尾崎横穴墓群・上栗原横穴墓群及び出土品、比々多神社</p>	
2	<p>霊山大山の成立とその信仰 [日本遺産]</p> <p>奈良時代以降、大山とその周辺には、霊山寺、石雲寺、大山寺、さらに、比々多神社、高部屋神社、阿夫利神社等の延喜式内社が次々と創建された。霊山寺や大山寺には、国・県の指定となった多くの仏像が納められ、古社にも永い歴史を物語る数々の文化財が伝えられている。また、神聖な儀礼、祭、そして豊かな森に囲まれた景観は、今なお、私たちに悠久の時の重なりを感じさせる。</p> <p>聖なる大山が霊場としての形を整え、人々の信仰を集めていく姿ができあがったと言える。</p>	大山 高部屋 比々多 成瀬	<p>[国指定重要文化財] 鉄造不動明王及び二童子像（大山寺）、木造薬師如来両脇侍像、木造薬師如来坐像、木造阿弥陀如来坐像、木造日光・月光菩薩立像、木造四天王立像、木造十二神将立像、銅鐘、旧本堂内厨子、宝城坊本堂（以上、宝城坊）、八幡台遺跡</p> <p>[県指定重要文化財] 木造不動明王坐像（大山寺）、木造十二神将立像、錦幡・唐櫃（以上、宝城坊）</p> <p>[市指定文化財] 釈迦涅槃像（茶湯寺）、伝妙沢不動尊版木、宝城坊の鐘堂、金剛力士像、宝城坊境内（以上、宝城坊）、日向淵ノ上石造五層塔（石雲寺）、浄苑願寺奥ノ院、浄苑願寺縁起絵巻、浄業寺跡</p> <p>[未指定文化財] 宝城坊、石雲寺、大山寺、大山阿夫利神社、比々多神社、高部屋神社、大山山頂遺跡</p>	良弁、行基、相模、願行、足利基氏、手中明王太郎、徳川家康、徳川家光、徳川綱吉、徳川吉宗、春日局
3	<p>鎌倉幕府を支えたいせはらの武士たち</p> <p>伊勢原には、鎌倉幕府の御家人である糟屋有季、石田為久、岡崎義実等の武将が館を構えていた。彼らは源平の合戦から鎌倉幕府の創建に至る動乱において、数々の戦功を挙げ、幕府の重臣となっていく。</p> <p>近年の発掘調査では、市域で同時代の館や寺院の跡等が発見され、当地と鎌倉が予想以上に強く結びついていたことが明らかになりつつある。頼朝、政子が、大山寺に寄進し、霊山寺に参詣したことも、そうした関係を裏付けるものである。</p>	大山 高部屋 比々多 伊勢原 成瀬	<p>[国指定重要文化財] 木造薬師如来坐像、木造日光・月光菩薩立像、木造阿弥陀如来坐像、木造四天王立像等（以上、宝城坊）</p> <p>[市指定文化財] 串橋中世石塔群〔(伝)善波太郎の墓〕、岡崎城跡、浄業寺跡</p> <p>[未指定文化財] 糟屋一族の墓、極楽寺跡、三島神社、三島神社縁起、丸山城、高部屋神社、岡崎四郎義実の墓、石田城、円光院</p>	源頼朝、北条政子、糟屋有季、石田為久、岡崎義実、真田与一、吾嬬、善波太郎

No.	テーマとストーリー	関連地区	主な構成要素	
			文化財	人物
4	<p>戦国武将の先駆け、文武両道の鏡、太田道灌</p> <p>関東管領家、扇谷上杉氏の家宰であった太田道灌が活躍したのは、室町幕府と鎌倉公方が争い、さらに古河公方や堀越公方等の政治勢力が乱立し、権力闘争を繰り返す激動の世であった。道灌は武将として抜群の強さを誇り、関東一円で負けなしという戦功を挙げながら、それが仇となって主君に討たれた悲運の武将として知られる。</p> <p>市内には縁の寺院、墓のほか、交流のあった心敬、万里集九等の文人の史跡も残され、文武両道の鏡、太田道灌の足跡を辿ることができる。</p>	高部屋比々多成瀬	<p>[市指定文化財]</p> <p>実蒔原古戦場、太田道灌の墓（洞昌院）、太田道灌画像、太田道灌の墓、木造聖観音坐像（以上、大慈寺）、上杉館址、浄業寺跡</p> <p>[未指定文化財]</p> <p>七つ塚、五霊神社、太田道灌の類当（宝城坊）、丸山城、高部屋神社大乘五部経、雅楽面</p>	太田道灌、太田道真、上杉定正、上杉顕定、足利成氏、長尾景春、万里集九、心敬、宗祇、三浦同寸、伊勢宗瑞、北条幻庵
5	<p>江戸庶民の信仰と行楽「大山詣り」 [日本遺産]</p> <p>徳川家康により武力を排除され、生まれ変わった大山は、山伏から転じた御師の活躍により、その信仰を広げていく。経済的な余裕を得た江戸の町人や関東一円の農民たちの間では、講を組織し、大山へ参詣することが大流行となる。巨大な木太刀を奉納する納め太刀や瀧垢離、江ノ島や鎌倉と絡めた名所巡り等、信仰と行楽を兼ね備えた旅は、歌舞伎や落語、浮世絵にも取り上げられ、江戸庶民の憧れとなった。江戸の人口が100万人の頃、年間20万人もの参拝者が訪れるに至った。</p> <p>地域にとって大山の盛況は、経済的、政治的、文化的にも大きな影響があり、以後も地域の発展の基盤となっていく。</p>	大山高部屋比々多伊勢原成瀬大田	<p>[国指定重要文化財]</p> <p>鉄造不動明王及び二童子像（大山寺）</p> <p>[県指定重要文化財]</p> <p>大山阿夫利神社の倭舞及び巫子舞、木造不動明王坐像（大山寺）</p> <p>[市指定文化財]</p> <p>大山八段滝、大山能狂言（大山阿夫利神社）、釈迦涅槃像、大山こま製作技術</p> <p>[市登録文化財]</p> <p>大山灯籠行事、大山道の道標</p> <p>[未指定文化財]</p> <p>大山寺、大山阿夫利神社、涅槃寺、大山道、納め太刀、元滝、良弁滝、愛宕滝、大滝、宿坊、豆腐料理、大山こま、浮世絵、古典落語「大山詣り」</p>	源頼朝、徳川家康、徳川家光、徳川綱吉、徳川吉宗、春日局、葛飾北斎、歌川広重、歌川豊国、歌川国芳、豊原国周、五雲亭貞秀、手中明王太郎

(2) 日本遺産「大山詣り」

本市の歴史文化において、時代的な特徴と地域的な特徴の両者が交差するテーマのひとつが「大山詣り」です。「大山詣り」は、江戸時代に発祥し、形を変えながらも、今なお続いています。また、大山を最終目的地としますが、その広がりや、市域全域から市外、関東一円へと大きく広がっています。伊勢原を代表する歴史文化とすることができます。本市にとって、地域に所在する多くの文化財をつなぐことができる重要なテーマと評価できます。

このテーマを語るストーリーが、平成28年、日本遺産に認定されました。このことは、文化財をまちづくりに生かしていく上でも、重要な変換点であったと考えられます。歴史的背景を有する庶民の信仰と、旅という行楽、その人気を当時の様々なメディアを駆使して高め、地域の産業として発展させてきた姿は、まさに現在の観光業に通じるものがあります。以下が、平成28年度に認定された日本遺産のストーリーです。

ア タイトル

江戸庶民の信仰と行楽の地 ～巨大な木太刀を担いで「大山詣り」～

イ ストーリーの概要

大山詣りは、鳶などの職人たちが巨大な木太刀を江戸から担いで運び、滝で身を清めてから奉納と山頂を目指すといった、他に例をみない庶民参拝である。そうした姿は歌舞伎や浮世絵にとりあげられ、また手形が不要な小旅行であったことから人々の興味関心を引き起こし、江戸の人口が100万人の頃、年間20万人もの参拝者が訪れた。

大山詣りは、今も先導師たちにより脈々と引き継がれている。首都近郊に残る豊かな自然とふれあいながら歴史を巡り、山頂から眼下に広がる景色を目にしたとき、大山にあこがれた先人の思いと満足を体感できる。

ウ ストーリー

大山への信仰は古く、奈良時代には、靈山寺（現・宝城坊。通称・日向薬師）、石雲寺、大山寺が開かれ、平安時代にまとめられた「延喜式神名帳」に記される阿夫利神社や比々多神社、高部屋神社の成立などにより、信仰の地としての姿が整えられていった。大山は別名を「雨降山」と呼ばれるなど、雨乞い、五穀豊穰、商売繁盛を願う多くの庶民が「大山詣り」に訪れた。しかしながら、人々を惹き付けたのは神仏の御利益だけではなかった。



1. 大山詣りを仕掛けた御師の生い立ち

戦国時代末期の天正18年（1590年）、豊臣秀吉の軍勢により北条氏が滅ぼされた戦いにおいて、大山の修験者たちは武装し北条氏と共にいた。その後、江戸近郊に僧兵の武装勢力があることに危機感を持った徳川家康は、大山を純粋な信仰の地とするため山内改革を行い、寺領を寄進し経済的な支援をする一方で、修験者や妻帯している僧侶たちを大山寺から追放した。

家康に下山を命じられた者たちはその信仰心を断ち切らず、生き残り策として中腹で神殿を備えた宿坊を営む御師となった。御師たちは、宿坊や土産物屋を営みながら、年に100日以上にわたり関東一円の檀家を廻って御札を配り、初穂を集め、大山寺に祀られる「不動明王」と山頂に祀られる「石尊大権現」の靈験を広める地道な布教活動に励んだ。

2. 信仰と行楽を兼ね備えた大山詣り

(1) 庶民の遠出を叶えた大山講おおやまこう

大山は、関東一円どこからその神秘的な容姿を望むことができ、江戸方面からは富士山とともに眺めることができる。当時、富士詣りも人気があったが、富士へ行くには少なくとも7日を要し、箱根の関所を通る手形が必要な大旅行であった。一方、大山詣りは、関所も通らず、帰りがけに江ノ島や金沢八景を経由しても3日か4日程度といった観光を兼ねた小旅行であった。



しかしながら、いかに江戸から近い大山詣りとはいえ、1人での参拝となると費用の工面は困難であった。そうしたことから、同じ職種の職人同士や今でいう町内会を単位とする大山詣りを目的とした講を組織し、費用をみんなで積立て順番制で大山に向かうといった仕組みを作り上げた。御師たちの熱心な布教もあり、関東一円をはじめ静岡、山梨、長野、新潟、福島に広がり、最盛期には100万戸を超える檀家があった。



こうして、江戸から距離的に近い利便性と大山の歴史的由緒を生かし、霊験あらたかでありながらも、厳しい修行や戒律を伴わない、気軽な信仰と行楽を兼ね備えたものとして大山詣りはできあがっていった。

(2) 納め太刀を担ぎ「いざ！大山へ」

関東一円から大山へと続く道は「大山道」と呼ばれ、江戸を出立した参拝者たちは相模湾を左手にして、はるか向こうの富士山が背後に見える大山を目ざし、要所にたてられた石造りの道標どうひょうをたどりながら楽しげに歩を進めた。大山講の一行、いわゆる講中こうじゅうが江戸から肩に担いで運んだ巨大な木太刀は、源頼朝が武運長久ぶうちょうきゆうを祈願して自分の刀を大山寺に奉納したとされることに由来し、参拝に際して奉納する納め太刀である。庶民による参拝では他に例をみない、唯一大山詣りで行われたものである。

幅広い人々に親しまれた大山であったが、日頃高い所での仕事が多く、遠くに見える大山に特別な感情を抱いていた鳶や大工、火消しといった職人たちでつくる講も多くあった。こうした職人たちは水や石への縁起を担ぎ、「雨降山」の名や山頂の「石尊大権現」にあやかって御利益を求め参拝に訪れ、粹にこだわりを持つ講中同士が競い合ううちに納め太刀も徐々に大きくなり、7メートルに及ぶものも奉納されている。また、参拝者の中には、ばくちに負けて借金取りから逃げるように大山詣りをした者もいた。納め太刀には、五穀豊穰、商売繁盛などの願いとともに庶民の武運長久とも言える勝負運を上げる意味も込められていた。



(3) 歌舞伎や浮世絵の題材となった大山詣り

参拝者たちは中腹にある滝に打たれ身を

清める滝垢離たきごりをしてから登拝する。粋な職人たちにとっての滝垢離は、互いに彫りものを披露し合う大山詣りならではの舞台でもあった。



こうした姿をはじめとして大山詣りに多くの人々が関心を寄せていたことから、歌舞伎や浄瑠璃、落語、川柳などに取り上げられ、

また、参拝者たちが大山に向かう道中の様子や、歌舞伎役者がふんする彫りもの姿で大きな納め太刀を手にして滝に打たれる姿などを描いた浮世絵が売り出されたこともあり、更に多くの人々の興味や関心を呼び起こし、江戸の人口が100万人であった頃、年間20万人もの参拝者が大山を訪れている。



(4) 参拝客をもてなす宿坊と麓の繁栄

参拝の講中を歓待する宿坊は、講の所在地とその名称が刻まれた玉垣たまがきに囲まれ、玄関先に並ぶ登拝記念の石碑や奉納された手水鉢ちようずばち、講の名を刻み込んだ板まねきや布に染め抜いた布まねきが御師とのつながりの強さを表し、帰宅した家族さながら講中を出迎える。

御師たちは、参拝客の宿泊から登拝の道案内まで一切の世話をし、宿坊に備える阿夫利神社の分霊を祀る神殿で、登拝する講中の無事を祈願した。

大山の名物となっている豆腐料理は、各地の講から奉納された大豆を利用し地元の清水でつくったのが始まりで、宿坊ごとにそれぞれの講から預かる専用の器を用いて振る舞われた。また、地域の木地師きじしにより作られた大山こまは、金回りが良くなるという縁起物で、参拝客が帰宅の際に買い求め、誰からも喜ばれることから、御師も檀家廻りの際に土産代わりに持参していた。

大山の麓も大山詣りの恩恵にあずかり、往来する参拝者を相手とする商いはもとより、宿坊で必要となる布団や履物から日用品、酒や食料品などの取引で繁盛した。

3. 今に息づく庶民信仰と神秘的な魅力

大山詣りは先導師せんどうし（当地では明治の神仏分離を契機に御師を改称）により脈々と引き継がれ、今も先導師の道案内で登拝する白装束に身を包んだ大山講の一行や古くから伝わる様々な祭事を目の当たりにすることができる。

宿坊や参道沿いに軒を連ねる茶店や土産物店では、当時の風情を感じる事ができ、もともと精進料理であった豆腐料理や猪、山菜といった地元の食材を使った食事も楽しめる。

首都近郊に残る豊かな自然とふれあいながら歴史を巡り、山頂から眼下に広がる雄大な景色を目にしたとき、大山にあこがれた先人たちの思いと満足を体感できる。



4 歴史文化の特徴のまとめ

伊勢原市の歴史文化について、そのキーワードは「大山」です。それぞれの時代について、大山が深く関係しています。それは、単なる地形条件のひとつということではなく、大山を仰ぎ見ながら暮らす人々にとっての心的情景となり、それが歴史的に継承されてきたと考えられます。このことは、令和元年度の市民意識調査で、未来の伊勢原市のキャッチフレーズにふさわしい言葉として、約半数の市民が「自然」を選んでおり、現在の伊勢原市民にも共感されていると考えられます。伊勢原はいつの世も、大山とともに生きてきたと言うことができそうです。

市内の文化財が豊富な三つの地区は、それぞれ中心となる時代が異なることが特徴です。古代は比々多地区、中世は日向地区、そして近世、江戸時代は大山地区となります。そして明治時代以降は次第に現在の市街地である伊勢原地区が中心となっていきます。このように、文化財から見た歴史文化のあり方からも、伊勢原の成り立ちを追うことができます。

また、多くの文化財が、大名や貴族、豪商等ではなく、社寺などの組織を中心として伝えられてきたことも特徴のひとつです。社寺は信仰でつながる人々の集まりですが、実際は地域の人々の力に支えられて存続しています。伝えられてきた文化財についても、地域で暮らす多くの人々の手によって守られてきたと考えられます。こうした地域の人々のつながりが伊勢原市の歴史文化を継承してきたと言えます。

■ 第5章 伊勢原市の文化財保護の現状と課題

1 文化財保護における調査・保存・活用について

文化財保護法の第1条には、この法律の目的として、「文化財を保存し」、「その活用を図る」ことで、「国民の文化的向上に資する」こと、「世界文化の進歩に貢献すること」が謳われています。つまり、文化財の「保存」と「活用」は、文化財保護の目的達成のための主要な手段であることがわかります。

文化財の「保存」の具体的な行為としては、指定制度や登録制度による位置づけ、文化財の修理や適切な管理などが挙げられますが、それらのためには、その歴史的、芸術的価値や状態、状況を把握し、ふさわしい取扱いを選択するための「調査」が必要になります。また、文化財の「活用」に際しても、魅力的で理解を深めることができ、かつ文化財を傷つけない取組とするためには、同様の情報を有し、文化財を熟知していることが不可欠です。よって、文化財を保存・活用していくためには、その前提として、「調査」が重要となります。

以上のことから、本市の文化財保護に関する現状と課題については、文化財の調査、保存、活用に大別して整理することとしました。

2 文化財調査の現状と課題

(1) 文化財調査の現状

市教委が取り組んできた文化財調査は、所有者の協力を得ながら、調査者と調整を図りつつ、文化財の種類や種別を中心に実施してきました。しかし、中には大山詣りや宝城坊のように、様々な文化財の総合的な調査が必要となるケースもあり、また、各種の調査成果を総合的に評価していく必要があります。

ア 文化財の内容を把握する調査

これまで実施してきた調査は、建造物や彫刻、古文書、石造物、民俗等、多岐にわたります。これらの中には、資料の新発見により急遽実施する形となったもの、同様の文化財が複数存在するなかで、特定の文化財を選択して実施したもの、悉皆調査と



写真 94 宿坊調査



写真 95 御神酒枠の調査

して毎年継続的に実施したものもあります。具体的には、発掘調査現場で専門家の見立てが必要な遺物が出土した場合や、市の文化財指定を前提に市域の特徴的な中世の石塔群を調査した例、また、市域の仏像等彫刻調査のように、毎年数件ずつ、足かけ20年近くにわたって調査してきた例などです。平成28年に「大山詣り」が日本遺産に認定された後は、宿坊や納め太刀、御神酒杵等の大山講に関する調査を重点的に実施しています。



写真 96 手中明王太郎大工道具の調査

イ 状態、状況を把握する調査

歴史的、芸術的評価を明らかにする調査だけでなく、今後の修理や適切な保管環境を検討するために、文化財の状態や保管状況を確認する調査も実施しています。天然記念物指定の樹木や材質により腐食や錆の進行が心配される文化財については、常に現況を把握し、経過を確認していくことが必要となります。

表 23 伊勢原市史刊行図書一覧

No.	刊行書名	内容	発行日	体裁
1	資料編／古代・中世	鎌倉期から天正18年(1590)の小田原北条氏の滅亡まで、583点の文書、記録類等	平成3年3月	A5版・668頁
2	資料編／大山	相模大山関係檀家帳、檀廻帳、収納帳、土産帳	平成4年3月	A5版・820頁
3	資料編／近世1	市域の旧11カ村の古文書297点を収録	平成4年3月	A5版・860頁
4	資料編／近現代1	明治以後町村合併前の各町村の皇国地誌、村勢要覧、町村事務報告等	平成5年3月	A5版・815頁
5	資料編／続大山	市史2 資料編大山に収録しなかった大山信仰の全体像を示す資料	平成6年3月	A5版・851頁
6	通史編／先史・古代・中世	先史時代から小田原北条氏滅亡の天正18年(1590)までの通史と絵画・彫刻編	平成7年3月	A5版・788頁
7	資料編／近世2	市域の近世32か村中21か村の天正18年(1590)徳川氏の江戸入府より慶応3年(1867)の大政奉還までの近世文書	平成8年3月	A5版・866頁
8	別編／民俗	昭和61年度から平成7年度にかけて実施した基本調査と補充調査をもとに、市域における民俗行事や特徴的といえる事項	平成9年3月	A5版・810頁
9	別編／社寺	市域における社寺に関する資料	平成11年3月	A5版・804頁
10	資料編／近現代2	明治維新から伊勢原市制施行(昭和46年)までの資料集	平成21年3月	A5版・821頁
11	通史編／近世	天正18年(1590)の小田原北条氏の滅亡から明治初年までの伊勢原市域の町・村の歴史・文化	平成22年3月	A5版・766頁
12	通史編／近現代	明治維新から現在までの伊勢原地域の歴史や地域の形成と変化	平成27年3月	A5版・669頁
13	伊勢原市史ダイジェスト版	市史編さんの成果から市の歴史を知る上で不可欠なテーマを古代から現代へ、時代に沿って解説	平成31年3月	A5版・201頁

ウ 市史編さん事業

市史編さん事業は、伊勢原の歴史を明らかにして、貴重な歴史資料を市民共有の財産として大切に保存していくため、「伊勢原市史編さん基本構想」（昭和 59 年 11 月策定）に基づき昭和 60 年 4 月から本格的に開始されました。総務部に市史編さん室を設置し、専門の調査員を雇用して、古文書や記録類を中心に調査を実施しました。市民からも資料の提供を受け、文書、記録類の資料化のほか、市内の地区ごとに民俗調査を実施し、原始から現代までの通史をまとめました。途中で中断や、総務部から教育委員会へ所管の変更など、紆余曲折はありましたが、研究史『いせはらの歴史』（14 冊）、民俗調査報告書『伊勢原の民俗』（7 冊）、そして本編全 12 巻が刊行されています。そして、そのエッセンスをまとめたダイジェスト版を平成 31 年に刊行し、市史編さん事業は終了しました。

エ 様々な実施主体による調査と成果の公開

調査の実施主体については、市域の文化財を国、県が中心となり調査したものから、本市が専門家へ委託したもの、本市の依頼により県立博物館等に協力いただいたもの、大学等の研究者の調査に本市が協力したもの、そして市の担当者が市民の協力を得て実施したものなどがあります。市が中心となり、3 年をかけて実施した大山道と道標の調査では、養成した歴史解説アドバイザーを中心とした多くの市民ボランティアの参加を得ました。

また、これまでも、民間団体や個人により個別の資料や関連する歴史について調査され、成果が公表されてきました。大山の歴史についての総合的な研究（『相模大山』）や、堀江家に伝わる古文書の研究（『堀江家文書』）、相模地方における自由民権運動の歴史（『山口左七郎』）などで、民間でも地域の研究が蓄積されています。特に近年では、いせはら歴史解説アドバイザーらを中心とする市民団体が、積極的に調査を実施する事例が増えています。上粕屋の山口家に伝わる古文書や大山灯籠行事、市域の石造物の悉皆調査等、多くの成果が上げられています。



写真 97 大山灯籠行事調査

オ 埋蔵文化財の調査

埋蔵文化財の調査については、土木工事等の予定地において、工事の実施を前提に記録を残す目的で実施される例がほとんどです。昭和 60 年（1985）以降、市では専門職員を採用して増加する土木工事に対処してきました。県条例や同施行規則等で規定されている役割分担により、市と民間事業者が計画する土木工事について、市教委が事前の試掘調査を実施しています。そして、試掘調査の結果、計画されている土木工事



写真 98 市内石造物調査

が遺跡に影響を及ぼすと判断される場合には、「神奈川県内における開発事業等に伴う埋蔵文化財の取扱基準」に基づき本発掘調査を実施することとなります。本発掘調査については、以前は市教委でも実施していましたが、現在は事業者から民間の調査組織に委託する形で実施されています。市教委は適切な調査の実施について、事業者及び調査組織に対して指導、助言を行っています。



写真 99 新東名高速道路建設に伴う調査
縄文時代の谷（西富岡・向畑遺跡）

また、市の北部地域で進められている新東名高速道路や厚木秦野道路（国道 246 号バイパス）工事等の広域幹線道路の建設に先立つ発掘調査については、先の役割分担により、神奈川県教育委員会（以下、「県教委」という。）の管轄となっており、民間調査組織や公益財団法人かながわ考古学財団が本発掘調査を行っています。国内でも希に見る大規模な調査が長期にわたって実施されていますが、調査エリアのほとんどが調整区域に属することから、これまで大規模な開発工事がなく遺跡の保存状況が良好であったこと、同様に調査事例も少なかったことから今までにない大きな成果が上げられています。

このほか、土木工事等を前提としない、遺跡の把握や保存、活用、学術研究のための調査も実施されています。古くは、東京帝国大学人類学教室による三ノ宮地区の古墳調査（明治時代末）に始まり、昭和初期には八幡台の石器時代住居跡が調査され、同 30 年代には県教委による大山地区文化財総合調査として、大山山頂や三ノ宮地区の学術調査が実施されました。市教委としても、高森の小金塚古墳や三ノ宮の埴免古墳、浄業寺跡、石田の中世墳墓等の調査を実施しています。これらの調査の対象となった遺跡は、現在も現地で保存されています。

（２）文化財調査の課題

ア 戦略的、重点的調査の必要性

これまで実施してきた調査の成果を見ると、本市の文化財の特徴を反映し、寺院に関わる有形文化財（建造物、仏像等）が充実していることがわかります。また、日本遺産認定後の大山講に関する調査は、その後の活用を視野に入れた選択によるものです。市民参加による調査では、石造物や大山道など、身近な文化財が選ばれていると言えます。一方、樹木や貴重種といった動植物や鉱物等の自然系の文化財、更に無形の文化財については県や他組織の調査に委ねている傾向がうかがえます。また、大山では、大山講に関する資料を個人で持たれている例が多く、未だに全体像が掴みきれていない状況にあります。資料の散逸が懸念されている中、少しずつでも、所有者の協力を得ていく必要があります。こうした傾向を踏まえ、市の歴史文化の特徴に沿って、戦略的、重点的に調査を行っていく必要があります。

このほか、文化財を適切に管理していくため、また、文化財に影響を与えることな

く効果的な活用を図るためにも、適宜、現状を的確に把握する調査を実施していくことが必要です。

イ 継続する資料整理

市史編さん事業で収集した資料や市民から寄贈を受けた資料等、市が所蔵する資料については、今後の有効活用を図るため、継続的に資料整理を行っていく必要があります。

ウ 文化財調査における連携

市内の文化財に関する調査は、行政や専門家、民間団体など多様な主体において行われてきました。また、市が実施してきたものについても、国、県や大学等の研究機関の専門家、そして市民ボランティア等の多大な協力を得ています。そうした調査によって多くの文化財を発見することができ、また、その歴史的、芸術的評価を確定することが、市の指定・登録制度、更には県、国の指定へとつながったものもあります。こうした協力体制は、今後も更に充実させていく必要があります。

エ 調査成果の公表

本市の文化財調査は様々な主体により実施されており、その成果の公表方法にも違いがありますが、文化財調査がその後の保存、活用の土台となることを考えれば、適切な形で公開し、データを管理していく必要があります。報告書の形でまとめていくことが望ましいとされていますが、ホームページ等を活用したデータの公表等も検討していくべきと考えます。公益財団法人かながわ考古学財団等により実施されている広域幹線道路建設に伴う発掘調査については、報告書刊行まで相当の期間がかかると予想されており、それまでの間、市教委としても何らかの形で市民へ情報提供していくことが必要と考えています。市教委が実施した発掘調査についても、報告書の刊行が残されているものがあります。

文化財調査は、時代とともに新たな方法が採用され、また調査の精度も高まっています。また調査事例の蓄積が文化財の評価を変えることもあります。調査に際しては、新たな手法や学術研究の進展についても精通している必要があります。

オ 埋蔵文化財調査の課題

市域で実施されている埋蔵文化財調査は、ほとんどが土木工事の実施を前提として、調査成果を記録として保存するための調査です。調査に要する経費は工事費で賄われるため、事業の推進に当たってはその負担軽減が求められています。調査により精度の高い成果を確保しながら、効率的な調査を実施し、調査経費の削減をめざす検討を進めていく必要があります。

一方、伊勢原の歴史を語る上で必要となるデータを収集し、新たな成果を上げるための学術調査を計画していくことも必要です。調査対象としては、所在が明らかになっている古墳や中世の館、城等が想定されます。



写真 100 民間工事に伴う発掘調査

《調査に関する課題の整理》

- 市域の文化財の戦略的、重点的な調査の実施
- 市域の文化財の所在、内容を把握する調査の推進
- 文化財の状態や保管状況を確認する調査の実施
- 収集した資料の有効活用に向けた調査・整理
- 関係機関との連携による文化財の調査体制の充実
- 市民団体等の調査に対する支援
- 文化財データの収集と適切な管理
- 調査報告書の確実な刊行
- ホームページ等を活用した効果的なデータ公表
- 埋蔵文化財調査の効率化、学術目的調査の計画作成

3 文化財保存の現状と課題

(1) 文化財保存の現状

文化財の保存は、文化財保護法や県条例、市条例等の法に基づく制度上の保存と、それらを踏まえて実際に文化財を修理し、維持管理していく具体の保存に分けられます。

ア 法制度上の保存

法制度上の保存は、国、県、市の規定に基づく「指定」や「登録」により行われています。「指定」は、国、県、市がそれぞれの対象範囲において、重要な文化財を指定し、その調査・管理・保存・公開に関して必要な規制、援助について定めています。文化財の保存のため、その機能や形状を変える現状変更が厳しく規制されるほか、所在の変更等にも届出の義務が課せられる一方で、保存修理に際して多額の費用が必要となる場合には、補助金による財政支援制度が設けられています。

また、国や県、市の指定がなされていない文化財のうち、保存・活用のための措置が特に必要なものに対しては、「登録」制度が用意されています。これは、国や市が文化財登録原簿に登録し、管理、保護、公開に関して緩やかな規制をするもので、国にあっては税制上の支援等を行う制度です。規制も緩い代わりに、支援も薄くなっており、指定制度を補完し、将来的な指定の候補ともなり得るものです。

イ 「指定」、「登録」制度

本市における文化財の「指定」や「登録」は、市条例の規定に基づき、市教委が行っています。指定・登録に当たっては、所有者からの要望があった場合、また、調査等で確認された重要な文化財に関しては所有者の同意を得た上で、伊勢原市文化財保護審議会へ諮問を行い、その答申に基づいて市教委で指定・登録し、告示しています。

ウ 保存・修理に対する補助

市条例では、市指定文化財をはじめ、国や県指定の文化財を国、県の補助金を用い

て保存修理する場合にも、市が応分の負担を行うため補助金を交付できる規定を設けています。こうした制度を利用して、これまでに国指定重要文化財である大山寺の「鉄造不動明王」、「宝城坊本堂」や県指定天然記念物の「大福寺の大クスノキ」、市指定文化財の三之宮比々多神社所有の「登尾山古墳出土品」等や「齋藤家住宅」、「串橋中世石塔群」などの修理、整備が行われました。また、指定文化財の保存に必要な収蔵庫や防災施設についても補助制度を利用し、大山寺や宝城坊の収蔵庫、消火施設等が整備されています。



写真 101 宝城坊本堂の保存修理

エ 日常的な管理に対する補助

こうした指定・登録を受けた文化財も、法律上はあくまでも所有者の管理が原則とされており、国、県、市は、所有者の管理を支援する役割となっています。本市では、市指定の有形文化財等について、その日常的な維持管理、市民への公開に対して、所有者に補助金を交付しています。

オ 文化財の防災・防犯対策

文化財の防災については、危機管理課が取りまとめている伊勢原市地域防災計画に、文化財の防災対策を確立し、文化財を保護するための事前対策と応急対策等の啓発を図ることが示されています。具体的には、県教委と協力し、地域における文化財の所在情報を防災関係機関等で共有し、防災対策の検討を行うこととしており、神奈川県地域防災計画に位置付けられ、県と県内市町村で組織する県・市町村文化財大規模災害対策検討分科会で対策の検討が進められています。分科会の検討を経て、県のホームページ上に「文化財防災マップ」を公表し、また、「神奈川県文化財防災対策マニュアル」を作成して、国・県指定文化財の所有者へ配布しています。これにより、日常の取組、災害時の対応、復旧に向けて、防火対策、耐震対策、風水害対策等の理解を図っています。

また、市域の文化財に対するパトロールや消防本部による文化財防火デーの査察、防火訓練を通じて、文化財の所有者や管理者に対する事前対策、応急対策の啓発を行っています。

近年、全国的に文化財の盗難や損傷事件が報道されており、本市においても同様の事案が発生しているため、警備施設の整備とともに、防犯体制の強化を図っています。



写真 102 文化財防火デーでの放水訓練

カ 市所有文化財の保管

市が所有している文化財については、昭和60年に建てられた文化財保存室のほか、庁内の倉庫、民間の賃貸倉庫、市立中学校の余裕教室等に分散して保管しています。



写真 103 民間倉庫の保管状況

キ 未指定の文化財の保存

国、県、市の指定・登録を受けていない文化財については、所有者や関係者の努力で保存されているのが実態です。社寺などの宗教施設においては、指定・登録にかかわ

らず、社宝、寺宝として大切にされているものもありますが、価値が理解されていないと廃棄されてしまうこともあります。個人蔵の資料の場合は、存在が広く知られていないこともあり、代替わり等により処分されてしまうことも少なくありません。こうした個人所有の資料については、所有者からの連絡があれば市が引き受けることもできますが、民具等の大きなものはスペースの制約から全てを保管することはできず、また、引き受けた資料も整理が追いつかないのが実情です。こうした資料の他、市では市史編さん事業で収集した古文書、旧町役場の行政文書、古地図、浮世絵、写真、更に刊行された歴史図書等を保管しています。

ク 埋蔵文化財の保存

本来、埋蔵文化財の保存は、そのまま手をつけず、埋蔵状態のまま維持していくことが望ましいとされています。国、県では、重要な遺跡が発見された場合には、公有地化し、史跡に指定して保存を図っているものもあります。本市では、指定した史跡を公有地化した例はありませんが、土地所有者の御理解のもと、現状での保存が図られています。一方、史跡としての指定はせずに、公有地化して遺跡を保存している事例として、中世城郭の中心部分を都市公園化した丸山城跡や、所有者から石塔群を土地とともに寄附いただき、整備を図った串橋中世石塔群など等があります。更に、土木工事の計画のなかで、重要な遺跡の一角を保存した事例として、石田の中世墳墓(細谷遺跡)、上粕屋の鎧塚古墳、三ノ宮の登尾山古墳や埴免古墳の石室が挙げられます。このほか、高森の小金塚古墳、三ノ宮の松山古墳などはそのままの姿で残されている貴重な遺跡です。

一方、現代社会において土木工事をせず生活していくことは不可能であることから、やむをえず土木工事等が埋蔵文化財に影響を及ぼすこととなる際には、遺跡の発掘調査を行って記録として保存することとなります。発掘調査の図面、写真、出土遺物、報告書が、失われた遺跡に代わる記録となり、そうした記録類は、県条例、同施行規則、事務処理要綱等で取り扱いが定めら



写真 104 串橋中世石塔群の整備状況

れています。前述のとおり、本市では役割とされている市と民間事業に伴う発掘調査の記録、出土資料を保管しており、その数は整理箱にして、約5,250箱となっています。

(2) 文化財保存の課題

ア 国・県・市の指定・登録文化財の課題

国・県・市による指定・登録文化財は、本市の歴史文化の特徴とそれに基づく調査成果を反映していると言えます。国指定文化財では、有形文化財が多くを占め、令和2年に初めて、市内在住の長唄、鳴物の奏者（笛）である福原洋子氏が無形文化財の保持者団体の構成員として認定を受けました。県指定文化財でも、同様の傾向がうかがわれ、無形民俗文化財である倭舞・巫子舞やまとまい みこまいを除くと絵画、彫刻、工芸等の有形文化財が占めています。天然記念物については、樹木の指定となっており、全般を通じて、動物や鉱物の指定が少なくなっています。

市の指定文化財についても有形文化財が中心となりますが、無形民俗文化財や史跡、名勝等も一定数を数えます。特に、無形民俗文化財のうち、大山こま製作技術は民俗技術に分類されますが、県条例には指定規定がなく、本市独自の評価による指定となっています。

このように、指定・登録文化財の動向は、本市の歴史文化の特徴を反映していますが、今後もこの制度の積極的な運用を図るとともに、充実すべき分野を文化財として評価し、積極的に保存の対象としていくことが必要と考えられます。

イ 市指定文化財の課題

市指定文化財には、特に旧条例の初期に指定したものの一部には指定内容が不明瞭なものがあり、その後改正した市条例との整合性に課題が残されています。指定・登録文化財の識別とともに、検討していく必要があります。

また、伝統的建造物群と文化的景観は、文化財保護法に規定されていますが、本市の指定文化財には該当がありません。県内でも同様なため、県条例にも規定されていません。双方とも昭和50年以降に付け加えられた比較的新しい類型の文化財ですが、本市においては文化財の幅を広げていくためにも、この保護策を適用できる文化財がないか改めて検討する必要があります。

ウ 登録文化財保存の課題

登録文化財については、県に規定がありませんので、国と市に関する制度となります。国の登録文化財については、有形文化財（建造物、構造物）だけではなく、記念物や有形民俗文化財等にも対象が広がられています。本市としてはこれまでも、建造物の登録を進めてきましたが、今後、地域計画が文化庁長官の認定を受けることで、市から文化財登録への申し出が可能となる特例が認められるため、そうした制度も活用しながら、より積極的に登録の推進を図っていく必要があります。

市の登録文化財については、その性格上、市指定文化財の候補という側面もあり、指定文化財を補完していく意味でも、より積極的に登録を進める必要があります。また、そうした登録文化財の中から、指定文化財となる事例が生まれることで、登録文化財の価値や所有者の意欲も高まると考えられます。

エ 文化財所有者が抱える課題

文化財所有者にとって保存に関する最大の課題は、人手と費用です。高齢化が進ん

でいる所有者にとっては、文化財の日常的な管理が難しくなっているばかりではなく、管理のノウハウを継承していくこともままならない状況にあります。近年たびたび発生する地震や暴風雨に備える文化財の安全確保や、特に社寺の建物や樹木については、台風通過後の片付けや清掃の出費も大きな負担になっています。

更に、修理については、国の指定文化財には国庫補助による支援があるとは言え、所有者の負担も大きく、多くの文化財を抱える所有者にとっては資金確保が重い課題となっています。個人所有の登録文化財については、設計監理費を除き、修理工事の財政的支援策は用意されていないため、所有者は建物維持の費用にも苦心しています。

こうした事態に対して、改正された文化財保護法では、所有者による文化財保存の個別計画（文化財保存活用計画）の作成を奨めています。それにより、中・長期的な見通しを立て、計画的に保存策を講じ、そのための資金の確保に備えようとするものです。この計画は所有者が作成するものとされていますが、関係者の理解のもと、市教委も協力して作成していく必要があります。

オ 文化財の防災・防犯対策

伊勢原市地域防災計画では、文化財の保護に関して、災害時に文化財保護に取り組むボランティアの養成を図るとしています。現在、市が認定しているいせはら歴史解説アドバイザーを中心としたボランティアが団体を組織し、文化財の調査、活用に関する取組を行っています。こうした団体の活動の幅を広げ、災害時の情報収集、現状の安全確保、復旧に向けた取組、さらに日常的な防犯体制についても対応していただくための環境づくりが必要です。

カ 市所有文化財の保存

所有者が持ちきれなくなり、市が引き受けた文化財については、適切に保管し、活用していくためには、整理し、内容を把握していく作業が必要となります。また、そうして収集した古文書や絵画、民俗資料、発掘調査で出土した考古資料等の保管についても、施設の確保が課題となっています。スペースの確保だけでなく、材質によって安定した環境を用意すべき資料や活用を踏まえた収納方法とすべき資料などもあり、ふさわしい保管環境が求められます。常設展示施設の確保とともに、大きな課題です。

キ 未指定の文化財

指定・登録を受けていない文化財は、所有者や関係者の努力で維持されています。核家族化や住宅環境の変化等により、民具や古文書などの資料を継続して保管する所有者の負担が増し、維持管理が困難となっている状況にあります。未指定文化財を将来にわたって良好な状態で保存していくための方策が必要となっています。

ク 無形民俗文化財の保存

無形の文化財に対しては、保存団体の構成員の高齢化が進み、後継者不足が問題となっています。地域の伝統的習俗や行事等は縮小、簡素化が進み、取りやめとなることも珍しくない状況です。また、大山こまの製作技術の継承には、職人技の伝承に長い時間が必要となり、更に、材料や道具の確保、そして商品としての需要など、存続には多くの課題があります。

《保存に関する課題の整理》

- 指定・登録制度の積極的な運用
- 指定・登録件数が少ない分野への制度運用
- 文化財所有者による保存修理、管理のための資金確保
- 文化財所有者に対する保存修理、管理の支援
- 文化財所有者による保存活用計画の作成
- 所有者の高齢化の中での保存・管理ノウハウの継承
- 所有者、市民団体と連携した文化財の防災、防犯対策
- 市所有文化財の保管施設の確保、保管環境の整備
- 指定・登録されていない文化財の保存
- 地域の様々な文化財を一体的かつ効果的に保存するための仕組みづくり
- 無形の文化財の伝承を担う人材の確保

4 文化財活用の現状と課題

(1) 文化財活用の現状

本市では、市域に所在する貴重な文化財を多くの市民等が知り、次の世代に大切に引き継ぐ必要性を理解していくため、文化財の活用事業にも力を入れてきました。特に、平成25年の市条例の全部改正では、従来の文化財保護法による保存中心のあり方から踏み出し、積極的な活用を行うことで、まちづくりにも資することを目指すこととしました。

ア 市教委による活用の取組

文化財の活用のうち、市教委が従来から実施していた取組として、比々多神社郷土博物館における指定文化財の特別公開、既に30回を重ねた考古資料展、遺跡調査報告会、発掘調査現場を公開する遺跡見学会、登録文化財である建造物の公開などを継続的に実施しています。埋蔵文化財に関する取り組みについては、市域で発掘調査を継



写真 105 遺跡見学会



写真 106 まが玉づくり体験



写真 107 小学校の出前授業

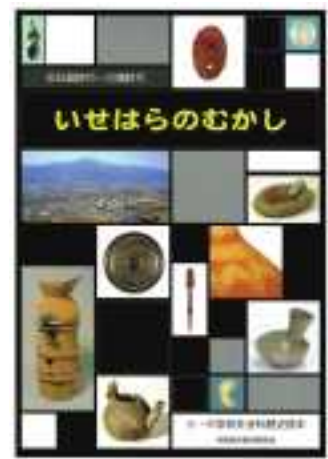


写真 108 歴史読本
「いせはらのむかし」

続実施している公益財団法人かながわ考古学財団との包括的な協力関係のもと、他の民間調査組織の支援もいただきながら実施しているものです。

このほか、図書館や公民館を利用して、大山の古文書や浮世絵、古い絵葉書といった郷土資料のテーマ展示、大山講や道標、文化財修理事業について解説する講演会なども開催しています。体験的な事業としては、遺跡や文化財をめぐるウォーキング、まが玉づくり教室などがあります。ウォーキング等で訪れるそれぞれの文化財については、継続的に方向案内板や解説板などを設置しています。

イ 学校教育現場での活用

学校教育分野では、教育センターと連携したうえで、小学校6年生の歴史、3年生の昔の生活をテーマにした実物の資料を用いた出前授業、また、縄文土器を作り、野焼きする体験授業などを30年間にわたり実施しています。また、小学校で使用する副読本では、地域の歴史や文化財、認定された日本遺産を紹介し、身近にある歴史を学びながら、郷土への関心を高めるねらいとしています。文化財担当者と教員とが協議を重ね編集した小中学校の歴史読本、市域の資料で語る「いせはらのむかし」は、市立小学校の6年生全員に配付しています。



写真 109 文化財関係刊行物

ウ 文化財の情報発信

文化財に関わる情報発信としては、各種文化財調査の報告書を刊行しているほか、文化財マップやパンフレットなどの配布資料を作成しています。市史編さんに関わる刊行物としては、市史本編12巻に加え、民俗調査の報告書やダイジェスト版があります。

インターネットを利用したものとしては、市のホームページであるいせはら文化財サイトを開設し、文化財に関わる解説、資料紹介、イベント情報のほか、地域の伝統行事



写真 110
いせはら文化財サイト

や文化財修理、地域の魅力的な文化財を紹介する映像を公開しています。海外に向けては、英語版のホームページも開設予定です。

エ 人材育成に向けた取組と市民活動

こうした動きとは別に、平成16年度から「歴史解説アドバイザー養成事業」を開始しています。これは、所有者の高齢化、行政改革による行政職員の削減を想定し、地域で文化財を継承していくためには、文化財に関わる人材を厚くしていくことが必要であるとの考えによるものです。この事業により、今までに112名の講座卒業生が歴史解説アドバイザーの認定を受け、実際に多くの認定者が活動しています。本市の文化財活用の特徴は、こうした市民団体を中心とした自主的な活動が根付いている点にあります。当初、市の職員が実施していたまが玉づくり教室も、市民団体の手で自主的に開催されるようになり（まが玉づくりの会）、市域の石造物調査の悉皆調査も続けられています（伊勢原市文化財協会）。国登録有形文化財である山口家住宅は、公益財団法人が管理し（公益財団法人雨岳文庫）、市民団体が展示、ガイドを受け持っています（雨岳ガイドの会）。このガイド資料をもとに、神奈川新聞に文化財コラムが連載されています。別の団体では、市域の伝統行事の調査を継続し、その成果がもとになって大山灯籠行事が市の登録文化財になりました（ISEHARA おもてなし隊）。また、伊勢原開村400年に当たっての調査（伊勢原郷土史研究会）や、大山道の解説板整備（アド・大山道）、伊勢原に伝わる昔話の紙芝居製作（おはなしばる〜ん）なども市民活動の成果のひとつです。こうした活発な市民団体の活動は、本市の文化財活用の一翼を担っており、なくてはならない存在となっています。



写真111 歴史解説アドバイザー養成講座

オ 日本遺産に関連する活用の取組

平成28年の日本遺産の認定後は、新たに日本遺産の紹介や歴史と文化財のまち伊勢原の認知度を上げることを目的とした取組が進められるようになりました。これは商工観光課や市域の観光組織、企業との連携によるもので、日本遺産をPRする映像、パンフレット等の作成、新聞、雑誌、テレビ等での周知活動の展開、道灌まつりや納め太刀ウォーク、“おおやまみち”まちづくりサミット、商工イベントなどに日本遺産を絡め、また、市域外のイベントにも積極的に参加し、日本遺産大山詣りをアピールする展示等を行いました。このほか、「日本遺産の日」や「日本遺産サミット」等、国が主催するイベントにも積極的に参加しています。現在では、大山の宿坊への宿泊客増加を目指す宿坊体験型教育旅行の誘致、日本遺産に関連する新たな商品開発に継続して取り組んでいます。こうした取組により、東京都の私立中学校の教育旅行の受入れが実現し、令和2年まで3年間で台湾、韓国を含む5件の受入れにつなげることができました。更に今後の進展が期待されています。また、商品開発では地元産の生乳と市内の老舗茶舗の茶葉を用いて大山の姿をデザインした焼き菓子「生乳茶菓」や、地元企業のコラボレーションによる「新型カキノタネ」、地元産の大豆を用いた「大



写真 112 日本遺産事業で開発した商品

山詣り豆腐」の販売に至りました。地域のオリジナル商品として期待されます。

更に、令和元年度に国が創設した日本遺産構成文化財の整備制度を利用して、大山阿夫利神社、宝城坊、三之宮比々多神社、高部屋神社、石雲寺における環境整備を行っています。トイレ改修や案内板の設置、参道の整備等、見学者が安全、快適に見学できる環境整備に努めています。

カ 歴史文化基本構想や日本博に関する文化財の観光活用

平成 29 年から文化庁は歴史文化基本構想を策定している自治体向けに文化財を活用した観光拠点づくりを支援する補助事業を創設しました。本市ではこの制度を活用し、ホームページの英語化、方向柱、案内解説板の設置、地域の文化財と見所を紹介する映像制作、旅行商品を開発するモニターツアー等の事業を実施しました。

また、文化庁が実施する「日本博」事業では、大山阿夫利神社を会場とする「インバウンド薪能」、宝城坊たきぎのう宝殿ほうでんの内部で国重要文化財である諸仏をライトアップした「宝城坊宝殿特別展覧会」なども多くの参加者を集めることができました。こうした日本遺産以来の各種取組は、東京オリンピック、パラリンピックの開催に向けた国を挙げての重点事業であり、文化庁も数々の支援策を用意して地域の歴史文化を活用した誘客を後押ししており、本市としてはそうした制度を利用して、事業を進めているところです。



写真 113 大山詣りモニターツアー



写真 114 大山阿夫利神社で開催した「インバウンド薪能」

(2) 文化財活用の課題

ア 活用の基本

文化財の活用に関する課題は、文化財保護法の改正に際して議論されたように、活用によって文化財が損なわれることがないような対策を講じることが第一であり、文化財の継承にはその保存と活用がバランスよく取り組まれていく必要があります。そのためには、文化財への負担が少ない活用方法を開発、採用すること、活用する文化財の状況を常に把握していくこと、文化財や活用する環境をよく知っておくことなどが求められます。そして、所有者、関係者、活用事業者、そして行政がこうしたことを十分理解し、事前によく協議しておくことが不可欠です。

また、文化財の中には、永く信仰の対象として継承されてきたものも多く、また、静謐な環境が重要であり、一時に多くの人々が集まることを望まない所有者も少なくありません。文化財の活用に当たっては、文化財が本来有する意味や背景を十分理解しておく必要があります。

イ 活用方法に関する課題

文化財の活用については、多様な文化財に関して様々な取組を実施していますが、総じて参加者は高齢者が多く、若年層、親子連れが少ない傾向があります。また、歴史文化に興味のあるリピーターが多く、熱意を感じる場所ですが、広く、文化財の価値を共有していくためには、参加の少ない年齢層、新規の来訪者への働きかけが必要となります。また、リピーターに対しても飽きさせない内容とするため、場所や文化財の内容により工夫し、また、周知方法についても見直していく必要があります。

ウ 活用拠点の確保

市民が文化財に触れる機会を増やしていくためには、文化財の常設展示施設や本市の特徴である市民団体の積極的な活動を支援する拠点施設の整備が求められます。公共施設の見直しを行っている現状の中で、新規施設の建設は難しいところですが、本市が他との差別化を図ることができる歴史文化に関し、将来の展示機能のあり方を議論していくことは必要です。

エ 学校現場での活用課題

伊勢原の未来を担う子どもたちに、郷土を知り、郷土への愛着を感じてもらうため、地域の文化財を教材化し、学校で活用していくことが大切です。今後も、学校現場との連携を図り、副読本の改訂や文化財担当者による出前授業、無形文化財の保持者による体験指導など、文化財の活用を継続していくことが必要です。

オ 文化財の情報発信

地域で文化財を継承していくためには、まず地域の文化財を知り、その価値を共有する必要があります。そのためには魅力的な文化財の情報を広く発信していくことが大切です。本市ではこれまでも図書やパンフレット、マップ等、周知を目的とした印刷物を製作してきました。また、インターネットを利用した情報発信も続けています。映像やカラー写真等を利用し、魅力的な文化財情報を早く、広く届けるため、ホームページの充実が必要となります。また、海外への情報発信のためにも、英語版ホームページを開設します。

カ 市民の手による活用

文化財の活用を進めていくためには、多くの人が関わりを持つことが効果的です。市が養成した人材の他、文化財に関わる人の層を厚くすることが地域における文化財の継承につながります。既に実施されている市民団体による活動の取組を支援し、活動を活性化させるとともに、新たに取り組んでいただける人材の確保に努める必要があります。

キ 文化財の観光活用の課題

現在、地方自治体は、財政の悪化や人口減少・少子高齢化など、地域を取り巻く極めて厳しい状況に直面しています。このため各自治体は、地域の活性化のため、地域資源や地域の魅力を最大限活用した内発的地域振興施策に積極的に取り組んでいます。文化財の観光活用もそのひとつであり、国を挙げての推進事業となっています。

しかし、文化財の観光活用は本格的に始められてまだ間がないことから、その方法や内容についても冷静に検証し、公開・活用する文化財が損傷しないよう配慮し、適切な方策を確立していく必要があります。一方、この取組には従来関わりが薄かった他業種との連携が必須となることから、そうした新たな連携により、今までにない画期的な活用方法が生み出されていくことも期待されます。

豊かな歴史文化を将来へ継承しつつ、まちづくりにも活かしていこうとする本市にとっても、力を注いでいくべき取組であると考えられます。

これまで、日本遺産、日本博、歴文構想などに関係する国の支援制度を活用して、様々な取組を実施してきましたが、今後もその継続を図っていく必要があります。ただし、国の支援制度が今後も継続されるとは限らないことから、新たな財源確保に努めながら、適宜、事業の見直しを図ることが大切です。

また、伊勢原の知名度や好感度を上げ、全国に売り込む「シティプロモーション」にも、歴史文化を活用していくことが必要となっています。

《活用に関する課題の整理》

- 市域の文化財に対する価値の共有化を促す公開事業
- 文化財の保存と活用の均衡を図り、消耗や損傷に対して十分配慮した活用方法の選択
- 幅広い年齢層に対応する活用方法の検討
- 保存、活用を進める拠点施設の整備
- 見学者が安全、快適に見学できる環境整備
- 地域に所在する文化財の教材としての活用
- 学校教育の場での文化財の体験的活用
- 様々な媒体による文化財に関する情報発信
- 文化財活用に関する市民団体の活動支援、市民団体の後継者育成
- 地域づくりと一体になった文化財の活用
- 地域活性化に向けた文化財の活用、そのための他業種連携

第6章 伊勢原市の文化財保護に関する方針

1 基本理念

本市には、先人から受け継いだ豊かな自然と長い歴史、そのなかで育まれてきた数多くの文化財が伝えられています。それらは地域共有の財産であり、市民の誇りでもあります。こうした歴史文化を大切に後世へ継承していくことは、今に生きる私たち世代の責務です。

また、近年、地域の特性を生かしたまちづくりがクローズアップされ、市域の歴史文化を本市の強みとして確実に保存し、活用していくことが求められています。こうした認識のもと、本市としては、文化財保護に対する基本理念を次のように考えます。

まず眠っている文化財を調査により把握し、学術的評価を明らかにします。その成果を公表し、価値を地域で広く共有することで、文化財の適切な保存を図ります。また、活用においては、郷土の歴史文化を身近に感じられるよう学び、触れあう場をつくとともに、機会に応じた情報発信に努めます。更に、市、市民、事業者及び文化財の所有者と連携し、歴史文化を地域の活性化やまちづくりにつなげていくことを目指します。

「調査」を起点とし、明らかにした“価値の共用化”から、「保存」と「活用」を循環させることで“更なる価値の発見”が「保存」への原動力となり、魅力的な「活用」へと結びつくことを目指します。その過程で、“ひとづくり”を図りながら、地域活性化やまちづくりへとつなげていこうとするものです。以上のことから、目指す方向性を次のとおりとします。

目指す方向性 : 「歴史文化の適切な継承とまちづくりへの活用」

2 施策展開に当たっての考え方

本市の文化財保護の現状と課題を踏まえ、次に掲げる基本的な考え方により、目指す方向性「歴史文化の適切な継承とまちづくりへの活用」の実現を図ります。

■基本的な考え方1：文化財調査の計画的、継続的实施と価値の共有化

市域に所在する文化財を把握し、内容、状況を明らかにする調査を計画的、継続的に実施し、本市の歴史文化を確認するために必要となる広域的な情報収集等を進めます。また、文化財に関する情報を適切に管理するとともに、効果的に公表し、文化財の適切な保存と魅力的な活用につなげます。

■基本的な考え方2：所有者を支える連携による文化財の保存

文化財の指定・登録制度や国、県の支援制度を有効活用し、文化財を健全な状態で将来へ継承していくため、所有者、行政が一体となった計画的な保存、管理に努めます。文化財所有者や事業者、市民団体等との連携により、文化財と周辺環境を含む、地域で文化財を継承していく環境づくりを進めます。

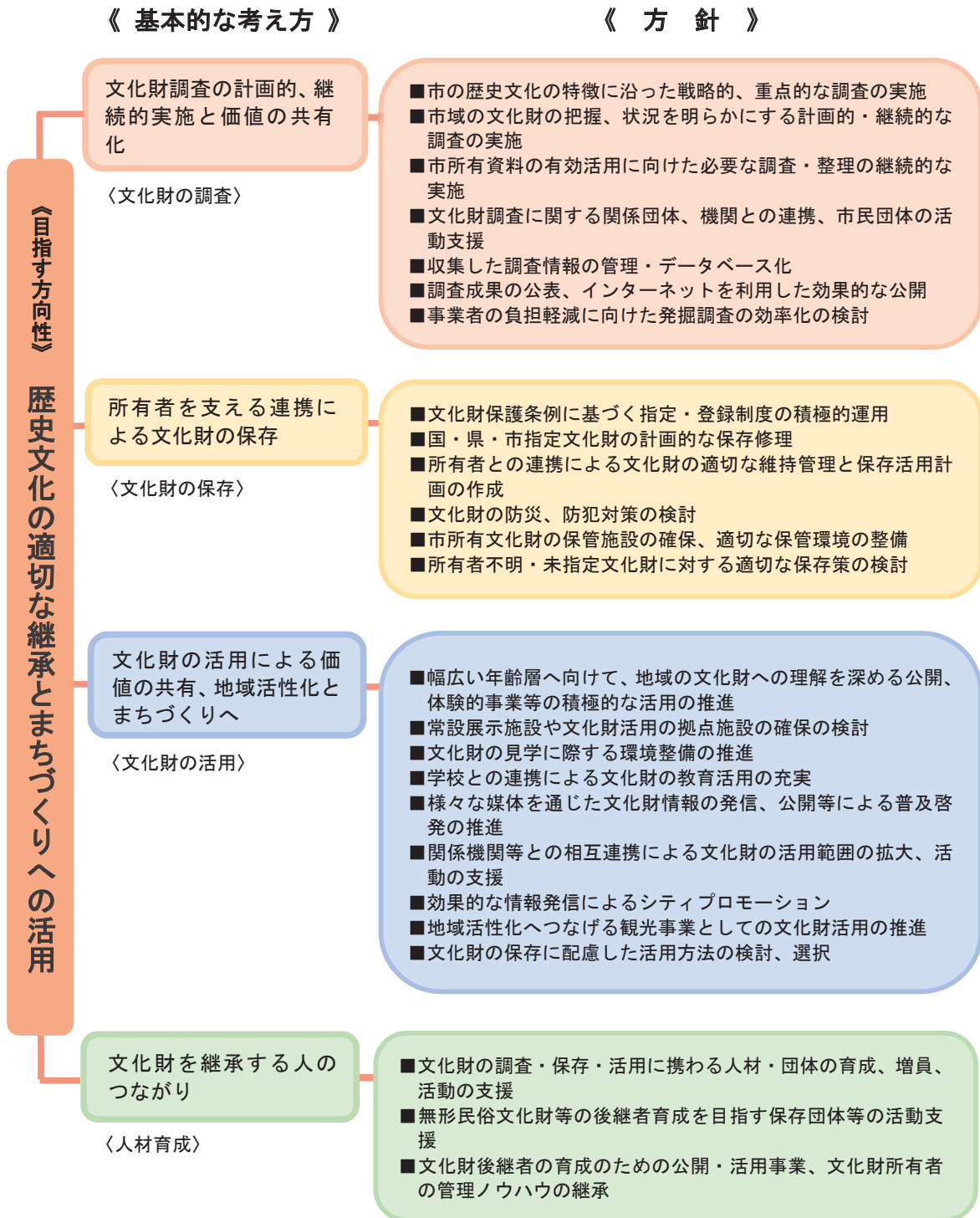


図 18 文化財保護に関する取組方針の体系

■基本的な考え方3：文化財の活用による価値の共有、地域活性化とまちづくりへ

文化財情報の積極的な発信、地域の歴史や文化財を活用した学習機会の提供、体験などによる文化財を身近に感じられる事業の展開などにより、文化財を通じた地域への愛着と誇りを育み、価値の共有化を図ります。また、地域資源としての文化財の積極的な活用により、地域活性化へとつなげ、まちづくりに活かす取組を進めます。

■基本的な考え方4：文化財を継承する人のつながり

文化財を継承していくために必要となる人材を確保するため、継続的にその養成に努め、また、そうした市民団体の自主的な活動を支援していきます。文化財保護の意義を認識し、それに関わる活動の楽しさを体感することで、文化財を継承していく人と意思をつなげていきます。

上記の施策展開に当たっての基本的な考え方に基づく次の取組方針により、文化財保護に関する体系的かつ効果的な施策を展開します。なお、文化財保護の現状と課題を踏まえ、以下では、基本的な考え方1～3に、文化財の「調査」、「保存」、「活用」を対応させ、更にそれらの項目に深く関係し、その実践の鍵となる基本的な考え方4の「人材の育成」を加えた4項目に整理しました（図18）。

3 文化財調査に関する方針

（1）文化財調査・研究の継続的な実施

市域に所在する文化財の適切な把握に向け、市民や民間団体等の協力を得ながら、新たな文化財の発掘や状況確認のため、計画的、継続的な調査に努めます。また、充実すべき分野や本市の歴史文化の特徴に沿った分野については、戦略的、重点的な調査・研究を実施します。

（2）収集した資料の調査、整理の継続的实施

伊勢原の歴史や市域で起きた出来事をより正確に後世に伝えるため、また、今後の有効活用を図るため、市が所有している文化財、資料を整理し、継続的な調査を進めます。

（3）関連団体・機関との連携、市民団体の支援

本市の歴史文化を明らかにするために、所有者、関連団体、国・県・市町村の関係機関等との連携を図ります。市民団体の手による文化財調査に対しては、市が指導、助言をするなど、支援を行っていきます。

（4）文化財に関する適切な情報収集と管理、効果的な公開

必要に応じて、広域的な情報収集を図り、また、これまでに実施してきた調査などにより得られた情報を適切に管理するため、文化財に関するデータベースの構築を図ります。新たに得られた情報については、随時データ更新を行うとともに、効果的な公開方法を工夫して、成果の公表を行います。

《文化財調査に関する方針》

- 市の歴史文化の特徴に沿った戦略的、重点的な調査の実施
- 市域の文化財の把握、状況を明らかにする計画的・継続的な調査の実施
- 市所有資料の有効活用に向けた必要な調査・整理の継続的な実施
- 文化財調査に関する関係団体、機関との連携、市民団体の活動支援
- 収集した調査情報の管理・データベース化
- 調査成果の公表、インターネットを利用した効果的な公開
- 事業者の負担軽減に向けた発掘調査の効率化の検討

4 文化財保存に関する方針

(1) 文化財としての計画的な指定・登録

文化財保護法及び県条例に基づく指定・登録を受けたもの以外の文化財について、調査研究の成果に基づき、所有者の同意を得たうえで、市条例に基づく指定及び登録制度の運用を積極的に進めます。国の登録文化財制度についても、根拠となる調査成果に基づき、市として積極的に働きかけを行います。

また、本市の大山講を伝える先導師旅館と周辺一体の景観の保全に対しては、景観法や伊勢原市景観条例に基づく制度の運用のほか、歴史的建造物をまとまりで評価する伝統的建造物群や、生業を活かしながら地域の景観を保全していく文化的景観の考え方を参考に、今後の方策等を検討する必要があります。

(2) 文化財の計画的な修理

調査結果や指定・登録状況等を踏まえ、国指定文化財については今後作成する保存活用計画に基づき、国や県の補助制度等を最大限活用した中で、文化財の適切な保存修理を実施します。また、市は、市条例に基づき、貴重な文化財の保存修理を支援します。

(3) 文化財の適切な管理と防災対策

市は、文化財の所有者、管理者に対して、文化財の保管環境を整備し、日常的に文化財の状況を把握して、適切な維持管理に努めるよう指導、助言を行います。また、関連団体等の協力を得ながら、防災・減災対策、災害時の対応、訓練など、貴重な文化財の保存に向けた活動を展開します。

以上のことに関し、文化財の修理を含めた適切な維持管理を将来に渡って実施していくため、文化財所有者と市は協力して、文化財保護法に規定された保存活用計画の作成に向け取り組むこととします。

(4) 市所有文化財の保管

市が所有する文化財に対しては、その適切な保管のため、そして有効活用を図るため、保管施設の確保、保管環境の整備に努めます。



写真 115 所有者による防火訓練

(5) 所有者不明文化財の保存

市内には、石塔や石仏のように、所有者が明らかでない文化財も多数所在しています。それらは地域で守られてきましたが、その全てを公的に保存していくことは現実的には困難です。悉皆的調査により、所在や形状、製作年代等を把握したうえで、指定・登録制度を運用し、選択的な保存策を講じていくこととします。

《文化財保存に関する方針》

- 文化財保護条例に基づく指定・登録制度の積極的運用
- 国・県・市指定文化財の計画的な保存修理
- 所有者との連携による文化財の適切な維持管理と保存活用計画の作成
- 文化財の防災、防犯対策の検討
- 市所有文化財の保管施設の確保、適切な保管環境の整備
- 所有者不明・未指定文化財に対する適切な保存策の検討

5 文化財活用に関する方針

(1) 文化財の公開等による普及啓発の推進

市民の文化財への理解とその保護に対する認識を高めるため、所有者等との調整を踏まえ、文化財の展示会や調査結果の積極的な公開、また、講座や講演の開催など、普及啓発を推進します。また、歴史や文化財がより身近なものと感じることのできるよう、体験を重視した事業を展開します。活用事業の内容については、対象とする年齢層の拡大や新規参加者の増加など、新たな工夫に努めます。

(2) 文化財活用施設・環境の整備

既存施設の利活用を含めた常設展示施設・市民活動の場所の確保など、文化財の保存・活用を図るための環境整備を進めます。また、それぞれの文化財や日本遺産の構成文化財に対しても、所有者の意向を確認しながら、標識や説明板の設置、更に公衆トイレや安全柵等、見学者向けの環境整備を図る取組を進めていきます。

(3) 学校教育における文化財の活用

伊勢原の子どもたちに地域の生きた歴史を学ぶ機会を創出するため、文化財を活用した体験授業や市域の文化財を題材にした副読本の作成、配付など、教育センター等と連携をとりながら、文化財を活用した学習機会の充実を図ります。

(4) 文化財に関する広報活動の推進

伊勢原の歴史や文化財の持つ魅力について、市民をはじめ多くの方々の理解を得るため、出版物の発刊、メディアへのきめ細かな情報提供、インターネットを活用した情報発信等、多様な媒体を活用した多面的な広報活動に取り組みます。特に、文化財ホームページである「いせはら文化



写真 116 文化財解説案内板

財サイト」については、カラー写真や映像など、ビジュアルな情報を掲出することができ、また、英語の解説を付すことで、伝統的な日本文化に関心をもつ諸外国の人々への情報発信が可能であり、より効果的な活用が期待できます。



(5) 関係機関等との相互連携と活動支援

文化財の保存と活用に関し、関係機関や市民団体等と
写真 117 文化財サイトの映像
の相互連携を図るとともに、所有者や市民団体が自発的に企画する活用事業に対しては、市として支援に努めます。これまで関係が薄かった組織や機関については、文化財の活用事業を通じて新たな関係を築くことを目指します。また、市内の横断的な連携と連動により、効果的な取組を展開します。

また、歴史、歴史文化は、必ずしも現在の行政単位に納まるわけではないので、県や県内の市町村、博物館や資料館等の関係機関とも連携を図り、更にテーマによっては、より広域な協力体制のもと、効果的な活用の取組を目指します。

(6) 文化財を活かした知名度向上の取組

豊かな自然や歴史文化といった伊勢原の魅力に関する情報を国内外へ積極的に発信することで、市の知名度や好感度を上げ、地域の活性化に向けた「シティプロモーション」を進めます。



図 19 シティプロモーションマークとクルリン

(7) 文化財を活かした地域活性化

文化財の公開や伝統行事の開催など、多くの来場者が見込めるイベントや、景色、花、食、スポーツ等他の地域資源との組合せによる誘客など、文化財を地域活性化につなげていく取組を進めます。市の内外の多くの人々に、伊勢原の歴史文化を知ってもらう機会となり、文化財の価値の共有と保護の意義の理解につなげていきます。ただし、文化財の価値を損なわないようにするために、方法の検討、専門家による状況の確認等の十分な対策が必要です。

《文化財活用に関する方針》

- 幅広い年齢層へ向けて、地域の文化財への理解を深める公開、体験的
事業等の積極的な活用の推進
- 常設展示施設や文化財活用の拠点施設の確保の検討
- 文化財の見学に際する環境整備の推進
- 学校との連携による文化財の教育活用の充実
- 様々な媒体を通じた文化財情報の発信、公開等による普及啓発の推進
- 関係機関等との相互連携による文化財の活用範囲の拡大、活動の支援
- 効果的な情報発信によるシティプロモーション
- 地域活性化へつなげる観光事業としての文化財活用の推進
- 文化財の保存に配慮した活用方法の検討、選択

6 人材育成に関する方針

(1) 文化財調査・保存・活用を担う人材、団体等の育成と支援

地域で文化財を継承していくために、歴史解説アドバイザー養成講座などにより、文化財の調査、保存、活用を担う人材を育成し、その実践を行う市民団体の継続的な活動を促進するため、必要な支援を行います。また、そうした活動を公開し、歴史文化の大切さや将来に継承する必要性、更に、地域の文化財に関わる楽しさを広く伝えることで、さらなる市民活動の活性化につなげていきます。

また、伊勢原市地域まちづくり推進条例に基づく市民まちづくり団体の登録指定などの制度を活用し、市民との協働によるまちづくりを促進します。



写真 118 市民団体による文化財展示

(2) 文化財保存団体の活動支援と後継者の育成を目指す活用

無形民俗文化財等を伝承する団体に対して、発表や公演の場や体験の機会を確保するなど、活動の支援に努めます。また、多くの方々に関心を持ってもらうような文化財の活用、特に若年層への情報提供、体験機会の創出に取り組みます。



写真 119 大山能狂言親子教室

(3) 文化財所有者の後継者育成

少子高齢化とともに、文化財の所有者や関係者も高齢化が進んでおり、世代交代等がままならない状況が認められます。文化財管理のノウハウや適切な取り扱いについての情報共有など、支援を行います。

《人材育成に関する方針》

- 文化財の調査・保存・活用に携わる人材・団体の育成、増員、活動の支援
- 無形民俗文化財等の後継者育成を目指す保存団体等の活動支援
- 文化財後継者の育成のための公開・活用事業、文化財所有者の管理ノウハウの継承

■ 第7章 伊勢原市の文化財保護に関する取組

第5章の本市の文化財保護の現状と課題に関しては、文化財の調査、保存、活用に大別して整理しました。また、第6章では、全体的な取組方針のもと、人材育成を加えた4つの項目について方針を示しました。以上を受けて、本章では、本市の文化財保護に関する今後の取組について、第6章と同様に、調査、保存、活用、人材育成（人材活用を含む）の項目により整理しました。

特に、令和9年度までの計画期間においては、

- ①日本遺産の認定を受けて取り組んできた文化財の活用の流れを引き継ぎ、より効率的な取組を工夫して定着を図ること。
- ②その過程で、新たに文化財に関わる人を増やし、つながりを広げること。
- ③そうして得た市民の力を、調査や文化財所有者への支援につなげていくこと。
- ④文化財所有者の高齢化という課題に対しては、市教委との共同作業による文化財保存活用計画の作成等を進めることで、長期的な文化財の維持管理に道筋をつけること。

を目指すこととします。

また、それぞれの取組に共通する課題として、財源の確保があります。人口減少社会において、自治体の財政状況が厳しい見通しとなっている中、内外の資金調達を検討する必要があります。それに対しては、

- ①指定文化財の保存修理に関しては、所有者の意向を尊重しながら、国や県の補助制度を最大限活用していくこと。
- ②文化財の活用を地域活性化につなげていく取組については、文化庁だけでなく、内閣府の地方創生推進交付金などの他省庁の事業、制度に関する情報を収集し、活用を検討していくこと、そのために、庁内連携を図ること。
- ③文化財所有者との連携の下、クラウドファンディング等、民間資金の獲得方法について検討し、その実現を図ること。
- ④商品開発や団体旅行等に関わる民間企業との協力関係により、地域の文化財への投資や資金提供のしくみを定着させていくこと。

に取り組んでいくこととします。

1 文化財調査に関する取組

文化財の調査は、その後の保存、活用、更に人材育成の全てに関係し、その根本的な作業であることを十分認識しておく必要があります。地道な取組ではありますが、計画的に、継続的に実施していくことが大切となります。また、調査には、資料の存在を確認する把握、その内容を明らかにし歴史的価値を確定する評価、更に資料の状態を確認し、保存措置を決定する状況確認等、段階や目的により方法を異にする場合があります。対象資料や状況にふさわしい調査方法を選択することが必要です。また、古くに実施された調査については、その後に蓄積されたデータや最新の分析方法を踏まえた再調査により、評価や取扱い方法が変わることもあります。

本市には未だ実態が明らかになっていない文化財が眠っており、それらを総合的に把握する調査を継続的に実施する必要があります。また、調査に当たっては、行政と大学等の研究機関、更に市民団体とが連携し、多様な組織により実施することを目指します。

市が所有する既存の資料については、将来の有効活用を想定し、データベース化を含む整理作業を進めていく必要があります。

以上のことを踏まえ、本市の文化財調査に関する取組を次のように進めます。

表 24 文化財調査に関する取組

No.	事業内容	財源	取組主体	年度				
				令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和9年
1	大山関係文化財の調査	市	市					
	・納め太刀、御神酒榨、宿坊等「大山詣り」に関する文化財調査の実施							
2	市内石造物調査	国・市民団体・市	市民団体・市					
	・市内の石造物の悉皆調査の実施 (順次地区ごとに報告書を刊行)							
3	建造物調査	国・市	市					
	・未調査建造物の補足調査の実施 (文化財登録を想定)							
4	無形文化財状況調査	市	市					
	・市域の無形文化財の現状を把握した保護策の検討							
5	市史資料等の整理	市	市					
	・市が所有する市史編さん資料、古文書、歴史資料等の再整理の実施							
6	団体による文化財調査への支援	国・市・市民団体	市・市民団体					
	・市民団体による地域文化財の調査についての支援							
7	文化財資料のデータベース化	国・市・市民団体	市・市民団体					
	・市所有の文化財を中心に、市民ボランティアを活用したデータベース化の推進							
8	埋蔵文化財確認調査	国・県・市	市					
	・市域で計画されている大規模開発事業に先行する確認調査の実施							
9	市域の重要遺跡に関する学術調査の検討	—	市・市民団体					
	・学術調査計画の検討							

No.	事業内容	財源	取組主体	年度				
				令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和9年
10	埋蔵文化財本発掘調査の実施方法の検討 ・県主催の担当者会等を通じた発掘調査の効率化策の検討	—	県・市	←—————→				



写真 120 大山阿夫利神社の能面調査



写真 121 どんど焼き調査

2 文化財保存に関する取組

文化財の保存は、文化財そのものを適正な状態に維持し、あるいは復元、修理することと、そのための環境を整備することに大別されます。有形の文化財に対しては、破損や劣化に対して専門家の手による修理等の適正な処置を施すことが必要となり、そのためには日常的な管理による状況の監視が重要となります。そして、保管状況を整備し、良好な環境を保ち続けることが大切です。近年多発している台風、地震、火事等の災害に対しても、発生時に迅速な対応ができるよう十分備えていくことが必要です。

無形の文化財の保存策としては、保持者、保持団体の後継者育成や活動支援を図ることとなりますが、そのためには公開の機会を確保し、注目を高め、活動の活性化に結びつける必要があります。次項の活用と一体となった取組が求められます。

こうした取組に関し、条例等の規定に基づく指定制度、登録制度によって、修理や公開に対する財政支援策が講じられることから、歴史的評価を確定し、価値の高いものについては積極的に制度を運用していくことも必要となります。

一方、指定・登録とならない民間所有の文化財や、歴史的評価が定まらない文化財に対しては、まずその存在を知らしめること、公開等の活用により、所有者、関係者に価値と重要性を認識し、保存の意識を高めていただくことが必要となります。

市が所有する文化財に対しては、収蔵スペースを確保し、安定的な保管環境を整えていく

ことが重要です。

以上のことを踏まえ、本市の文化財保存に関して次のように取り組みます。

表 25 文化財保存に関する取組

No.	事業内容	財 源	取組主体	年度				
				令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和9年
11	文化財の指定・登録の推進	—	市	←	→			
	・調査成果に基づき、文化財の指定・登録を実施							
12	市指定文化財の見直し	—	市		←	→		
	・市指定文化財の指定要件、手続き等を確認し、必要に応じた対処							
13	重要文化財の保存活用計画作成	国・市	所有者・市	←	→			
	・所有者による国指定文化財等の保存活用計画の作成、市の支援の実施							
14	宝城坊収蔵庫の整備計画検討	—	市・所有者				←	→
	・国指定重要文化財を保管する収蔵庫について、将来のあり方の検討							
15	市指定史跡の整備の検討	国・市・所有者	市・所有者			←	→	
	・市指定史跡について、必要な案件を抽出した整備計画の検討（大慈寺、洞昌院、浄業寺跡、浄発願寺）							
16	指定文化財の災害時対策の検討	—	市・所有者		←	→		
	・市域の指定文化財の所有者と災害時の文化財保護について対策の検討							
17	宝城坊防災施設整備	国・所有者	所有者	←	→			
	・本堂及び収蔵庫の防災施設整備の実施							
18	クラウドファンディングの検討	—	所有者・市	←	→			
	・保存経費確保のためのクラウドファンディングの実施							
19	市所有文化財の保管場所確保	市	市	←	→			
	・市が所有している文化財の適切な保管のための施設の確保							
20	文化財保存管理補助金の交付	市	市	←	→			
	・所有者に対する市条例に基づく保存管理補助金の交付							
21	個人所有文化財の保存策の検討	—	市・所有者			←	→	
	・個人が所有する文化財の保存策についての実態を踏まえた検討							



写真 122 宝城坊収蔵庫（宝殿）



写真 123 大山能楽講座



写真 124 宝城坊本堂平成の大修理



写真 125 文化財を保存している旧堀江邸

3 文化財活用に関する取組

文化財の活用に関する取組は、調査、保存と比べて自由度が高く、行政や所有者だけでなく、いろいろな立場の人が様々な方法により取り組むことができます。よって、工夫次第で今までにないユニークな取組や新たな効果をもたらす取組など、可能性が広がる分野と言えます。特に、今まで関係の薄かった組織、機関と協力して取り組むことで、文化財を通じた新たな関係が構築され、活用の幅が広がるとともに、活用に限らない様々な分野での協力体制が生まれていくことも期待されます。ただし、文化財の活用が保存に悪影響を及ぼさないよう、常に確認し、保存と活用の両立を図っていくことが前提となり、そうした体制の元に実施していくこととなります。

また、従来から取り組んできた学校教育、社会教育分野での活用についても、新たな視点で見直しを図り、子育て世代など従来対象とすることが難しかった層へのアプローチを図っていくことが必要です。特に、文化財に関わる次世代育成という面からも、子どもへの働きかけは重要と考えられます。

以上のことを踏まえ、文化財の活用に関する次の取組を進めます。

表 26 文化財活用に関する取組

No.	事業内容	財 源	取組主体	年度				
				令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和9年
22	考古資料展	市・かながわ 考古学財団	市・かながわ 考古学財団	←	←	←	←	←
	・市内で実施された発掘調査により出土した資料の展示公開							
23	文化財資料展	市	市	←	←	←	←	←
	・市が保管している古文書、歴史資料、民俗資料等をテーマごとに展示							
24	文化財フェスタ	国・市・ 市民団体	市・市民団体	←	←	←	←	←
	・旧堀江邸を利用した、市・市民団体共同の文化財展示会の開催							
25	発掘調査現地見学会	かながわ考古 学財団・市	かながわ考 古学財団・市	←	←	←	←	←
	・かながわ考古学財団と共催し、市内で実施されている発掘調査現場の公開							
26	文化財特別公開	市	市・所有者	←	←	←	←	←
	・比々多神社所蔵市指定文化財特別公開 ・国登録文化財特別公開（山口家住宅・小澤家住宅・高部屋神社本殿等）の開催							
27	遺跡調査報告会	市	市・かながわ 考古学財団	←	←	←	←	←
	・市内で実施している発掘調査の最新成果を調査担当者が解説する報告会の開催							
28	古文書講座	市	市					←
	・市が所有している古文書の解説講座の開催							
29	文化財講演会	国	市民団体	←	←	←	←	←
	・建造物、遺跡、仏像等、テーマにより、専門家が市域の文化財を解説する講演会の開催							
30	地域連携文化財講座の開催	国・市	市		←	←	←	←
	・本市に関連する県外他地域の文化財について、講師を招いて市民向け講座の開催（太田道灌、大山講、国泰寺資料等）							
31	市職員による小中学校への出前授業	-	市	←	←	←	←	←
	・土器づくり、土器焼き教室の開催 ・民具を用いた昔のくらし等の体験授業の実施							
32	小中学校での無形の文化財体験講座	国	保持者・市	←	←	←	←	←
	・大山能楽講座の実施 ・邦楽の専門家による体験講座の実施							

No.	事業内容	財源	取組主体	年度				
				令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和9年
33	学習教材の制作、配付	市	市	←	←	←	←	←
	・市内小中学生が使用する副読本、歴史読本の制作と配付							
34	教員研修	市	市	←	←	←	←	←
	・市内小中学校の教員向け、市域の歴史、文化財の活用研修の実施							
35	体験受け入れ	-	市	←	←	←	←	←
	・中学生のフィールドワーク、職場体験の受け入れ							
36	文化財ホームページによる情報発信	国・市	市	←	←	←	←	←
	・いせはら文化財サイトの充実							
37	文化財関連図書の刊行・頒布	市	市・市観光協会	←	←	←	←	←
	・文化財調査の成果、市域の文化財の見所等について印刷物による情報発信							
38	歴史文化財映像の制作、公開	国・市	市					←
	・無形民俗文化財等地域の習俗、技術の映像による公開							
39	英語による文化財情報の発信	国・市	市	←	←	←	←	←
	・英語版ホームページの開設 ・パンフレットの英語表記の推進							
40	市民団体による文化財展示	国・市・市民団体	市民団体・市	←	←	←	←	←
	・図書館、公民館等を利用した市民団体による文化財展示会の開催							
41	まが玉づくり教室	市民団体	市民団体	←	←	←	←	←
	・実際に石を加工してまが玉をつくる体験教室の開催							
42	文化財ウォーク、史跡めぐり	国	市民団体	←	←	←	←	←
	・大山道、史跡、神社仏閣、城等を解説しながら巡るガイドツアーの実施							
43	“おおやまみち”まちづくりサミット	市	市	←	←	←	←	←
	・近隣市町村とともに、大山道の歴史と文化をまちづくりへ活かすサミットの開催							
44	日本遺産展示会の開催	市	市	←	←	←	←	←
	・日本遺産「大山詣り」の周知を図る展示会の開催							
45	宿坊体験型教育旅行の誘致	市	日本遺産協議会・市観光協会	←	←	←	←	←
	・大山の宿坊への宿泊客の増加に向けた教育旅行の誘致							

No.	事業内容	財 源	取組主体	年度				
				令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和9年
46	日本遺産「大山詣り」商品開発 ・日本遺産に関連する新たな商品化を目指し、企業と協力した商品開発	市	日本遺産協議会・市観光協会					
47	大山火祭薪能 ・大山阿夫利神社と協力し、外国人にも対応した大山火祭薪能の開催	国・所有者・市	所有者・日本遺産協議会					
48	日本遺産「大山詣り」体験ツアー ・大山詣りや市内の文化財を巡る体験ツアーの催行	国・参加者	民間企業・市観光協会					
49	宝城坊宝殿特別展覧会 ・国指定重要文化財を収蔵する宝城坊宝殿の内部をライトアップした特別仕様の展覧会の開催	国・市	市・所有者					
50	大山浮世絵摺り体験 ・大山の浮世絵を題材に制作したキットを使用した多色摺り体験の実施	市	市					
51	解説案内板・標柱の設置 ・文化財ウォーク等で訪れる人向けに、文化財解説板、標柱等の設置	国・市	市					
52	文化財拠点施設整備の検討 ・文化財の調査、保存、活用のための拠点施設の整備に関する検討	—	市					
53	日本遺産構成文化財の整備 ・所有者による日本遺産構成文化財の整備と市の整備指導等による支援	国・所有者	所有者・日本遺産協議会					
54	文化財を活かした観光拠点づくり ・文化財見学の安全、快適な環境の整備と市の財政、整備指導等による支援（トイレ改修、駐車場、歩道等の整備等）	国・市	日本遺産協議会					
55	通信環境の整備 ・見学者の安全確保、情報収集による理解の深化のため文化財所在地の通信環境整備と市の財政、整備指導等による支援	国・市・所有者	市・所有者					
56	文化財保存活用寄附制度の運用・発展 ・日本遺産商品開発事業に関わる企業の協力による寄附制度の運用	協賛企業	市観光協会・市					



写真 126 考古資料展



写真 127 文化財フェスタ



写真 128 文化財ウォーク



写真 129 浮世絵の摺り体験



写真 130 歴史解説アドバイザー養成講座



写真 131 市民団体主催の講演会



日本遺産のまち 伊勢原うまいものセレクトの認定ブランド。売り上げの1%が文化財の保存、活用ために寄附されます。

写真 132 日本遺産で開発した商品と寄附のロゴマーク

4 人材育成に関する取組

文化財の人材育成に関する取組は、第一に文化財の調査、保存、活用に関わる人材を育成すること、次に無形の文化財を伝承していく人材、そして有形文化財の所有者として保存・管理に関わる人材の育成という面があります。







一つ目については、市が主催する養成講座を継続的に実施し、文化財に関する知識と経験を積み、市民団体として自発的な活動に取り組むことを目指します。また、その活動に対しても、財政的、技術的支援等の取組を進めます。更に、市としては、市民団体と個人のマッチング、団体の活動を誘導、活性化させていく役割が求められています。また、市と市民団体が調査や活用にとともに取り組む機会を増やし、市から調査やその成果のデータ整理、市民への体験イベント事業を依頼するなど、これまでよりも踏み込んだ形での協働のあり方も検討していく必要があります。

二つ目の無形の文化財の伝承者としての後継者育成は、短期間で実現することは難しい分野です。地域に伝わる伝統文化の素晴らしさを多くの方に知っていただく公開・活用を進めていくことが大切と考えます。

最後の有形文化財等の所有者の世代交代も重要な課題であり、国や県等とも連携をとりながら、文化財保護の制度や各地の実態といった内容の研修等を通じて、保護意識の継承につなげていくことが必要です。

こうしたことを踏まえて、次のように文化財の人材育成に関する取組を進めていきます。

表 27 人材育成に関する取組

No.	事業内容	財源	取組主体	年度				
				令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和9年
57	歴史解説アドバイザーの養成 ・ボランティア養成講座の実施 ・養成したボランティアの研修会の開催	市	市					
58	文化財活用市民団体の活動形態の検討 ・文化財に関する活動団体について、活動しやすいあり方の検討	—	市					
59	文化財活動市民団体の支援 ・文化財関係市民活動の事業補助、人的支援の実施	国・市	市					
60	文化財管理マニュアルの作成 ・文化財所有者支援のための管理マニュアルの作成、説明会の開催	—	市					
61	専門家による無形の文化財体験教室 ・大山能狂言親子教室の開催 ・邦楽の専門家による体験教室の開催	国	保持者・市					
62	文化財データベースの作成に向けた人材育成 ・文化財のデータベース化を実施するボランティアの養成	市	市					

5 全体に関わる重要な取組

前項までにそれぞれの取組について記載しましたが、その中には、調査、保存、活用、人材育成の項目に跨がるもの、より大きな政策的意義を有するもの、今後の影響が大きいと考えられるものなどがあります。こうした取組については、これまでの経緯を含めて今後の取り組み方について個別に記載します。また、取組表については該当箇所を再掲します。

(1) 日本遺産に関する取組




平成28年に認定された日本遺産については、その後3年間にわたり国庫補助制度を利用して、周知と伊勢原の知名度向上の取組を展開しました。令和2年度には、当初予定した全国100件の認定もなされ、文化庁の事業としての日本遺産の取組も、今後のあり方が注視されます。本市としては、商工観光課を所管とし、教育委員会教育総務課と連携のもと、市の財源で取組を継続しています。特に、大山の先導師旅館を対象とした教育旅行の誘致と大山詣りにちなむ商品開発事業は、引き続き事業を継続し、具体的な成果が上げられています。

また、日本遺産の構成文化財の磨き上げや訪問者のための環境整備については、文化庁が新たに創設した補助制度を利用して、トイレ、休憩所の改修、解説板、案内板の設置、安全柵や手摺りの改修といった事業も実施されています。

本市にとって日本遺産の冠は、歴史文化を観光事業に活かし、地域活性化へつなげていくために重要であり、これを土台にしてより多角的な事業展開へ結びつけていくことが求められています。

表28 日本遺産に関する取組(再掲)

No.	事業内容	財源	取組主体	年度				
				令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和9年
1	大山関係文化財の調査	市	市	←————→				
	・納め太刀、御神酒棹、宿坊等「大山詣り」に関する文化財調査の実施							
3	建造物調査	国・市	市	←————→				
	・未調査建造物の補足調査の実施 (文化財登録を想定)							
32	小中学校での無形の文化財体験講座	国	保持者・市	←————→				
	・大山能楽講座の実施 ・邦楽の専門家による体験講座の実施							
42	文化財ウォーク、史跡めぐり	国	市民団体	←————→				
	・大山道、史跡、神社仏閣、城等を解説しながら巡るガイドツアー							
43	“おおやまみち”まちづくりサミット	市	市	←————→				
	・近隣市町村とともに、大山道の歴史と文化をまちづくりへ活かすサミットの開催							

No.	事業内容	財源	取組主体	年度				
				令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和9年
44	日本遺産展示会の開催 ・日本遺産「大山詣り」の周知を図る展示会	市	市					
45	宿坊体験型教育旅行の誘致 ・大山の宿坊への宿泊客の増加に向けた教育旅行の誘致	市	日本遺産協会 市観光協会					
46	日本遺産「大山詣り」商品開発 ・日本遺産に関連する新たな商品化を目指し、企業と協力した商品開発	市	日本遺産協会 市観光協会					
47	大山火祭薪能 ・大山阿夫利神社と協力し、外国人にも対応した大山火祭薪能の開催	国・所有者 市	所有者・日本遺産協会					
48	日本遺産「大山詣り」体験ツアー ・大山詣りや市内の文化財を巡る体験ツアーの催行	国・参加者	民間企業					
50	大山浮世絵摺り体験 ・大山の浮世絵を題材に制作したキットを使用した多色刷り体験	市	市					
53	日本遺産構成文化財の整備 ・所有者による日本遺産構成文化財の整備と市の整備指導等による支援	国・所有者	所有者・日本遺産協会					
54	文化財を活かした観光拠点づくり ・文化財見学の安全、快適な環境の整備と市の財政、整備指導等による支援（トイレ改修、駐車場、歩道等の整備等）	国・市	日本遺産協会					
55	通信環境の整備 ・見学者の安全確保、情報収集による理解の深化のため文化財所在地の通信環境整備と市の財政、整備指導等による支援	国・市・所有者	市・所有者					
56	文化財保存活用寄附制度の運用・発展 ・日本遺産商品開発事業に関わる企業の協力による寄附制度の運用	協賛企業	市観光協会 市					
59	文化財活動市民団体の支援 ・文化財関係市民活動の事業補助、人的支援の実施	国	市					
61	専門家による無形の文化財体験教室 ・大山能狂言親子教室の開催 ・邦楽の専門家による体験教室の開催	国	保持者・市					

(2) 施設整備に関する取組

ア 拠点施設整備

本市の文化財保護にとって、大きな課題のひとつが拠点施設の整備です。文化財の保存・活用を推進していくためには、収集・調査・研究、収蔵・保管、公開・展示という機能を備えた拠点施設が必要です。

一方、今後の人口減少社会を見据え、市域の公共施設のあり方を検討し、長寿命化や削減も進められています。また、整備の財源のみならず、維持管理の経費を確保していくことも大きな課題となります。

こうしたことから、拠点施設の整備に関しては、長期的な課題として検討していくこととします。

イ 所有者による文化財保管のための整備

市域の多くの文化財が民間の所有であり、その保管もそれぞれの所有者に委ねられています。文化財の保管は、その種別、材質、状態により、ふさわしい環境を整えていくことが必要です。特に国、県の指定文化財に関しては、防犯、防火設備を含めて、文化財を適正に保管していくための環境整備について、文化庁や県教委と調整を重ねる必要があります。市教委は所有者のそうした取組の支援に努めます。

ウ 見学者のための環境整備

文化財の活用を図る施設整備としては、見学者が安全で快適に文化財を見学するための環境整備も必要となります。多くは観光客が利用する施設と共通ですが、文化財見学特有の配慮が必要となる施設もあります。

公衆トイレや駐車場、歩道等は、観光客にとっても重視すべき施設で、安全、快適な環境を整えていく必要があります。市内の観光拠点となる文化財の公衆トイレについては、順次改修整備を進めているところです。また、傷みが進んだ参道や歩道、階段、石畳等も安全を確保するための改修を進めています。

見学者を誘導する案内サインは、統一デザインによる一体感のある整備が望ましく、既に大山地区、日向地区、比々多地区で実施しています。また、各文化財の解説板は、文化財の理解を深めるために有効な施設です。近年は、解説板のQRコードによって、より詳細なデータを携帯端末へ送信することも実施しており、日本語だけでなく、英語で表記することで、日本文化に興味を持つ外国人に対しても理解を促進することが可能です。こうしたことから、山中に所在する文化財においても、通信機器が利用でき、様々な情報を得ることができる通信環境の整備が重要となります。

以上のように、高齢者や障がい者も安心して文化財に接することができるような安全の確保に努めること、そして、より手軽に文化財の情報を入手し理解を深められる環境を整えること、外国人にも同様の情報を提供できるようにすることに取り組んでいきます。

表 29 施設整備に関する取組（再掲）

No.	事業内容	財 源	取組主体	年度				
				令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	～令和9年
19	市所有文化財の保管場所確保 ・市が所有している文化財の適切な保管のための施設の確保	市	市	←————→				
52	文化財拠点施設整備の検討 ・文化財の調査、保存、活用のための拠点施設の整備に関する検討	市	市	←————→				
53	日本遺産構成文化財の整備 ・所有者による日本遺産構成文化財の整備と市の整備指導等による支援	国・所有者	所有者・日本遺産協議会	←		←————→		
54	文化財を活かした観光拠点づくり ・文化財見学の安全、快適な環境の整備と市の財政、整備指導等による支援（トイレ改修、駐車場、歩道等の整備等）	国・市	日本遺産協議会		←————→			
55	通信環境の整備 ・見学者の安全確保、情報収集による理解の深化のため文化財所在地の通信環境整備と市の財政、整備指導等による支援	国・市・所有者	市・所有者		←————→			



写真 133 高部屋神社参道の改修



写真 134 案内サインのデザイン



写真 135 改修した公衆トイレ



写真 136 比々多神社の眺望板

(3) 個別文化財の保存活用計画の作成

平成30年に改正された文化財保護法では、国の指定を受けている文化財について、所有者が文化財保存活用計画を作成し、国の認定を受けることができるようになりました。これは、指定を受けた文化財といえども、所有者による管理が原則となっていることから、所有者が指定文化財を適正に管理し、計画的な修理等を実施していくため、所有者により中・長期的な計画を定めるものです。指定文化財の修理には、国等の補助制度が用意されていますが、所有者の経済的負担も大きく、計画的に準備していくことが必要となります。

こうしたことを踏まえ、所有者と十分協議した上で、宝城坊と大山寺の国指定重要文化財については、それぞれの保存活用計画を作成していくことが望ましいと考えられます。特に、宝城坊については、本尊薬師三尊像をはじめとする諸仏23軀に、厨子、銅鐘等、多数の指定文化財があり、それらを取り入れる収蔵庫の維持についても多額の経費が必要となると想定されます。こうした課題に対して計画的に取り組んでいくためにも、市教委は所有者の計画作成を支援していきます。

表30 文化財の保存活用計画の作成に関する取組（再掲）

No.	事業内容	財源	取組主体	年度				
				令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和9年
13	重要文化財の保存活用計画作成	—	市・所有者					
	・所有者による国指定文化財等の保存活用計画の作成、市の支援の実施			←————→				
14	宝城坊収蔵庫の整備計画検討	—	市・所有者					
	・国指定重要文化財を保管する収蔵庫について、将来のあり方の検討					←————→		
16	指定文化財の災害時対策の検討	市・所有者	市・所有者					
	・市域の指定文化財所有者と災害時の文化財保護対策について対策の検討			←————→				

■ 第8章 伊勢原市の文化財保護の推進体制

本市における文化財の保存・活用は、次のような体制により実施しています。引き続き、文化財を核とした市民、行政、更に民間組織、専門家等の多様な担い手や観光等の関係機関が連携して取り組む体制づくりを進めていきます。

1 伊勢原市教育委員会

(1) 所管の状況

本市では、文化財保護に関する事務全般を教育総務課歴史文化担当の所管としています。

平成28年の日本遺産認定以降、市内の観光や広報部局、地域団体と共同で行う事業が増加し、これまで付き合いのなかった組織や企業とも協力して取り組む機会が生まれるなど、文化財を介して多くの組織と連携する状況にあります。また、同時期に実施された宝城坊本堂の保存修理事業では、経費的、期間的にこれまでにない規模のプロジェクトを、国・県をはじめとする様々な組織の協力のもと推進していくこととなり、市教委としても貴重な経験を蓄積することとなりました。

(2) 職員配置状況

市教委の歴史文化担当には、これまでも大学で文化財に関する教育を受けてきた人材を採用し、配置してきました。また、そうした専門的な能力を高めるためには、相応の経験が必要となることから、職員の異動に際しても配慮をしてきました。

こうした中、平成31年の文化財保護法改正に際する議論では、来るべき人口減少社会において地域で文化財を継承していくためには、専門的知見を有する人材の育成と行政への配置が重要であるとされています。また、職員の世代交代に当たっては、経験、ノウハウを継承し、組織としての能力を維持していくことが必要です。

そのため、本計画に基づき文化財の調査、保存、活用、人材育成等に関する取組を着実に推進できる体制整備に努めていきます。

(3) 伊勢原市文化財保護審議会・伊勢原市社会教育委員会

伊勢原市文化財保護審議会は、市条例に基づき、市域の文化財に関わる重要事項について、専門的立場から審議するために設置された市教委の諮問機関です。これまでも、条例改正、文化財の指定・登録、計画策定等について、貴重な御意見をいただいています。今後、予定している数々の取組の中でも、指定・登録制度の積極的運用や個別文化財の保存活用計画の作成等、重要案件については、審議会に諮りながら進めていきます。

また、社会教育委員会では、特に文化財の活用、人材育成等について、社会教育の視点から御意見をいただいています。本計画の推進に当たっても、適宜御意見をいただくこととします。

2 文化財関連団体、文化財所有者

文化財の調査や活用等に関して、多くの市民団体が熱心に活動されていますが、そうした団体の方々からは、文化財に関する情報提供や指導・助言、資金の確保といった活動に対する支援、新たな人材の養成等の要望をいただいています。市教委では、引き続き、市民活動団体の独自性を尊重しながら、その活動に対して支援を行い、協力して取り組む体制の整備に努めていきます。

また、文化財所有者に対しては、公・民の支援制度や保存に関する最新情報の提供、国や県との仲介等により、文化財所有者が文化財に関する課題を相談しやすい環境を整えていきます。

以上のことにより、行政と市民が協力し、文化財に関わる人材を増やし活動を活性化させることで、文化財及びその所有者を支えていく体制の構築を目指します。

3 連携による体制づくり

(1) 庁内連携

ア 商工観光課

文化財の観光活用については、平成25年に神奈川県「新たな観光の核づくり事業」に認定され、「平成大山講プロジェクト」の取組が始まったこと、平成28年に日本遺産の認定を受け、大山を中心とした歴史文化を生かした観光振興事業が始まったことにより、多様な事業が展開できるようになりました。特に日本遺産事業に際しては、ストーリーの作成、申請と認定1年目までの事業を市教委で取り組み、2年目以降については商工観光課へ所管を移して、観光振興、地域活性化へつなげる事業の重点化を図りました。また、その後文化庁が創設した同種の補助事業である歴史文化を活かした観光拠点整備事業、日本遺産構成文化財整備事業、日本博事業等の実施に当たっては、市教委と商工観光課が連携して分担する体制としています。本計画の実施に当たってもより密接な連携を図っていきます。

イ その他の庁内連携

本市では、観光振興のほかにも、歴史文化を様々な事業で活用し、多くの部局と連携を図っており、主なものとして次のような取組があります。

- 健康寿命の延伸にかかわる高齢者の健康増進、生きがいつくり（文化財ウォーク、文化財に関わる人材育成、市民活動団体の支援）[健康づくり課]
- 歴史と観光で誘客を図るシティプロモーション事業 [広報戦略課]
- 貴重な文化財を災害から守る防災事業 [危機管理課]
- 文化財防火デーでの査察や消火訓練、所有者に対する防火指導 [消防本部]
- 大山地区の歴史的景観をはじめとする市域の良好な景観の形成 [都市政策課]
- 市域で計画されている開発事業等と埋蔵文化財保護の調整 [都市部、土木部各課]
- 各種イベントにおける日本遺産等のPR展示、パンフレット作成 [全庁各課]

(2) 庁外の関連組織との連携

文化財の保存と活用に関わる関連組織は多岐にわたりますが、ここでは恒常的に連携を図る組織について例示します。

ア 神奈川県

文化財の保存と活用に関しては、県教委が作成した神奈川県文化財保存活用大綱と連動を図ります。文化財の所管である文化遺産課をはじめ、生涯学習課、文化課、観光企画課等とも関連事業を有し、特に文化遺産課とは国、県の指定文化財やその他の文化財全般にわたり、日々調整を行っています。埋蔵文化財、民俗文化財、大規模災害については県と市町村で検討分科会が設けられており、独立したテーマについて意見交換を行っています。個別の文化財に関しては、埋蔵文化財センター、歴史博物館、金沢文庫等の、自然系の文化財に対しては、生命の星・地球博物館や自然環境保全センター等の協力を得ています。県と市というそれぞれの立場を尊重しつつ、情報交換、人材育成等、さらなる連携を図ります。

イ 県内の他市町村

隣接する秦野市、平塚市、厚木市の文化財担当部局を中心に、博物館や郷土資料館とも情報交換、職員派遣、資料貸出し等の連携を図る関係にあり、今後もそうした関係を継続していきます。

ウ 関係機関

一般社団法人伊勢原市観光協会とは創立時から協力関係にあり、大山道をたどるウォークやイベントを実施してきました。日本遺産認定後はこれまで以上に連携した取組を進めています。同様に、伊勢原市商工会、伊勢原青年会議所等の地元組織とも協力して事業を実施する機会を得ています。

また、広域幹線道路事業等に伴い、市内で大規模な埋蔵文化財の発掘調査を実施している公益財団法人かながわ考古学財団とは、毎年、発掘調査の現場見学会や考古資料展、遺跡調査報告会等を共催しており、調査の成果をいち早く地域へ公開する取組を続けています。

文化財の調査に関しては、地元の研究教育機関である東海大学、産業能率大学、横浜国立大学と協力関係を有しています。文化財調査や評価で専門的見解をお願いする一方、学生の研修機会の提供等、相互協力を行っています。

エ 民間企業

日本遺産の認定以後、地域に関わりの深い小田急電鉄株式会社、神奈川中央交通株式会社、大山観光電鉄株式会社らの交通事業者をはじめ、地元の商店や先導師旅館、土産物店等、多様な業種との関係を持つことができます。今までになかったこうした関係を発展させるため、引き続き連携事業に取り組んでいきます。

資料編

■ 1 本計画に関係する他の条例、計画、指針等

(1) 持続可能な開発目標 (SDGs:Sustainable Development Goals)

平成 27 年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」は、「人間、地球及び繁栄の為の行動計画」であり、「より大きな自由における普遍的な平和の強化を追求するもの」とされている。

持続可能な開発目標 (SDGs)

目標 4 すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

4.7 文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育

目標 8 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用 (ディーセント・ワーク) を促進する

8.9 地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業

目標 11 包摂的で安全かつ強靱 (レジリエント) で持続可能な都市及び人間居住を実現する

11.4 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する

(2) 文化審議会文化財分科会企画調査会 報告書

地域で文化財を継承していくために、指定、未指定にとらわれず、文化財を総合的に把握し、その周辺環境も含めて総合的に保存・活用するための地方自治体の基本的な構想として、平成 19 年度に文化審議会文化財分科会企画調査会により定められた制度。

Ⅲ 文化財を総合的に把握するための方策

1 関連する文化財とその周辺の環境を一体としてとらえるための方策

(2) 具体的な方策：文化財の総合的な把握と保存・活用により地域の歴史・文化を保護する枠組みづくり

(ア) 地方公共団体による「歴史文化基本構想」の策定

地域の文化財を周辺環境も含めて総合的に保存・活用し、地域の魅力を増進させていくためには、各地域にある様々な文化財を指定の有無や種類の違いにかかわらず適切に把握し、それらを、当該地域の歴史や風土を踏まえて、一定の方針のもと、長期的な視野で計画的に保存・活用していくことが必要である。

その際、文化財保護制度による保護施策と、それ以外の文化財の保護に関連する施策、各種制度などによる周辺環境の保護の施策が体系的に位置づけられ、一貫性をもって実施されていくことが重要である。

そのためには、各市町村において、住民などの参加を得て、地域の文

文化財をその周辺環境も含め総合的に保存・活用していくための基本構想（「歴史文化基本構想」）が策定されることが重要である。その際は、広く地域に潜在している文化財を見つけ出すための調査を行い、各地域に受け継がれた歴史を検証することが望ましい。なお、調査を行うにあたっては、自然環境を含め文化財を成り立たせている様々な背景をとらえる必要がある。国は、このような構想の策定の仕組みをつくとともに、策定の指針を示すなど、地方公共団体の基本構想の策定を支援することが必要である。

また、地域では、国や地方公共団体により指定などがなされていない文化財がその価値を認識されないまま急速に失われつつあることから、基本構想の策定にともなって、広く地域に潜在している文化財が見つけ出されることも期待される。なお、それらのうち一定の評価ができる文化財については、都道府県、市町村の指定制度や国による文化財登録度を積極的に活用し、保護を図っていくことが期待される。

（３）伊勢原市文化財保護条例

文化財の適切な保存、継承、更にまちづくりへの活用に資するため、市、市民、事業者及び文化財の所有者が役割を認識し、自主的な参画が図られることを目指し、平成24年度に制定された。

秀峰、大山の麓に広がる伊勢原市は、温暖な気候に育まれた緑あふれるまちである。その恵まれた環境が人々の暮らしを支え、今に至る永い歴史を培ってきた。

旧石器時代の太古から人々が暮らし、丘陵地には縄文時代の集落、山裾には県下随一の副葬品を誇る古墳が築かれた。鎌倉幕府と縁の深い社寺も多く、太田道灌が活躍した戦乱の世を経て、江戸時代には大山詣りの参詣客でにぎわった。こうした先人たちの歩みを語るのが文化財である。

地域の文化、文化財は、過去にも天災や人災による存亡の危機に直面してきた。また、戦後の急激な社会変化は暮らしを豊かにした反面、地域社会を変え、永く育まれてきた伝統文化に重大な影響を与えた。今、その流れを振り返る中で、私たちは地域のつながりを支える文化の大切さを認識している。

伊勢原市は、首都圏の近郊都市として成長を遂げてきた。また、今後の広域幹線道路の整備や少子高齢社会の進展等、都市及び社会構造の変化が更なる地域の変革をもたらすと予想されている。

地域の文化と文化財を守り、未来へと引き継ぐことは、今を生きる市民の責務であり、私たちが目指す文化の香り高い都市の創造へと続く一歩となる。

この認識のもと、文化財の適切な保存、継承、更にまちづくりへの活用に資するため、市、市民、事業者及び文化財の所有者が役割を認識し、自主的な参画が図られることを目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第182条第2項の規定に基づき、伊勢原市（以下「市」という。）の区域内に存する文化財について、その保存及び活用のために必要な措置を講じ、もってその継承を図り、市民の郷土に対する理解を深めるとともに、市民の文化の向上及び発展に貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 文化財 有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物をいう。
- (2) 有形文化財 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料をいう。
- (3) 無形文化財 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いものをいう。
- (4) 民俗文化財 次に掲げるものをいう。
 - ア 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能又は民俗技術で、生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「無形民俗文化財」という。）
 - イ 無形民俗文化財に用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「有形民俗文化財」という。）
- (5) 記念物 次に掲げるものをいう。
 - ア 貝塚、古墳、城館跡、社寺跡、集落跡その他の遺跡で歴史上又は学術上価値の高いもの
 - イ 庭園、峡谷、山岳その他の名勝地で芸術上又は鑑賞上価値の高いもの
 - ウ 動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で学術上価値の高いもの
- (6) 埋蔵文化財 土地に埋蔵されている文化財をいう。

(市等の責務)

第3条 市は、文化財が郷土の歴史、文化、自然等を理解するために欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上、発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存及び活用が適切に行われるよう努めなければならない。

- 2 伊勢原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、この条例の目的を達成するため、文化財の保存及び活用に関する指針を定め、文化財の調査及び研究、その保存及び活用に関する情報の提供、文化財に関わる市民の自主的な活動の支援その他の文化財の保存及び活用に関する施策を計画的に遂行するよう努めなければならない。

3 教育委員会は、市の区域内に存する文化財の所有者その他の関係者に対し、その保存及び活用に関し適切な指導又は助言を行うよう努めなければならない。

4 教育委員会は、この条例の執行に当たっては、文化財の所有者その他の関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保存及び活用と他の公益との調整に留意しなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民等(市内に住所を有する者、市内に土地を有する者又は市内で事業を営む者をいう。)は、市及び教育委員会がこの条例の目的を達成するために行う措置に誠実に協力するよう努めなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が市民にとって貴重な財産であることを認識し、これを公共のために適切に保存するとともに、これを公開する等、その活用に努めなければならない。

第2章 文化財の調査

(調査)

第5条 教育委員会は、文化財の保存及び活用の根幹となる調査、研究に努めるものとする。

2 教育委員会は、文化財の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、その所有者、権原に基づく占有者、保持者又は保持団体(無形文化財又は無形民俗文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。)の同意を得て、その文化財を調査することができる。

(資料の収集)

第6条 教育委員会は、文化財に関する資料を広く収集し、その情報を整理するよう努めるものとする。

(市の区域外に移動した文化財の把握)

第7条 教育委員会は、郷土の歴史や文化を知る上で必要があると認めるときは、市の区域外に移動した文化財について、その所在及び現状の把握に努めるものとする。

第3章 文化財の指定及び登録

(指定)

第8条 教育委員会は、市の区域内に存する文化財(法及び神奈川県文化財保護条例(昭和30年神奈川県条例第13号。以下「県条例」という。)の規定による指定を受けたものを除く。)のうち、市にとって歴史上、芸術上、学術上又は鑑賞上価値が高いもの、その他の教育委員会が重要と認めるものを次に掲げる伊勢原市指定文化財(以下「市指定文化財」という。)に指定することができる。

(1) 伊勢原市指定有形文化財 第2条第2号に該当するもののうち教育委員会が指定したもの(以下「市指定有形文化財」という。)

(2) 伊勢原市指定無形文化財 第2条第3号に該当するもののうち教育委員会が指定したもの(以下「市指定無形文化財」という。)

- (3) 伊勢原市指定無形民俗文化財 第2条第4号アに該当するもののうち教育委員会が指定したもの（以下「市指定無形民俗文化財」という。）
- (4) 伊勢原市指定有形民俗文化財 第2条第4号イに該当するもののうち教育委員会が指定したもの（以下「市指定有形民俗文化財」という。）
- (5) 伊勢原市指定史跡 第2条第5号アに該当するもののうち教育委員会が指定したもの（以下「市指定史跡」という。）
- (6) 伊勢原市指定名勝 第2条第5号イに該当するもののうち教育委員会が指定したもの（以下「市指定名勝」という。）
- (7) 伊勢原市指定天然記念物 第2条第5号ウに該当するもののうち教育委員会が指定したもの（以下「市指定天然記念物」という。）

2 教育委員会は、市指定有形文化財、市指定有形民俗文化財、市指定史跡、市指定名勝及び市指定天然記念物（以下「市指定有形文化財等」という。）を指定するときは、あらかじめ指定しようとする有形文化財、有形民俗文化財及び記念物の所有者及び権原に基づく占有者（以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。ただし、所有者等が判明しないときは、この限りでない。

3 教育委員会は、市指定無形文化財及び市指定無形民俗文化財（以下「市指定無形文化財等」という。）を指定するに当たっては、当該文化財の保持者又は保持団体（以下「保持者等」という。）を認定しなければならない。

4 前項の規定により市指定無形文化財等の保持者等を認定するときは、あらかじめ認定しようとする無形文化財又は無形民俗文化財の保持者等（保持団体にあつては、その代表者）の同意を得なければならない。

5 教育委員会は、市指定無形文化財等の指定をした後においても、当該市指定無形文化財等の保持者等として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者等として追加認定することができる。

6 第4項の規定は、前項の規定による追加認定について準用する。

7 教育委員会は、第1項の規定による指定、第3項の規定による認定又は第5項の規定による追加認定（次条において「指定等」という。）をしたときは、市指定有形文化財等にあつてはその所有者に指定書を、市指定無形文化財等にあつては保持者等に認定書を交付しなければならない。

（告示等）

第9条 指定等は、その旨を告示するとともに、市指定有形文化財等にあつては当該市指定有形文化財等の所有者等に、市指定無形文化財等にあつては当該市指定無形文化財等の保持者等として認定しようとするもの（保持団体にあつては、その代表者）に通知して行ふ。ただし、前条第2項ただし書による場合は、告示をもって足りるものとする。

2 指定等は、前項の規定による告示があつた日からその効力を生ずる。

（登録）

第10条 教育委員会は、市の区域内に存する文化財（市指定文化財を除く。）のうち、市の歴史及び文化を知る上で必要であり、教育委員会が保存及び活用のための措置が必要と認めるものを次に掲げる伊勢原市登録文化財（以下「市登録

文化財」という。)として登録することができる。

- (1) 伊勢原市登録有形文化財 第2条第2号に該当するもののうち教育委員会
が登録したもの(以下「市登録有形文化財」という。)
- (2) 伊勢原市登録無形文化財 第2条第3号に該当するもののうち教育委員会
が登録したもの(以下「市登録無形文化財」という。)
- (3) 伊勢原市登録無形民俗文化財 第2条第4号アに該当するもののうち教育
委員会が登録したもの(以下「市登録無形民俗文化財」という。)
- (4) 伊勢原市登録有形民俗文化財 第2条第4号イに該当するもののうち教育
委員会が登録したもの(以下「市登録有形民俗文化財」という。)
- (5) 伊勢原市登録史跡 第2条第5号アに該当するもののうち教育委員会が登
録したもの(以下「市登録史跡」という。)
- (6) 伊勢原市登録名勝 第2条第5号イに該当するもののうち教育委員会が登
録したもの(以下「市登録名勝」という。)
- (7) 伊勢原市登録天然記念物 第2条第5号ウに該当するもののうち教育委員
会が登録したもの(以下「市登録天然記念物」という。)

2 第8条第2項から第7項まで及び前条の規定は、前項の規定による文化財の
登録について準用する。この場合において、第8条第7項の規定中「指定書」
とあるのは「登録書」と読み替えるものとする。

(指定等の解除等)

第11条 教育委員会は、市指定文化財又は市登録文化財がその価値を失ったときそ
の他特別の理由があるときは、その指定又は登録を解除することができる。

2 教育委員会は、市指定無形文化財等又は市登録無形文化財及び市登録無形
民俗文化財(以下「市登録無形文化財等」という。)の保持者が心身の故障の
ため保持者として適当でなくなったと認められるとき、市指定無形文化財等又
適当でなくなったと認められるときその他特別の理由があるときは、その認定
を解除することができる。

3 市指定文化財が法又は県条例の規定による指定を受けたときは、当該文化財
の指定は、解除されたものとする。

4 市登録文化財が法又は県条例及びこの条例の規定による指定を受けたときは、
当該文化財の登録は、解除されたものとする。

5 第1項の規定による指定又は登録の解除、第2項の規定による認定の解除、第
3項の規定による指定の解除及び前項の規定による登録の解除の告示等につい
ては、第9条の規定を準用する。

6 前項で準用する第9条第1項の規定による指定又は登録の解除の通知を受け
た者は、速やかに指定書、登録書又は認定書を教育委員会に返付しなければ
ならない。

7 市指定無形文化財等又は市登録無形文化財等の保持者が死亡したとき又はその
保持団体が解散したとき(消滅したときを含む。以下この項において同じ。)は、
当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、その保持者のすべてが死

亡したとき又はその保持団体のすべてが解散したときは、当該市指定無形文化財等又は市登録無形文化財等の指定又は登録は解除されたものとする。この場合において、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

第4章 文化財の保存及び管理

(教育委員会による指導)

第12条 教育委員会は、市指定文化財又は市登録文化財の適切な保存、管理のため、その保存状況を把握するとともに、その所有者又は保持者等に対し、適切な指導又は助言を行うものとする。

(所有者の管理義務及び管理責任者の選任)

第13条 市指定有形文化財等又は市登録有形文化財、市登録有形民俗文化財、市登録史跡、市登録名勝及び市登録天然記念物(以下「市登録有形文化財等」という。)の所有者は、この条例並びにこれに基づく教育委員会規則及び教育委員会の指示に従い、当該市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等を管理しなければならない。

2 市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等の所有者は、特別の理由があるときは、専ら自己に代わり当該市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等の管理の責めに任ずべき者(以下「管理責任者」という。)を選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等の所有者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を変更し、又は解任したときも、同様とする。

4 第1項の規定は、管理責任者について準用する。

(所有者の変更等の届出)

第14条 市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等の所有者が変更したときは、新所有者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(滅失、き損等の届出)

第15条 市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、当該市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等の所有者(管理責任者があるときは、その者)は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(所在の変更等の届出)

第16条 市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等の所在の場所を変更しようとするときは、当該市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等の所有者(管理責任者があるときは、その者)は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会規則で定める場合は、この限りでない。

2 市指定史跡、市指定名勝若しくは市指定天然記念物の指定地域内又は市登

録史跡、市登録名勝若しくは市登録天然記念物の登録地域内の土地について、その土地の所在、地番、地名又は地積に異動があったときは、当該土地の所有者（管理責任がある時は、その者）は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。（保持者の指名変更等の届出）

第 17 条 市指定無形文化財等又は市登録無形文化財等の保持者が氏名若しくは住所を変更したとき又は死亡したときその他教育委員会規則で定める事由があるときは、保持者又はその相続人は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者（保持団体が解散した場合にあっては、代表者であった者）について、同様とする。

（管理、修理又は保存に関する勧告等）

第 18 条 教育委員会は、市指定有形文化財等の管理が適当でないため当該市指定有形文化財等が滅失し、若しくはき損し、又はこれを盗み取られるおそれがあると認めるときは、当該市指定有形文化財等の所有者又は管理責任者に対し、その管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

2 教育委員会は、市指定有形文化財等がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、当該市指定有形文化財等の所有者に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

3 教育委員会は、市指定無形文化財等の保持者等その保存に当たることを適当と認めるときの、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

（管理、修理又は保存のための補助）

第 19 条 市は、市指定有形文化財等の管理又は修理につき多額の費用を要し、市指定有形文化財等の所有者がその負担に堪えないときその他特別の理由があるときは、その費用の一部に充てさせるため、当該所有者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 市は、市指定無形文化財等の保存のため必要があると認めるときその他特別の理由があるときは、その費用の一部に充てさせるため、当該保持者等に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

3 教育委員会は、前 2 項の規定により補助金を交付する場合は、その補助の条件として管理、修理又は保存に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、当該管理、修理又は保存について指揮監督することができる。

（通常の維持管理又は保存のための補助）

第 20 条 市は、市指定有形文化財等の通常の維持管理のため必要があると認めるときは、その費用の一部に充てさせるため、当該市指定有形文化財等の所有者又は管理責任者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 市は、市指定無形文化財等の通常の保存のため必要があると認めるときは、その費用の一部に充てさせるため、当該市指定無形文化財等の保持者等に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

（法及び県条例の規定による指定を受けた文化財に対する補助）

第21条 市は、必要があると認めるときは、法及び県条例の規定による指定を受けた文化財の管理、修理、復旧、公開その他保存及び活用に要する費用について予算の範囲内で補助金を交付することができる。

(勧告に基づく補助)

第22条 市は、第18条第1項又は第2項の規定による勧告に基づいてする措置又は修理のために要する費用の一部に充てさせるため、当該市指定有形文化財等の所有者又は管理責任者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定により補助金を交付する場合は、その補助の条件として措置又は修理に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、当該措置又は修理について指揮監督することができる。

(補助金の返還等)

第23条 市は、第19条第1項若しくは第2項、第20条、第21条又は第22条第1項の規定による補助金の交付を受けるものが次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該補助金の全部若しくは一部を交付せず、又はそのものに対し既に交付された補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助の条件に従わなかったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 補助を受けた目的以外に補助金を使用したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理、修理又は保存に関し法令、県条例又はこの条例に違反したとき。

(現状変更等の制限)

第24条 市指定有形文化財等に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)を行おうとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置をとるとき、保存に影響を及ぼす行為については影響が軽微であるときは、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。
- 3 教育委員会は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状変更等に関し必要な指示をすることができる。
- 4 教育委員会は、第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、当該許可に係る現状変更等の停止を命じ、又は当該許可を取り消すことができる。
- 5 市は、第1項の許可を受けることができなかつたことにより又は第3項の許可の条件を付せられたことにより損失を受けた者に対し、その通常生ずべき損失を補償する。

(現状変更等の届出)

第25条 市登録有形文化財等に関し現状変更等を行おうとする者は、あらかじめそ

の旨を教育委員会に届け出なければならない。

- 2 教育委員会は、必要があると認めるときは、前項の届出に係る現状変更等に関し必要な指示をすることができる。

(修理の届出)

第 26 条 市指定有形文化財等を修理しようとするときは、所有者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第 19 条第 1 項、第 22 条第 1 項の規定による補助金の交付又は第 24 条第 1 項の規定による許可を受けて修理を行う場合はこの限りでない。

- 2 教育委員会は、市指定有形文化財等について必要があると認めるときは、前項の届出に係る修理に関し技術的な指導及び助言をすることができる。

(現状等の報告)

第 27 条 教育委員会は、必要があると認めるときは、市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等の所有者又は管理責任者に対し、当該市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等の現状、管理又は修理の状況について報告を求めることができる。

(所有者変更に伴う権利義務の承継)

第 28 条 市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等の所有者が変更したときは、新所有者は、当該市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等に関し、この条例に基づいてする教育委員会の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

- 2 前項の場合において、旧所有者は、当該市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等の引渡しと同時にその指定書又は登録書を新所有者に引き渡さなければならない。

第 5 章 埋蔵文化財の保護

(埋蔵文化財包蔵地の周知)

第 29 条 教育委員会は、法第 93 条第 1 項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）で市の区域内に存するものに関し、資料を整備するとともにその周知を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

(周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等に関する協議等)

第 30 条 教育委員会は、市の区域内に存する周知の埋蔵文化財包蔵地において、土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で土地の掘削等（以下「土木工事等」という。）を行おうとする者から、法第 93 条第 1 項において準用する法第 92 条第 1 項の規定による届出又は法第 94 条第 1 項の規定による通知で県条例及び神奈川県文化財保護条例の施行等に関する規則（昭和 51 年神奈川県教育委員会規則第 14 号。次条において「県規則」という。）の規定により市が処理することとされた届出又は通知を受領したときは、当該届出又は通知に係る埋蔵文化財の現況を調査（試掘調査を含む。以下「現況調査」という。）し、並びに当該埋蔵文化財の取扱い及び事業計画等について、当該届出をした者

又は通知をした者と協議を行うものとする。

(遺跡の発見に関する協議等)

第31条 教育委員会は、出土品の出土等により遺跡と認められるものを発見した土地の所有者又は占有者から、法第96条第1項において準用する法第92条第1項の規定による届出又は法第97条第1項の規定による通知で県条例及び県規則の規定により市が処理することとされた届出又は通知を受領したときは、当該届出又は通知に係る埋蔵文化財の現況調査を行い、並びに当該埋蔵文化財の取扱い及び事業計画等について、当該届出をした者又は通知をした者と協議を行うものとする。

(埋蔵文化財の保護への協力)

第32条 前2条に規定する届出者又は通知者は、埋蔵文化財の現況調査、発掘調査の実施、工事実施中に教育委員会が行う立会等、教育委員会が埋蔵文化財の保護上必要があると認める措置に協力するよう努めなければならない。

第6章 文化財の活用

(教育委員会による活用)

第33条 教育委員会は、法、県条例及びこの条例の規定により指定又は登録を受けた文化財の所有者等又は保持者等の同意を得た上で、その活用に努めるものとする。

(勧告に基づく公開)

第34条 教育委員会は、市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等の所有者等に対し、教育委員会が行う公開の用に供するため、当該市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等の出品又は公開を勧告することができる。この場合において、出品又は公開の期間は、所有者等との同意に基づく期間とする。

2 教育委員会は、市指定無形文化財等又は市登録無形文化財等の保持者等に対し、教育委員会が行う公開の用に供するため、当該市指定無形文化財等又は市登録無形文化財等の公開を勧告することができる。この場合において、公開の期間は、保持者等との同意に基づく期間とする。

3 教育委員会は、市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等の所有者等に対し、3月以内の期限を限って、当該市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等の公開を勧告することができる。

4 教育委員会は、市指定無形文化財等又は市登録無形文化財等の保持者等に対し、当該市指定無形文化財等又は市登録無形文化財等の公開を勧告することができる。

5 教育委員会は、市指定無形文化財等又は市登録無形文化財等の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

6 教育委員会は、第1項の規定により市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等が出品されたときは、その職員のうちから当該市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

7 第1項の規定により出品し、又は公開したことに起因して当該市指定有形文化

等又は市登録有形文化財等が滅失し、又はき損したときは、市はその所有者に対し、その通常生ずべき損失を補償する。ただし、所有者又は管理責任者の責に帰すべき理由によって滅失し、又はき損した場合は、この限りでない。

8 教育委員会は、第3項の規定による公開及び当該公開に係る市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等の管理に関し必要な指示をするとともに、必要があると認めるときは、当該管理について指揮監督することができる。

9 第3項の規定による公開の場合を除き、市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等の所在の場所を変更してこれを公開の用に供するため第16条第1項の規定による届出があった場合は、前項の規定を準用する。

(標識等の設置)

第35条 教育委員会は、市指定文化財又は市登録文化財のうち、必要があると認めるものについて、当該文化財の所有者等又は保持者等の同意を得て、標識、説明板その他の施設を設置し、これを当該文化財の所有者又は管理責任者、保持者等に管理させることができる。

(学習機会の提供)

第36条 教育委員会は、市民が文化財に親しみ、文化財についての理解及び関心を深めることができるよう、学習の機会を提供するよう努めるものとする。

(人材等の育成)

第37条 教育委員会は、地域で文化財を継承していく環境づくりを目指すため、文化財の保存及び活用の実践的な活動をする人材及び団体の育成に努めるものとする。

2 教育委員会は、学校と連携をとりながら、文化財を地域教材として活用する等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(関係機関等との相互連携)

第38条 教育委員会は、文化財の保存及び活用に関し、学校教育、社会教育、文化、観光等の関係機関及び市民団体が行う教育文化活動との相互連携を図るとともに、その活動を支援するよう努めるものとする。

第7章 文化財保護審議会

(設置等)

第39条 文化財の適切な保存及び活用を図るため、法第190条第1項の規定に基づき、教育委員会に伊勢原市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議し、教育委員会に答申するほか、これらの事項について教育委員会に建議することができる。

3 教育委員会は、次に掲げる事項について、あらかじめ審議会に諮問しなければならない。

- (1) 文化財の保存と活用に関する指針又は計画の策定及び変更
- (2) 市指定文化財の指定及びその解除
- (3) 市登録文化財の登録及びその解除

- (4) 市指定無形文化財等又は市登録無形文化財等の保持者等の認定及びその解除
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第40条 審議会は、委員10人以内をもって組織し、文化財に関し識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 特別の事項を審議するため、必要があると認めるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 7 臨時委員の任期は、当該特別のの事項の調査審議が終了したときをもって終了する。

(審議会の会議等)

第41条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員(臨時委員を含む。以下同じ。)の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第42条 審議会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(部会)

第43条 審議会に専門的事項を調査研究するため、部会を置くことができる。

第8章 補則

(委任)

第44条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(4) 第2期伊勢原市教育振興基本計画

本計画の前身である第1期計画の全計画期間が平成29年度をもって終了したことから、昨今の教育を取り巻く環境の変化に適切に対応し、本市の実情を踏まえた教育の振興を推進するため、平成30年度に、前計画の着実な継続と新たな課題への取組を掲げた第2期計画を策定した。

3 目指す教育の方向性

基本理念を実現するため、3つの視点から目指す教育の方向性を定めます。

視点3 歴史と文化遺産を継承するために

伊勢原の豊かな自然や歴史・文化遺産を保護・継承していくとともに、その魅力を広く発信し、地域づくりに活かしていきます。

目標5 歴史・文化遺産の保護・活用と継承

5-1 歴史・文化遺産の保護・活用と適切な継承を図ります。

現状と課題

- 本市の豊富な歴史・文化遺産を次世代に継承していくため、必要な調査・研究・資料整理を適切に行うとともに、市の指定や登録に相応しい文化財については、所有者の理解を得ながら順次、指定・登録を進める必要があります。
- 年齢性別を問わず、歴史や文化財に興味・関心を示す人が年々増えていきます。そうしたニーズに応えるために歴史・文化遺産にまつわる講座や見学会、イベントを開催するとともに、本市の知名度向上や市域の活性化につなげるため、これまで以上に本市の魅力ある歴史や伝統文化、日本遺産に認定された「大山詣り」について、市内外はもとより、海外へ情報発信していく必要があります。そうした様々な取組を推進していくためには、担い手となる人材や市民団体等の自主的な取組や協働が不可欠であり、人材の育成や効果的な支援体制が必要です。
また、市民をはじめ、多くの人に伊勢原の歴史・文化遺産を紹介できる常設展示室が求められています。
- 伊勢原市史の編さんは、全12巻の刊行を完了しましたが、多くの市民に伊勢原の歴史をわかりやすく伝えるため、ダイジェスト版の早期刊行が求められています。
- 文化庁が進める文化財保護行政の方針としては、従来の調査・研究・保存に加え、公開や活用の充実による地域の活性化が重視されています。観光関連団体や日本遺産協議会等との連携により、観光振興、地域の活性化等に結びつく多角的な活用を検討する必要があります。
また、故郷である伊勢原に誇りと愛着を持った子を育むため、小・中学校をはじめとする教育機関等と連携した「伊勢原らしさ」を活かした学習の推進も必要です。

(5) 伊勢原市地域まちづくり推進条例

この条例は、まちづくりに関する基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、市民等による地域のまちづくりを推進する仕組みに関する事項、開発事業に伴う手続及び基準並びに都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）の規定に基づく都市計画の手続等を定め、もって地域の特性に応じた良好なまちづくりの実現に資することを目的とし、平成23年度に施行された。

第4章 市民主体のまちづくり

（市民まちづくりグループ）

第1節 地域まちづくり活動の推進と支援

第9条 市長は、地域のまちづくりを行うことを目的とする市民等の団体（以下「市民まちづくりグループ」という。）であって、規則で定める基準に適合するときは、市民まちづくりグループとして登録することができる。

2 前項の登録を受けようとするものの代表者は、規則で定めるところにより、活動の概要その他必要な事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の登録をしたときは、当該市民まちづくりグループの活動の概要その他規則で定める事項を公表するものとする。

4 前3項に規定するもののほか、第1項の登録の変更等について必要な事項は、規則で定める。

(6) 伊勢原市緑の保全及び育成に関する条例

本市の緑の保全及び育成に関し、市、市民及び事業者が一体となり、緑化を推進し、もって「光とみどり」にみちた健康で快適な生活を営むことのできる住みよいまちづくりに資することを目的として、昭和50年度に施行された条例。

（樹木等の指定）

第5条 市長は、市民が健康で快適な生活を営むことのできる環境を確保するために必要があると認めたときは、規則で定める基準に該当する樹木又は樹林を保存樹木又は保存樹林として指定することができる。

(7) 伊勢原市地域防災計画

本市域に係る地震や風水害等の災害対策の基本を定め、災害に強いまちづくりを推進し、もって市域と市民の生命、身体及び財産を保護し、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とし、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき平成 25 年度に作成された計画。

第 10 節 文教・保育対策

3 文化財の保護

市教育委員会は、県教育委員会と協力して文化財の震災対策を確立し、文化財を保護するための事前対策及び応急対策等の啓発を行う。

(1) 震災対策の検討

県教育委員会と協力して、地域における文化財の所在情報の整理を行い、防災関係機関等で情報を共有するとともに、具体的な震災対策の検討を行う。

(2) 啓発活動

パトロールや文化財防火デー等の機会を通じて、広く市民等に対して文化財材長の意識啓発を行うとともに、文化財の所有者や管理者等に対して震災の事前対策及び応急対策等の啓発を行う。

(3) 文化財保護ボランティアの養成

災害時に文化財保護に取り組むボランティアの養成を図る。

(8) 伊勢原市景観計画

伊勢原市の将来の望ましい景観像を描くとともに、市民の参加と協働による「景観まちづくり」を推進するため、平成 25 年 12 月に景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 8 条第 1 項の規定に基づいて策定された計画。

この中で、地区の特性や目標に応じた重点的な景観形成が必要である場合は、重点地区を指定し、地区ごとの景観まちづくりの基本方針を定めることができるとされており、大山地区が指定されている。

Ⅲ 景観重点地区の指定

大山地区における“江戸情緒”や“大山詣りの風情”を感じる特色ある景観を次代に引き継いでいくとともに、建築物の建築や工作物の建設などの適切な景観誘導による良好な景観形成を進めていくため、令和 2 年 2 月 28 日に伊勢原市景観条例に基づく景観重点地区を次のとおり指定しました。

1 景観重点地区の名称

大山まちなみ継承地区

2 景観重点地区の指定区域

伊勢原市大山及び子易 地内

Ⅳ 景観まちづくりの基本方針

大山まちなみ継承地区における景観まちづくりの基本方針を次のとおり定めます。

1 景観まちづくりの目標

大山地区の景観特性である「大山詣りの風情」を大切に、地域の特性を活かした良好な景観形成を進めていくため、大山まちなみ継承地区における景観まちづくりの目標を次の通りとします。

(9) 平成大山講プロジェクト

歴史的観光地「大山」の魅力を再発見・再評価し、それらを発信することで、賑わいのある観光地づくりを進めるために平成30年度に作成された。

課題の解決に向けて

1 地域資源の再発見・再評価

自然・歴史・生活文化といった地域固有の資源を見つめなおし、新たな観光資源を発掘する。

地域資源の再評価を通じ、住民が誇りや生きがいを持つことで、地域全体の魅力を攻城させる。

また、再発見・再評価した地域資源を活用し、滞在時間の延長や、消費の拡大に繋がる取組を進める。

(10) いせはらシティプロモーション指針

伊勢原市第5次総合計画（平成25年度～令和4年度）において将来都市像として掲げられた『しあわせ創造都市 いせはら』を実現するために策定された指針。

4 いせはらシティプロモーション指針の策定

この施策を推進するための基本方針として、これまでの推進計画5カ年で基礎固めが整ったことを踏まえ、今後は戦略的な仕掛けづくりを重視し、効果を高めるためターゲットを定め、個別戦略を位置づけた指針を策定し、シティプロモーションを展開します。

(11) 伊勢原市生涯学習推進指針

学校や家庭と地域社会が連携し、心豊かで安心できる生涯学習環境を醸成することや時代の要請に基づき市民の学習機会や場を整備し、生涯学習推進の方向性や道筋を示し、豊かな生涯学習を目指すための指針として、平成25年度に策定された。

施策・事業推進の方向性

17 文化財の整備・有効活用と地域文化遺産の継承 期待される効果

生涯学習活動への参加が促進され、市民が学びあい、交流し、能力を高め、共助の場としてのコミュニティの醸成と文化遺産の継承が図られる。

■ 2 伊勢原市域の文化財に関する主な調査

No.	名称・内容	実施年度	対象文化財	備考	文献No.
1	文化財実態調査	昭和44年	総合		38
2	金石文調査	昭和46年	有形、有形民俗		39
3	伊勢原市内社寺縁起調査	昭和47年	古文書		40
4	古民家調査	昭和47年	建造物		41
5	文化財巡回調査	昭和48～49年	総合		
6	民話・里うた調査	昭和49年	無形民俗		
7	旧大山路調査	昭和49年			
8	道祖神調査	昭和51年	有形民俗		43、44
9	庚申塔調査	昭和55年	有形民俗		61
10	大山地区文化財総合調査	昭和55年	総合	県教委	121
11	伊勢原市内仏像等彫刻調査	昭和52～平成9年	彫刻	県立歴史博物館協力	71
12	相模岡崎城跡総合調査	昭和52～59年	史跡	平塚市と合同	52
13	市内古文書調査	昭和57～59年	古文書		55、56
14	埋蔵文化財遺跡詳細分布調査	昭和60～62年	考古資料、史跡	県教委	
15	神奈川県近世社寺建築調査	昭和60～63年	建造物	県教委	137
16	丸山城址総合調査	昭和61年	史跡、古文書		
17	伊勢原市民俗調査	昭和61～65年	無形民俗		28～34
18	斉藤家住宅調査	昭和61～62年	建造物		64
19	樹木総合診断調査	昭和63～平成1年	天然記念物	県教委	147
20	社寺林指定調査	平成2～4年	天然記念物	県教委	147
21	手中家文書等調査	平成5～6年	古文書	県教委	165
22	三之宮比々多神社所蔵古墳出土品調査	平成9～10年	考古資料	東海大学相模西部地区 歴史文化研究会	102
23	青い目の人形調査	平成12年	歴史資料		市HP
24	中世石塔類調査	平成15年	建造物、有形民俗		
25	宝城坊十二神将像調査	平成15年	彫刻	県立歴史博物館協力	206
26	伊勢原市内石造物調査	平成16～28年	建造物	伊勢原市文化財協会	339
27	宝城坊本堂現地調査	平成18年	建造物		
28	神奈川県民俗芸能緊急調査	平成15～17年	無形民俗	県教委	143
29	神奈川県祭り・行事調査	平成18～20年	無形民俗	県教委	142
20	大山道標調査	平成19～21年	有形民俗		80
31	市史通史編近世資料調査	平成20年	古文書		11
32	大山歴史調査	平成20～21年	古文書		
33	宝城坊金剛力士像調査	平成21年	彫刻		
34	市史通史編近現代資料調査	平成21～27年	古文書		12
35	大山寺縁起絵巻調査	平成22年	古文書		市HP
36	光明院木造不動明王及び両童子像調査	平成22年	彫刻	県立歴史博物館協力	
37	宝城坊本堂厨子年代測定	平成22～28年	建造物	奈良文化財研究所	172

No.	名称・内容	実施年度	対象文化財	備考	文献No.
38	宗源寺阿弥陀如来坐像調査	平成 23 年	彫刻		
39	石雲寺宗哲（北條幻庵）印判状調査	平成 23 年	古文書		市HP
40	大山寺軸物調査	平成 24 年	絵画	鎌倉国宝館協力	
41	佐藤大住氏所有大山山内図調査	平成 24 年	絵画	鎌倉国宝館協力	
42	浄業寺跡調査	平成 24 年	史跡		
43	雨岳文庫所蔵の古文書調査	平成 24～現在	古文書	雨岳文庫を活用する会	355, 356
44	高部屋神社本殿・拝殿・幣殿調査	平成 25 年	建造物		
45	大山寺本堂調査	平成 25 年	建造物		
46	宝城坊賓頭盧尊者坐像調査	平成 26 年	彫刻		206
47	手中明王太郎大工道具調査	平成 26 年	有形民俗		188, 189
48	大山灯籠行事調査	平成 26～27 年	無形民俗	ISEHARA おもてなし隊	301
49	どんど焼き調査	平成 26～28 年	無形民俗	ISEHARA おもてなし隊	302
50	高部屋神社金毘羅宮調査	平成 27 年	建造物		
51	大山宿坊調査	平成 28～30 年	建造物	横浜国立大学・東海大学 協力	
52	納め太刀調査	平成 28～30 年	有形民俗		
53	能満寺本堂調査	平成 29 年	建造物		
54	子易古墳調査	平成 29 年	史跡		
55	大山阿夫利神社舞楽面調査	平成 29 年	有形民俗	県立歴史博物館	148
56	高部屋神社舞楽面調査	平成 29 年	有形民俗	県立歴史博物館	148
57	大福寺本堂調査	平成 30 年	建造物		
58	勝興寺本堂・客殿調査	平成 30 年	建造物		
59	御神酒棹調査	令和元年	有形民俗		
60	大山阿夫利神社能面調査	令和 2 年	有形民俗	県立歴史博物館協力	

3 伊勢原市域の指定文化財の保存修理

No.	名称・内容	所有者	対象文化財	実施年度	備考
国指定文化財の修理等					
1	宝城坊木造薬師如来両脇侍像保存修理	宝城坊	薬師如来坐像、日光・月光菩薩立像	明治34年	岡倉天心監修
2	大山寺鉄造不動明王像保存修理	大山寺	鉄造不動明王及び二童子像	昭和5年	
3	宝城坊厨子 半解体修理保存修理	宝城坊	厨子	昭和43年	修理後、国指定
4	木造薬師如来坐像保存修理	宝城坊	木造薬師如来坐像	昭和47年	漆箔、彩色剥落防止
5	木造日光・月光菩薩立像	宝城坊	木造日光・月光菩薩立像	昭和47年	漆箔、彩色剥落防止
6	大山寺鉄造不動明王像保存修理	大山寺	鉄造不動明王及び二童子像	昭和54年	補修、防錆等
7	宝城坊本堂屋根修理	宝城坊	本堂	平成9年	屋根前面差茅修理
8	宝城坊本堂向拝基壇修理	宝城坊	本堂	平成10年	向拝基壇石積改修
9	宝城坊本堂屋根修理	宝城坊	本堂	平成14年	屋根部分差茅修理
10	宝城坊本堂屋根修理	宝城坊	本堂	平成20年	屋根部分差茅修理
11	宝城坊本堂保存修理	宝城坊	本堂	平成22年～28年	解体修理
国指定文化財の保存施設の整備等					
12	宝城坊収蔵庫建設	宝城坊	薬師如来坐像及び二童子像	昭和39年～40年	国重文8件を収蔵
13	大山寺収蔵庫建設	大山寺	鉄造不動明王及び二童子像	昭和42年～43年	収蔵庫建設
14	大山寺収蔵庫改修	大山寺	鉄造不動明王及び二童子像	昭和53年	改修、空調施設整備
15	宝城坊銅鐘防災施設(鐘堂)整備	宝城坊	銅鐘	昭和54年	鐘堂は市指定文化財
16	宝城坊本堂防災施設整備	宝城坊	本堂ほか	平成9～11年	防火水槽等設置
17	鉄造不動明王等防災施設整備	大山寺	鉄造不動明王及び二童子像	平成13年	収蔵庫建替
18	鉄造不動明王収蔵庫建設	大山寺	鉄造不動明王及び二童子像	平成14年～15年	収蔵庫建替
19	宝城坊本堂ほか7件防災施設整備	宝城坊	本堂、阿弥陀如来坐像ほか	令和2年～3年	防火、防犯施設整備
県指定文化財の修理等					
20	宝城坊寺林枝払い	宝城坊	宝城坊の寺林	平成22年	本堂修理に伴う枝払
21	宝城坊二本スギ枝払い	宝城坊	宝城坊の二本スギ	平成24年	鐘堂修理に伴う枝払
22	大福寺大クスノキの保存処理	大福寺	大福寺の大クスノキ	平成30年	脱落大枝除去等
23	宝城坊二本杉保存処理	宝城坊	宝城坊の二本スギ	令和元年	枝打ち等
24	ナラ枯れ対策	宝城坊	日向薬師の寺林	令和2年	伐採、燻蒸処理等
市指定文化財の修理等					
25	木造こま犬の保存修理	三之宮比々多神社	こま犬	昭和53年～54年	解体補修
26	宝城坊鐘堂保存修理	宝城坊	鐘堂	昭和54年	半解体修理
27	宝城坊不動尊版木	宝城坊	(伝)妙澤不動尊版木	昭和55年	接合、防腐処理等
28	宝城坊境内整備	宝城坊	宝城坊境内	昭和61年	参道整備
29	浄発願寺奥ノ院整備	浄発願寺	史跡浄発願寺奥ノ院	昭和62～平成3年	商工観光課所管
30	登尾山古墳出土品等保存処理	三之宮比々多神社	登尾山古墳出土品	昭和61年～63年	錆除去、接合、防錆等
31	埴免古墳出土品等保存処理	三之宮比々多神社	埴免古墳出土品	平成元年～5年	錆除去、接合、防錆等
32	齋藤家住宅保存修理	齋藤家	齋藤家住宅	平成5年	屋根修理
33	埴免古墳出土鉄刀等保存処理	三之宮比々多神社	埴免古墳出土品	平成7年～9年	錆除去、接合、防錆等

No.	名称・内容	所有者	対象文化財	実施年度	備考
34	尾根山古墳出土品等保存処理	三之宮比々多神社	尾根山古墳出土品	平成10年～17年	錆除去、接合、防錆等
35	登尾山古墳出土品等保存処理	三之宮比々多神社	登尾山古墳出土品	平成18年～19年	錆除去、接合、防錆等
36	尾根山古墳出土品等保存処理	三之宮比々多神社	尾根山古墳出土品	平成20年	錆除去、接合、防錆等
37	宝城坊鐘堂屋根修理	宝城坊	鐘堂	平成21年	屋根の部分差茅等
38	金銅単竜環把頭保存処理	三之宮比々多神社	尾根山古墳出土品	平成21年～22年	錆除去、接合、防錆等
39	大田道灌の墓整備	大慈寺	史跡大田道灌の墓	平成16年～19年	商工観光課所管
40	金剛力士像保存修理	宝城坊	金剛力士像	平成22年	頭部保存修理
41	串橋中世石塔群敷地整備	伊勢原市	串橋中世石塔群	平成21年	地元団体が管理
42	宝城坊鐘堂保存修理	宝城坊	鐘堂	平成25年	茅葺屋根の葺替等
43	普濟寺多宝塔修理	普濟寺	石造多宝塔	平成25年	東日本大震災で被災
44	宝城坊本堂裏法面整備	宝城坊	宝城坊境内	平成29年	本堂裏法面石積整備
45	石造五層塔移設	石雲寺	日向淵ノ上石造五層塔	平成29年	境内へ移設
46	石造五層塔移築・整備	石雲寺	日向淵ノ上石造五層塔	令和2年	境内整備、元地整備
市所有文化財の修理等					
47	大山寺縁起絵巻保存処理	伊勢原市	大山寺縁起絵巻 上巻	平成5年	洗浄、裏打、表装
48	大山寺縁起絵巻保存処理	伊勢原市	大山寺縁起絵巻 下巻	平成6年	洗浄、裏打、表装
49	出土金属製品保存処理 下尾崎遺跡等	伊勢原市	三ノ宮・上栗原遺跡出土金属製品	平成6年	錆除去、接合、防錆等
50	出土金属製品保存処理 天王原遺跡等	伊勢原市	沼目・天王原（VII）遺跡出土金属製品	平成7年	錆除去、接合、防錆等
51	出土金属製品保存処理 西新田原遺跡等	伊勢原市	日向西新田原遺跡他出土金属製品	平成8年～9年	錆除去、接合、防錆等
52	出土金属製品保存処理 宮ノ前遺跡等	伊勢原市	板戸・宮ノ前遺跡他出土金属製品	平成10年	錆除去、接合、防錆等
53	出土金属製品保存処理 咳止端遺跡等	伊勢原市	上粕屋・咳止橋遺跡出土金属製品	平成11年	錆除去、接合、防錆等
54	出土金属製品保存処理 北高森遺跡等	伊勢原市	北高森第3号墳出土金属製品	平成12年	錆除去、接合、防錆等
55	出土金属製品保存処理 御領原遺跡等	伊勢原市	三ノ宮・上御領原古墳出土金属製品	平成13年	錆除去、接合、防錆等
56	出土金属製品保存処理 赤坂遺跡等	伊勢原市	高森・赤坂遺跡第II地点出土金属製品	平成14年	錆除去、接合、防錆等
57	出土金属製品保存処理 成瀬第二遺跡等	伊勢原市	成瀬第二地区遺跡群出土金属製品	平成15年～17年	錆除去、接合、防錆等
58	出土金属製品保存処理 洗水遺跡等	伊勢原市	日向・洗水遺跡出土金属製品	平成18年～20年	錆除去、接合、防錆等
59	出土金属製品保存処理 上原田遺跡等	伊勢原市	三ノ宮・上原田遺跡出土金属製品	平成21年～23年	錆除去、接合、防錆等
60	出土金属製品保存処理 向畑遺跡等	伊勢原市	西富岡・向畑遺跡出土金属製品	平成24年	錆除去、接合、防錆等
61	出土金属製品保存処理 細谷遺跡等	伊勢原市	石田・細屋遺跡出土金属製品	平成25年	錆除去、接合、防錆等
62	出土金属製品保存処理 宝城坊本堂下等	伊勢原市	宝城坊本堂床下出土金属製品	平成26年～27年	錆除去、接合、防錆等
63	出土金属製品保存処理 子易出土鉄刀等	伊勢原市	子易出土寄贈資料金属製品	平成28年～29年	錆除去、接合、防錆等
64	出土金属製品保存処理 宝城坊本堂下等	伊勢原市	宝城坊本堂床下出土金属製品	平成30年～令和2年	錆除去、接合、防錆等

4 伊勢原市刊行の文化財関連図書

(1) 市史関連

No.	名称・内容	刊行年度	概要	備考
1	伊勢原市史 第1巻 資料編 古代・中世	平成2年	鎌倉期から天正18年の小田原北条氏の滅亡まで、583点の文書、記録類等を収録	
2	伊勢原市史 第2巻 資料編 大山	平成3年	相模大山関係檀家帳、檀廻帳、収納帳、土産帳を収録	
3	伊勢原市史 第3巻 資料編 近世1	平成4年	市内旧11カ村の古文書297点を収録	
4	伊勢原市史 第4巻 資料編 近現代1	平成4年	明治以後町村合併前の各町村の皇国地誌、村勢要覧、町村事務報告を主に収録	
5	伊勢原市史 第5巻 資料編 続大山	平成5年	市史2 資料編大山に収録しなかった大山信仰の全体像を示す資料を収録	
6	伊勢原市史 第6巻 通史編 先史・古代・中世	平成6年	先史時代から小田原北条氏滅亡(天正18年)までの通史と絵画・彫刻編を所収	
7	伊勢原市史 第7巻 資料編 近世2	平成7年	伊勢原市域の近世32カ村中21カ村の天正18年から慶応3年までの近世文書を収録	
8	伊勢原市史 第8巻 別編 民俗	平成8年	市域における民俗行事や特徴的といえる事項を記述	
9	伊勢原市史 第9巻 別編 社寺	平成10年	伊勢原市域における社寺に関する資料を収録	
10	伊勢原市史 第10巻 資料編 近現代2	平成20年	明治維新から伊勢原市制施行(昭和46年)までの資料集	
11	伊勢原市史 第11巻 通史編 近世	平成21年	天正18年の小田原北条氏の滅亡から明治初年までの、市域の町・村の歴史・文化を通観	
12	伊勢原市史 第12巻 通史編 近現代	平成26年	明治維新から現在までの市域の歴史、大山の歴史、近現代資料の紹介、年表	
13	伊勢原市史 ダイジェスト版	平成30年	75のテーマと22のコラムにより、伊勢原の歴史を解説	
14	伊勢原の歴史 創刊号	昭和60年	伊勢原市域の所領構成(1)、戦国布施氏と三ノ宮村伯母様について 他	
15	伊勢原の歴史 第2号	昭和61年	伊勢原市域における大山信仰、作仏木食但唱の足跡を追って 他	
16	伊勢原の歴史 第3号	昭和62年	先導師の町、石蔵山浄業寺雑稿、小金塚風土記、伊勢原市域の後北条氏家臣 他	
17	伊勢原の歴史 第4号	昭和63年	岡崎義実詳伝、伊勢原市域の気象について 他	
18	伊勢原の歴史 第5号	平成元年	伊勢原の民俗、近世伊勢原村の町並みについて、地方金融機関の設立と地主 他	
19	伊勢原の歴史 第6号	平成2年	比々多神社蔵の須恵器の大甕について、往古の大山、日向山霊山寺の諸史料について 他	
20	伊勢原の歴史 第7号	平成3年	相模大山御師の形成と展開、幕末維新期の村役と米穀流通、鎌倉以降の大山 他	
21	伊勢原の歴史 第8号	平成4年	近世伊勢原の気候と自然災害、近世初期検地帳よりみた日向村の成立 他	
22	伊勢原の歴史 第9号	平成5年	大正昭和期における伊勢原市域の諸産業の動向、高部屋愛育村の活動 他	
23	伊勢原の歴史 第10号	平成6年	明治初年相模国の豪農の実態、安永の石尊宮普請 他	
24	伊勢原の歴史 第11号	平成7年	戦後の伊勢原地方の農業、相模大山御師の檀家集積過程の構造 他	
25	伊勢原の歴史 第12号	平成8年	伊勢原市場と旗本知行所石代値段、コミュニケーション的行為としての「檀廻」 他	
26	伊勢原の歴史 第13号	平成13年	伊勢原開村慶長説の考察、近世伊勢原の災害年表、都市化の進展と生活環境 他	
27	伊勢原の歴史 第14号	平成19年	大山の俳人宣頂の追善集『阿夫利雲』について、近世後期の市内旗本たちの動向について	
28	伊勢原の民俗 1	昭和62年	成瀬地区	伊勢原市史民俗調査報告書1
29	伊勢原の民俗 2	昭和63年	伊勢原・岡崎地区	伊勢原市史民俗調査報告書2
30	伊勢原の民俗 3	平成元年	大山地区	伊勢原市史民俗調査報告書3
31	伊勢原の民俗 4	平成2年	高部屋地区	伊勢原市史民俗調査報告書4

No.	名称・内容	刊行年度	概要	備考
32	伊勢原の民俗 5	平成3年	比々多地区	伊勢原市史民俗調査報告書5
33	伊勢原の民俗 6	平成4年	大田地区	伊勢原市史民俗調査報告書6
34	伊勢原の民俗 7	平成7年	職人の生活と技術	伊勢原市史民俗調査報告書7

(2) 文化財関連

No.	名称・内容	刊行年度	概要	備考
35	伊勢原町勢誌	昭和38年	市域の歴史を時代ごとに解説、昭和30年代にまとめられた伊勢原の歴史	伊勢原町
36	うもれ記	昭和43年	市域の歴史、文化財の逸話24編を収録	伊勢原町
37	伊勢原町民俗史話	昭和43年	伊勢原の年中行事	伊勢原町
38	伊勢原の文化財	昭和44年	国県指定を除く100件の文化財件を紹介	伊勢原町
39	伊勢原の金石文	昭和46年	金石文調査報告	
40	伊勢原市内社寺縁起集	昭和47年	市内5社寺の縁起調査報告	
41	古民家	昭和48年	市内の古民家調査16件を収録	
42	伊勢原の指定文化財	昭和52年	国・県・市の指定文化財を紹介	
43	道祖神調査報告書 上巻	昭和54年	道祖神調査の報告 解説、祭り、行事等	文化財調査報告第1集
44	道祖神調査報告書 下巻	昭和55年	道祖神調査の報告 216体の写真、銘文	文化財調査報告第2集
45	蝦夷の国泰寺と相模の禅僧	昭和55年	江戸時代末、市内から蝦夷、国泰寺に派遣された禅僧の記録	文化財調査報告第3集
46	史跡と文化財のこのまちを語る	昭和56年	市内文化財のガイドブック改訂版	
47	高森白金山遺跡	昭和56年	高森白金山遺跡の発掘調査報告、縄文時代早期	文化財調査報告第4集
48	木食僧の寺 一の沢浄発願寺	昭和56年	木食僧弾誓上人が開いた日向一の沢の浄発願寺	文化財調査報告第5集
49	伊勢原の昔噺	昭和56年	市内、高部屋、比々多、大田、成瀬に残された伝説や昔の話	文化財調査報告第6集
50	伊勢原史話 第1集	昭和57年	縄文時代から中世まで市内の歴史にかかわる38話を収録	
51	小稲葉村古文書	昭和57年	小稲葉に伝わる古文書を整理、解説	文化財調査報告第7集
52	相模岡崎城跡総合調査報告書	昭和59年	中世岡崎城の総合調査	平塚市と合同調査
53	上粕屋村鶴川隆家文書	昭和59年	上粕屋の鶴川家に残された古文書、幕末から明治期の歴史	文化財調査報告第8集
54	小金塚古墳	昭和59年	高森の小金塚古墳の測量、周溝調査、南関東最古の朝顔型埴輪	文化財調査報告第9集
55	文化財資料所在目録 第1集	昭和60年	市内の古文書所在目録	
56	文化財資料所在目録 第2集	昭和61年	市内の古文書所在目録	
57	江戸時代の白根村	昭和61年	白根に伝わる古文書による江戸時代の村の姿	文化財調査報告第10集
58	成瀬第二地区遺跡詳細分布調査概報	昭和61年	成瀬地区の埋蔵文化財の試掘調査報告	
59	比々多多第二地区遺跡群詳細分布調査	昭和61年	比々多地区の埋蔵文化財の試掘調査報告	文化財調査報告書第11集
60	東高森・池端地区埋蔵文化財範囲確認調査報告書	昭和62年	高森地区、池端地区の埋蔵文化財の試掘調査報告	文化財調査報告書第12集
61	伊勢原の庚申塔	昭和62年	市内に残された庚申塔の調査報告、124基の庚申等を掲載	文化財調査報告書第13集
62	下糟屋・沼目地区遺跡群範囲確認調査報告書	昭和62年	下糟屋地区、沼目地区の埋蔵文化財の試掘調査報告	文化財調査報告書第14集
63	東大竹遺跡群 I	平成元年	東大竹地区の区画整理に伴う発掘調査報告、古代の集落跡	
64	文化財ノート 第1集	平成元年	建造物調査報告、遺跡調査概要等	

No.	名称・内容	刊行年度	概要	備考
65	中世伊勢原をめぐる武士たち	平成2年	古代末～戦国時代に活躍した伊勢原の武将、糟谷、足利、上杉、大田、北条等	
66	鎧塚古墳群第1号墳発掘調査報告書	平成2年	鎧塚古墳の調査、横穴式石室、鉄刀、勾玉等	文化財調査報告書第16集
67	文化財ノート 第2集	平成3年	遺跡調査概要等	
68	文化財ノート 第3集	平成5年	遺跡調査概要等	
69	三ノ宮・下尾崎遺跡 三ノ宮・上栗原遺跡発掘調査報告書	平成6年	7世紀の横穴墓の発掘調査、馬具、鉄刀、玉類、人骨等出土	文化財調査報告書第17集
70	文化財ノート 第4集	平成7年	遺跡調査概要、古墳時代の出土人骨の分析等	
71	伊勢原の仏像	平成11年	市内仏像彫刻の悉皆調査報告、66カ寺の293軀を掲載	文化財調査報告書第18集
72	いせはらの遺跡Ⅰ	平成12年	日向地区、成瀬地区の古墳、下糟屋地区の中世城郭関連遺跡等5編の調査報告	文化財調査報告書第19集
73	いせはらの遺跡Ⅱ 高森・宮ノ越遺跡	平成12年	小金塚古墳隣接地。弥生時代後期の環濠集落、古墳時代の方形周溝墓等	文化財調査報告書第20集
74	いせはらの遺跡Ⅲ 三ノ宮・前畑遺跡	平成13年	縄文時代後期から古墳時代にかけての集落遺跡、配石墓、住居跡、古墳等	文化財調査報告書第21集
75	いせはら古老の語り	平成15年	市内、大山、伊勢原、岡崎に残された伝説や昔の話（34話）	
76	いせはらのむかし（小中学校歴史読本）	平成15年～	旧石器時代～古墳時代	教育センターと共同制作
77	丸山遺跡第4地点発掘調査報告書	平成20年	丸山城址公園整備事業に伴う発掘調査報告、畝堀やかかわらけ等	
78	丸山遺跡第5地点発掘調査報告書	平成21年	丸山城址公園整備事業に伴う発掘調査報告、道や堀等	
79	伊勢原市石造物調査報告書第1集	平成21年	岡崎地区	市文化財協会調査・編集
80	伊勢原市内の大山道と道標	平成22年	市内の大山道と道標についての調査報告、道標111基収録	再発見大山道調査報告書
81	伊勢原市石造物調査報告書第2集	平成23年	大田地区 前編	市文化財協会調査・編集
82	史跡と文化財のまち いせはら	平成25年	市内文化財のガイドブック	
83	伊勢原市石造物調査報告書第3集	平成25年	大田地区 後編	市文化財協会調査・編集
84	伊勢原市石造物調査報告書第4集	平成27年	成瀬地区 前編	市文化財協会調査・編集
85	伊勢原市石造物調査報告書第5集	平成29年	成瀬地区 後編	市文化財協会調査・編集
86	伊勢原市石造物調査報告書第6集	令和元年	伊勢原地区	市文化財協会調査・編集

■ 5 伊勢原市が製作した文化財映像資料

No.	名称・内容	制作年度	概要	時間	備考
1	保国寺の廻り地蔵	平成 28 年	市内に残る廻り地蔵の風習を紹介	23 分・43 分	
2	甦る宝城坊本堂 -平成の大修理-	平成 28 年	宝城坊本堂解体修理の映像	38 分・5 分・30 秒	
3	大山こま -江戸時代からつづく職人技-	平成 29 年	大山の伝統工芸「大山こま」	20 分・6 分・30 秒	
4	大山詣り -御師が育んだ大山信仰-	平成 29 年	江戸時代から続く大山詣りの歴史	34 分・8 分・30 秒	
5	タイムスリップ! 大山詣り 春	平成 29 年	日本語版・英語版	5 分	日本遺産関連
6	三之宮比々多神社、石雲寺、高部屋神社 春編	平成 29 年	構成文化財の古社寺を紹介 春	1 分 30 秒	日本遺産関連
7	宝城坊 日向薬師 春編	平成 29 年	構成文化財 春の日向薬師	1 分 30 秒	日本遺産関連
8	タイムスリップ! 大山詣り 夏	平成 29 年	日本語版・英語版	5 分	日本遺産関連
9	三之宮比々多神社・石雲寺・高部屋神社 夏編	平成 29 年	構成文化財の古社寺を紹介 夏	1 分 30 秒	日本遺産関連
10	宝城坊 日向薬師 夏編	平成 29 年	構成文化財 夏の日向薬師	1 分 30 秒	日本遺産関連
11	タイムスリップ! 大山詣り 秋	平成 28 年	日本語版・英語版	5 分	日本遺産関連
12	三之宮比々多神社・石雲寺・高部屋神社 秋編	平成 28 年	構成文化財の古社寺を紹介 秋	1 分 30 秒	日本遺産関連
13	宝城坊 日向薬師 秋編	平成 28 年	構成文化財 秋の日向薬師	1 分 30 秒	日本遺産関連
14	タイムスリップ! 大山詣り 冬	平成 28 年	日本語版・英語版	5 分	日本遺産関連
15	三之宮比々多神社・石雲寺・高部屋神社 冬編	平成 28 年	構成文化財の古社寺を紹介 冬	1 分 30 秒	日本遺産関連
16	宝城坊 日向薬師 冬編	平成 28 年	構成文化財 冬の日向薬師	1 分 30 秒	日本遺産関連
17	いいな比々多 ～日本遺産・大山のふもとへ～	平成 30 年	古代文化発祥の地「比々多」の紹介	5 分	
18	キンシオ文化財満載の伊勢原・日向地区に行く	令和元年	キン・シオタニ氏が紹介する日向の歴史と文化財	55 分・5 分・30 秒	
19	紙芝居で触れる伊勢原の民話 『日向薬師の太太鼓』	令和 2 年	おはなしばる～んの紙芝居、「日向薬師の太太鼓」	9 分	社会教育課制作
20	『日向薬師の太太鼓』の里 「日向薬師 宝城坊をたずねて」	令和 2 年	民話の舞台を紹介 日向薬師	4 分	社会教育課制作
21	紙芝居で触れる伊勢原の民話 『おとめ地蔵』	令和 2 年	おはなしばる～んの紙芝居、「おとめ地蔵」	10 分	社会教育課制作
22	紙芝居で触れる伊勢原の民話 『大山寺縁起より ワシの育て子』	令和 2 年	おはなしばる～んの紙芝居、「大山寺縁起」	10 分	社会教育課制作
23	『大山寺縁起より ワシの育て子』の里 「大山寺をたずねて」	令和 2 年	民話の舞台を紹介 大山寺	3 分	社会教育課制作

6 いせはら文化財サイトのコンテンツ

No.	メニュータイトル	コンテンツ	公開年度	概要	備考
1	指定文化財	伊勢原市内の文化財	平成 20 年	市域の国・県・市の指定、登録文化財を解説	
2	図書案内	市史関係図書	平成 20 年	市が刊行している市史編さん関係図書の紹介、購入手続き	
3		文化財関係図書	平成 20 年	市が刊行している文化財関係図書の紹介、購入手続き	
4	埋蔵文化財の取り扱い	事務の流れ・届出書類ダウンロード	平成 20 年	市内で土木工事等を計画される場合の手続きと書式	
5	いせはらの歴史	伊勢原の地形	平成 20 年	歴史を育んできた地形を概説	
6		旧石器時代～明治から大正、昭和へ	平成 20 年	市域の歴史を時代ごとに解説	
7	歳時記	歳時記カレンダー	平成 21 年	地域の年中行事を季節ごとに紹介	
8	文化財講座・イベント情報	講座・イベント	平成 22 年	実施した文化財に関連する講座、イベント	
9		出前授業	平成 22 年	市内の小中学校で実施した文化財出前授業の様子	
10	文化財修理支援事業	市指定文化財 普濟寺石造多宝塔修理支援事業	平成 23 年	市指定文化財多宝塔の修理状況	
11	浮世絵に見る相模大山	浮世絵に見る相模大山	平成 24 年	大山に関する浮世絵を集成。大山詣り、役者、風景等	
12	相模大山の絵はがき	相模大山の絵はがき	平成 24 年	明治後期～昭和 20 年代の大山に関する絵はがきを集成	
13	大山寺縁起	大山縁起絵巻のあらすじ	平成 26 年	大山寺縁起を画像と解説文で紹介	
14	市民団体の紹介	市民団体一覧表	平成 27 年	市内で活躍する市民団体の活動を紹介	
15	歴史文化基本構想	伊勢原市文化財保存活用地域計画	平成 27 年	伊勢原市文化財保存活用地域計画の作成状況	令和 3 年改新
16	宝城坊本堂 大規模修繕支援事業	国指定重要文化財 宝城坊本堂大規模修繕支援事業	平成 28 年	宝城坊本堂解体修理の映像	
17	日本遺産	日本遺産について	平成 28 年	伊勢原市が認定を受けた日本遺産とは	
18		日本遺産プロモーション動画	平成 29. 30 年	日本遺産「大山詣り」と構成文化財の紹介	
19	文化財映像ライブラリー	保国寺の廻り地蔵	平成 29 年	市内に残る廻り地蔵の風習を紹介	
20		甦る宝城坊本堂 -平成の大修理-	平成 29 年	宝城坊本堂解体修理の映像	
21		日本遺産プロモーション動画	平成 29 年	日本遺産「大山詣り」と構成文化財の紹介	日本遺産関連
22		大山こま -江戸時代からつづく職人技-	平成 30 年	大山の伝統工芸「大山こま」	
23		大山詣り -御師が育んだ大山信仰-	平成 30 年	江戸時代から続く大山詣りの歴史	
24		いいな比々多 ～日本遺産・大山のふもとへ～	令和元年	古代文化発祥の地「比々多」の紹介	
25		キン・シオ文化財満載の伊勢原・日向地区に行く	令和 2 年	キン・シオタニ氏が紹介する日向の歴史	
26		紙芝居で触れる伊勢原の民話 『日向薬師の大太鼓』	令和 2 年	おはなしばる～んの紙芝居、「日向薬師の大太鼓」と日向薬師の紹介	
27	紙芝居で触れる伊勢原の民話 『おとめ地蔵』	令和 2 年	おはなしばる～んの紙芝居、「おとめ地蔵」		
28	紙芝居で触れる伊勢原の民話 『大山寺縁起より ワシの育て子』	令和 2 年	おはなしばる～んの紙芝居、「大山寺縁起」と大山寺の紹介		
29	文化財散策ルート	日向地区散策ルート	平成 30 年	日向地区の文化財をルートで紹介	
30		比々多地区散策ルート	令和元年	比々多地区の文化財をルートで紹介	

7 伊勢原市が実施してきた主な文化財活用の取組

(1) 展示・見学会

No.	名称・内容	実施年度	関連組織	備考
1	文化財資料展	平成3年度	公民館	
2	考古資料展	平成3年～現在	かながわ考古学財団他	
3	遺跡見学会	平成5年～6年	かながわ考古学財団他	
4	文化財保護強調週間（展示）	平成7年～27年	中央公民館	平成21～25年は未開催
5	竹園小学校保管民俗資料一般公開	平成9年～10年	竹園小学校	
6	市指定重要文化財特別公開	平成9年～現在	三之宮比々多神社	平成9、10年は比々多神社主催
7	石田・高森地区発掘調査出土遺物展示	平成11年	成瀬公民館	
8	文化財資料パネル展	平成12年	公民館	
9	五月人形展	平成13年	石田小学校	
10	ひな人形展	平成13年	石田小学校	
11	成瀬地区の文化財展	平成16年	成瀬公民館	
12	木造十二神将パネル展	平成20年	市民文化会館	
13	国登録有形文化財特別公開	平成21年～現在	山口家、小澤家、高部屋神社	
14	発掘調査現地見学会	平成21年～現在	かながわ考古学財団	
15	県指定重要文化財特別公開	平成22年～23年	宝城坊、文化財建造物保存技術協会	
16	「大山」と「岡崎四郎義実」に関する展示	平成23年	市立図書館	
17	宝城坊本堂見学会	平成23年～28年	宝城坊、文化財建造物保存技術協会	2013年は未開催
18	「尊徳仕法」と「平家物語」に関する展示	平成24年	市立図書館	
19	夏の大山イベント・歴史展	平成25年	商工観光課	
20	たからいち in 伊勢原のくらしブース	平成25年	伊勢原市商工会	
21	相模大山へのいざない展	平成25年	市立図書館	
22	平和資料展	平成26年～29年	市民協働課	
23	文化財フェスタ	平成28年～現在	文化財関係市民団体	春・秋2回開催あり

(2) 体験・ウォーク

No.	名称・内容	実施年度	関連組織	備考
1	文化財ウォーク	平成21年～31年	スポーツ課	
2	いせはら産業フェア	平成23年	伊勢原市商工会、商工観光課	
3	大山食の文化祭	平成23年～24年	大山観光振興会	
4	大山道ウォーク	平成24年～31年	伊勢原市観光協会主催	各地から大山への道を踏査
5	日向路ウォーク	平成26年～27年	伊勢原市観光協会主催	日向の文化財巡り
6	大山浮世絵摺り体験	平成30年～31年	大山阿夫利神社、商工観光課	
7	大山浮世絵摺り体験(東海大学グローバルフェスタ)	平成30年～令和元年	東海大学、商工観光課	

(3) 小中学校対象

No.	名称・内容	実施年度	関連組織	備考
1	小中学校出前授業	平成5年～現在	小中学校	歴史、昔の暮らし、土器づくり、土器焼き等
2	市内中学校職場体験受け入れ	平成5年～現在	中学校	体験学習
3	地域歴史教材に関する研究会	平成20年～令和元年	教育センター	副教材等の研究
4	新規採用教員等研修会	平成20年～現在	教育指導課	現地視察
5	採用20年教員研修会	平成23年～25年	教育指導課	現地視察
6	自修館中学校フィールドワーク	平成27年～現在	自修館中学校	体験学習
7	大山能楽講座	平成29年～現在	大山能楽社保存会	中学校で実施
8	教育旅行の受け入れ	平成30年～現在	伊勢原市観光協会、大山先導師会旅館組合	私立中学校参加

(4) 講座・講演会

No.	名称・内容	実施年度	関連組織	備考
1	古文書購読会	昭和62年～平成4年	公民館	昭和63年は未実施
2	歴史講座講師派遣（関係公共機関）	平成6年～現在	公民館他	
3	歴史解説アドバイザー養成講座	平成16年～現在	文化財関係市民団体	認定者112名
4	遺跡調査報告会	平成21年～現在	かながわ考古学財団	
5	宝城坊本堂保存修理事業講演会	平成25年	宝城坊、文化財建造物保存技術協会	
6	宝城坊本堂保存修理事業講演会	平成28年	宝城坊、文化財建造物保存技術協会	
7	文化財資料解説講座	平成29年～30年		市所蔵古文書の解説
8	日本遺産講座	平成29年～30年	伊勢原高校、秦野高校	
9	考古学特別講座「大山が紡ぐ歴史遺産」	平成30年	かながわ考古学財団	
10	ソーシャルビジネス講義「いせはらの歴史と文化財」	平成30年	産業能率大学	
11	都市生活と社会政策講義「地域資源の活用とまちづくり」	令和2年	産業能率大学	

(5) 解説案内板等の設置

No.	名称・内容	設置場所	設置年	備考
大山地区				
1	木造釈迦涅槃像	茶湯寺境内	平成16年2月	市指定
2	倭舞・巫子舞及び大山能狂言	大山阿夫利神社境内	平成17年3月	県指定
3	大山寺鉄造不動明王及び二童子像	大山寺境内	平成10年3月	国指定
4	名勝 大山八段滝 石柱	大山川河畔（八段滝付近）	昭和39年	市指定
高部屋地区				
5	実蒔原古戦場	民地	平成22年3月	市指定
6	木造薬師如来及び両脇侍像	宝城坊宝殿内	平成16年2月	国指定、室内
7	木造薬師如来坐像	宝城坊宝殿内	平成16年2月	国指定、室内
8	木造日光・月光菩薩立像	宝城坊宝殿内	平成16年2月	国指定、室内
9	木造阿弥陀如来坐像	宝城坊宝殿内	平成16年2月	国指定、室内
10	木造四天王立像	宝城坊宝殿内	平成16年2月	国指定、室内
11	木造十二神将立像	宝城坊宝殿内	平成16年2月	国指定、室内
12	史跡宝城坊境内	宝城坊境内	平成18年3月	市指定
13	日向薬師の大大鼓	宝城坊本堂内	平成18年3月	県指定、室内

No.	名称・内容	設置場所	設置年	備考
14	宝城坊の錦幡・唐櫃	宝城坊宝殿内	平成 18 年 3 月	県指定、室内
15	伝妙沢不動尊版木	宝城坊宝殿内	平成 18 年 3 月	市指定
16	宝城坊の銅鐘	宝城坊境内	昭和 59 年 1 月	市指定
17	金剛力士像	宝城坊境内	昭和 59 年 1 月	平成 28 年 3 月作替 市指定
18	宝城坊本堂平成の大修理	宝城坊境内	令和 3 年 3 月	国指定
19	宝殿内国指定重要文化財解説板	宝城坊宝殿内	令和元年 11 月	日本博事業、室内
20	日向洲ノ上石造五層塔	石雲寺境内	平成 18 年 3 月	平成 31 年 3 月盤面交換 市指定
21	日向の文化財めぐり（周遊看板）	宝城坊駐車場 （伝）大友皇子入口 大山登山口	平成 30 年 3 月	歴史事業
22	日陰道（紫陽花）	日陰道入口	平成 30 年 3 月	歴史事業
23	日陰道（彼岸花）	日陰道出口	平成 30 年 3 月	歴史事業
24	案内サイン（三角形方向柱）	日向地区 13 箇所	平成 30 年 3 月	歴史事業
25	案内サイン（板状方向柱）	日向地区 5 箇所	平成 30 年 3 月	歴史事業
26	浄発願寺縁起絵巻、六字名号雨乞軸	浄発願寺山門前		平成 18 年 12 月作替 市指定
27	浄発願寺奥ノ院	浄発願寺境内		市指定、商工観光課
28	堂宇跡	浄発願寺奥ノ院境内		市指定、商工観光課
29	奥ノ院の岩屋	浄発願寺奥ノ院境内		市指定、商工観光課
30	浄発願寺奥ノ院 石柱	浄発願寺奥ノ院境内		市指定
31	日向溪谷 石柱	日向川河畔	昭和 39 年 5 月	市指定
32	日向・洗水遺跡	民地	平成 20 年 2 月	
33	日向・洗水遺跡 標柱	民地	平成 20 年 2 月	
34	鎧塚古墳群	市有地	平成 20 年 2 月	
35	山口家住宅	雨岳文庫敷地内	平成 16 年 2 月	令和 3 年 3 月盤面交換 国登録
36	山口家住宅 標柱	雨岳文庫敷地内	平成 21 年 2 月	国登録
37	伊勢原市内の大山道と道標	大山阿夫利神社所有地	平成 22 年 3 月	市登録
38	板絵著色歌川国経筆美人図絵馬	上粕屋比比多神社境内	平成 17 年 3 月	県指定
39	板絵著色歌川国経筆美人図絵馬 標柱	上粕屋比比多神社境内	平成 28 年 3 月	県指定
40	大山道道標（市道 2608 号線） 標柱	道路用地内（市有地）	平成 23 年 3 月	市登録
41	太田道灌の墓	洞昌院境内	平成 30 年 3 月	市指定
42	太田道灌の墓 方向柱	洞昌院境内	平成 30 年 3 月	市指定
43	小澤家住宅 主屋・表門・庭塀	小澤家	平成 18 年 12 月	令和元年 8 月盤面交換 国登録
44	小澤家住宅 標柱	小澤家	平成 20 年 2 月	令和元年 8 月作替 国登録
45	大山道道標（八幡神社）標柱	八幡神社境内	平成 21 年 2 月	市登録
比々多地区				
46	木造薬師如来坐像	勝興寺境内	平成 14 年 3 月	平成 22 年 3 月盤面交換 市指定
47	木造薬師如来坐像 標柱	勝興寺境内	平成 14 年 3 月	市指定
48	神代杉（うもれ木）	善波児童館敷地内 善波 307 番地先の林道	昭和 59 年 1 月	平成 3 年 3 月作替 平成 18 年 12 月作替 市指定
49	史跡 神代杉 石柱	善波川河畔	昭和 44 年	市指定
50	埴免古墳	大学構内	平成 17 年 3 月	

No.	名称・内容	設置場所	設置年	備考
51	うずらみか・こま犬	三之宮郷土博物館内	平成18年3月	うずらみか 県指定 こま犬 市指定 室内
52	登尾山古墳	三之宮郷土博物館内	平成11年3月	出土品 市指定 室内
53	尾根山古墳	三之宮郷土博物館内	平成11年3月	出土品 市指定 室内
54	埴免古墳	三之宮郷土博物館内	平成11年3月	出土品 市指定 室内
55	栗原古墳	三之宮郷土博物館内	平成11年3月	出土品 市指定 室内
56	下谷戸縄文遺跡 環状列石及住居跡	比々多神社境内	昭和62年7月	平成20年3月作替 市指定
57	下谷戸縄文遺跡 標柱	比々多神社境内	昭和62年7月	市指定
58	三ノ宮・宮ノ前遺跡	三ノ宮自治会館前	平成18年12月	平成31年年3月盤面交換
59	斎藤家住宅	斎藤家	平成4年11月	市指定
60	斎藤家住宅 標柱	斎藤家		市指定
61	三ノ宮・上栗原遺跡	道路用地(市有地)	平成21年2月	
62	大山道道標標柱	能満寺境内	平成24年2月	平成30年3月作替 市登録
63	史跡 浄業寺跡	浄業寺境内	平成30年3月	市指定
64	史跡 浄業寺跡 方向柱	民地	平成30年3月	市指定
65	史跡 浄業寺跡 石柱	浄業寺境内	昭和44年2月	市指定
66	文化財めぐり(周遊看板)	伊勢原大神宮境内 大山二ノ鳥居(上粕屋) 洞昌院(上粕屋)	平成31年3月	歴史事業
67	方向サイン(板状方向柱)	比々多地区14箇所	平成31年3月	歴史事業
68	案内サイン(板状方向柱)	心敬塚 能満寺	平成31年3月	歴史事業
69	比々多の文化財総合案内板	比々多神社駐車場	平成31年3月	歴史事業
70	坪ノ内・榎戸遺跡	榎戸南公園内	平成19年3月	
71	史跡 箕輪駅跡 石柱	民地	昭和34年	市指定
72	大山道道標標柱	木下神社境内	平成22年3月	平成29年12月建替 市登録
73	串橋中世石塔群	市有地(伝善波太郎の墓)	平成18年3月	市指定
74	串橋中世石塔群 標柱	市有地(伝善波太郎の墓)	平成21年2月	市指定
75	串橋・宮ノ根遺跡	みやのね公園内	平成18年12月	
76	条里制度跡 市ノ坪 石柱	市ノ坪公園内	昭和34年	市指定
伊勢原地区				
77	板戸・精進場遺跡第3地点	民地	平成27年3月	
78	大山道道標標柱	光明院境内	平成22年3月	市登録
79	東大竹・市場(Ⅱ)遺跡	中央公民館地内	平成17年3月	
80	伊勢原八幡台石器時代住居跡 標柱	民地	平成22年3月	国指定
81	伊勢原八幡台石器時代住居跡	山王塚公園内	昭和59年7月	平成17年3月作替 国指定
82	岡崎城跡	無量寺境内	平成2年3月	平成18年12月作替 市指定
83	岡崎城跡 石柱	無量寺境内	昭和34年	市指定
84	大山道道標 標柱	耕雲寺境内	平成21年2月	市登録
85	田中・第六天遺跡 第2地点	道路用地内(市有地)	令和2年3月	
86	池端周辺の遺跡群	道路用地内(市有地)	平成22年3月	
成瀬地区				
87	高部屋神社梵鐘	高部屋神社境内	平成18年度	県指定
88	銅鐘	高部屋神社境内	平成8年	県指定

No.	名称・内容	設置場所	設置年	備考
89	高部屋神社 本殿、拝殿及び幣殿	高部屋神社境内	平成 28 年 3 月	国登録
90	高部屋神社伎楽面	高部屋神社境内	平成 21 年 2 月	
91	下糟屋の雨乞い行事	高部屋神社境内	平成 21 年 2 月	
92	大山道道標(高部屋神社)	高部屋神社境内	令和 3 年 3 月	市登録
93	丸山城址遺跡 1	丸山城趾公園内南入口	平成 23 年 3 月	平成 27 年 3 月駐車場から移設
94	丸山城址遺跡 2	丸山城趾公園内駐車場前	平成 27 年 3 月	
95	丸山城趾遺跡 土塁 2 箇所	丸山城趾公園内	平成 23 年 3 月	
96	丸山城址遺跡 横矢	丸山城趾公園内	平成 23 年 3 月	
97	丸山城趾公園 公園案内板	丸山城趾公園内	平成 23 年 3 月	
98	石造多宝塔 標柱	普濟寺境内	平成 8 年 2 月	市指定
99	太田道灌の墓	大慈寺所有地	平成 7 年 3 月	平成 18 年 12 月作替 市指定
100	太田道灌の墓 石柱	民地	昭和 34 年	市指定
101	木造 聖観音菩薩坐像 太田道灌画像 標柱	大慈寺境内	平成 15 年 3 月	市指定
102	木造 聖観音菩薩坐像	大慈寺本堂内	平成 15 年 3 月	市指定 室内
103	太田道灌画像	大慈寺本堂内	平成 15 年 3 月	市指定 室内
104	小金塚古墳	宮ノ越公園内	平成 20 年 2 月	
105	石田遺跡群	愛甲石田駅南口ロータリー内	平成 18 年 3 月	
大田地区				
106	沼目・天王原遺跡	天王原南公園内	平成 21 年 2 月	
107	八坂神社銅鐘	八坂神社境内	平成 8 年 2 月	県指定
108	大山道道標 標柱	八幡神社(小稲葉)境内	平成 22 年 3 月	市登録
109	大山道道標 標柱	新屋自治会館敷地内	平成 22 年 3 月	市登録

8 伊勢原の歴史年表

西暦	時代	いせはらの出来事	根拠	日本の出来事
5万年前	旧石器			日本列島に人が住み始める
3万年前		伊勢原に人が住み始める	粟窪・林遺跡	富士、箱根の火山が断続的に噴火する
1万8千年前		上粕屋、西富岡等で石器が出土	秋山上遺跡、向畑遺跡	
1万4千年前	縄文	三ノ宮で県内最古の土器、矢尻が出土	宮ノ前遺跡	土器の使用が始まる
8千年前		竪穴住居に住み始める	白金山遺跡	定住、狩猟採集生活により、各地に大きな集落が築かれる
3千年前		三ノ宮、西富岡、子易等に大規模な集落が営まれる	下谷戸遺跡、向畑遺跡、中川原遺跡等	
2～3世紀	弥生	高森、石田に環濠集落が築かれる 坪ノ内で丹沢の石を利用した管玉づくりが行われる	宮ノ越遺跡、細谷遺跡 久門寺遺跡	1 C 南関東に稲作が普及 239 卑弥呼が魏に使いを送る
3～4世紀	古墳	石田、高森に前方後円墳や円墳が築かれる	石田車塚（愛甲大塚） 古墳、小金塚古墳	各地に古墳が築かれ始める 538 仏教伝来
7世紀		三ノ宮の丘陵を中心に有力古墳が造られ、相模の最高権力者が葬られる	登尾山古墳、埴免古墳	593 聖徳太子が摂政となる 604 十七条の憲法 645 大化の改新始まる
	691	持統5	相模国司布施朝臣色布知が比々多神社に狛犬を奉納する	同社伝
	716	霊亀2	僧行基が日向山霊山寺を開創する	同寺伝
	718	養老2	華嚴妙瑞法師が雨降山石雲寺を開創する	同寺伝
	755	天平勝宝7	良弁僧正が大山寺を開創し、聖武天皇の勅願寺となる	同寺伝
	832	天長9	淳和天皇が三ノ宮比々多神社に冠大明神の神号を贈る	
	879	元慶3	大地震により大山に大火災が発生する	日本三代実録
	927	延長5	延喜式が完成。高部屋神社、比々多神社、阿夫利神社が延喜式に掲載される	延喜式神名帳
	952	天曆6	村上天皇の詔により霊山寺に銅鐘が鑄造される この頃、本尊薬師三尊像が造立される	同寺鐘銘
	1020	寛仁4	この頃、大江公資の妻相模が霊山寺に参詣する	相模集
	1086			1086 白河上皇により院政開始
	1153	仁平3	鳥羽上皇の院宣により霊山寺の銅鐘を再鑄する	同寺鐘銘
	1154	久寿1	糟屋荘が荘園となる	安楽寿院古文書
	1178	治承2	曾我兄弟が大山不動尊に敵討ちの願文を捧げる	曾我城前寺文書
	1180	治承4	源頼朝が伊豆で挙兵、岡崎義実と真田与一が出兵する	吾妻鏡・平家物語
	1184	寿永3	石田為久が木曾義仲を誅す 糟屋有季が源義経に従い、一ノ谷に平氏を攻める 源頼朝が田畑を大山寺に寄進する	吾妻鏡 吾妻鏡 吾妻鏡
	1185			1185 平氏滅亡
	1189	文治5	源頼朝が奥州を平定し、糟屋有季、岡崎義実らが従軍する	吾妻鏡
	1192	建久3	源頼朝が北条政子の安産を祈願して相模の社寺(大山寺、霊山寺、三宮冠大明神)に神馬を奉納する	吾妻鏡
	1194	建久5	源頼朝が姫の病氣平癒のため、霊山寺へ参詣する	吾妻鏡
	1196	建久7	糟屋有季が極楽寺に梵鐘を寄進する	同寺鐘銘
	1201	建仁1	北条政子が三ノ宮竹ノ内に石蔵山浄業寺を建立する	
	1203	建仁3	比企氏の乱により糟屋有季が自害する	吾妻鏡
	1210	承元4	北条政子が霊山寺に参詣する	吾妻鏡
	1211	建暦1	北条政子が源実朝夫人と霊山寺に参詣する	吾妻鏡
	1274	文永11	この頃、願行上人が大山寺本尊不動明王像を鑄造する	本朝高僧伝
	1274			1274 蒙古襲来（文永の役）
	1333	元弘3	糟屋荘が足利尊氏に与えられる	比志島文書
	1334	暦応3	霊山寺へ物部光運が鑄造した銅鐘が納められる	同寺鐘銘
	1336	正平7	足利尊氏が大山寺に所領を寄進し、天下泰平・武運長久を祈願する	相州古文書
	1338	正平19	足利基氏が大山寺に祈願し、霊山寺に大幡を納める	新編相模国風土記稿
	1333			1333 鎌倉幕府滅亡
	1334			1334 建武新政
	1336			1336 南北朝の対立が始まる
	1338			1338 足利尊氏が征夷大將軍となる
	1380	康暦2	霊山寺に、後円融天皇より三河・遠江国の棟別銭による堂宇修理を行う諭旨が出される	宝城坊所蔵文書
	1386	至徳3	平秀憲が下糟屋高部屋神社に銅鐘を奉納する	同社鐘銘
	1392			1392 南朝と北朝が統一

西暦	時代	いせはらの出来事	根拠	日本の出来事
15世紀	1403 応永 10	沙彌道珍が沼目八坂神社に銅鐘を奉納する	同社鐘銘	1454 足利成氏が関東管領上杉憲実を殺害する(享徳の乱) 1467 応仁の乱 この頃、太田道灌が長尾景春を攻め、関東各地を転戦し勝利する(太田道灌状)
	1451 宝徳 3	太田資清、長尾景仲らが足利成氏を襲う(江ノ島の戦い)が、敗れて糟屋荘に退く	足利家御内書案・鎌倉大草紙	
	1471 文明 3	この頃より心敬僧都が大山の麓、浄業寺に隠棲する		
	1474 文明 6	太田道灌が心敬、宗祇を招き、江戸城で歌会を開く	鎌倉大草紙	
	1486 文明 18	太田道灌が上杉館で殺害される	梅花無尽蔵	
	1488 長享 2	長享の乱 山内上杉顕定と扇谷上杉定正が敵対する(実蒔原の合戦)		
	1494 明応 3	伊勢長氏が太田道灌を上粕屋五零神社に合祀する		
16世紀	1512 永正 9	伊勢宗瑞が相模岡崎城に三浦道寸を攻め落とす		1543 鉄砲伝来 1549 キリスト教伝来 1564 北条氏が関東の大半を制圧する 1573 室町幕府滅亡 1590 豊臣秀吉が全国を統一 1600 関ヶ原の戦い
	1516 永正 13	伊勢宗瑞が三浦の新井城に三浦道寸、義意父子を攻め滅ぼす		
	1538 天文 7	北条氏康が大山寺に諸役免除の制札を出す	大住郡大山寺八大坊所蔵文書	
	1543 天文 12	北条幻庵が石雲寺に諸役免除の印判状を出す	石雲寺印判状	
	1571 元龜 2	北条氏康が武田氏との戦いの勝利を大山寺に祈願する		
	1589 天正 17	日向、大山に秀吉の朱印状が遣わされる 大山寺の衆徒が北条氏を助けて山中城に戦う	阿夫利神社文書	
17世紀	1605 慶長 10	家康が大山寺の改革に着手する(慶長の改革)		1603 徳川家康が征夷大将軍となる(江戸幕府の成立) 1614 大坂冬の陣 1615 大阪夏の陣 1641 鎖国の完成 1642 参勤交代
	1608 慶長 13	弾誓上人が日向に浄発願寺を開く	浄発願寺縁起	
	1620 元和 6	伊勢国の人が大竹村の原野を開墾して住み着き、故国を慕って神明社を建てる。これが「伊勢原村」の名の起こりとなる	新編相模国風土記稿	
	1639 寛永 16	大山寺造営のため幕府より一万両が下賜される		
	1640 寛永 17	大山寺の寛永の大修理が行われる 春日局が將軍の代参として大山寺に参詣する		
	1641 寛永 18	大山寺に巨鐘が鋳造される		
	1648 慶安 1	江戸幕府が市内の9寺院に寺領を与える		
	1660 万治 3	日向山靈山寺の本堂が修造される	新編相模国風土記稿	
	1683 天和 3	僧独本性源が三ノ宮浄業寺を黄檗宗寺院として再興する		
18世紀	1703 元禄 16	関東に大地震が起こり、大山寺の堂宇が著しく破損する 紀州家の貴志源次郎又七が大山に能を伝える	月堂見聞集	1707 富士山宝永の大噴火 1716 享保の改革 1787 寛政の改革
	1707 宝永 4	富士山が噴火し、降灰のため田畑が埋没し農民が困窮する		
	1745 延享 2	日向山靈山寺の堂宇、仏像等が修理される 三ノ宮の斎藤家住宅が建てられる	本尊光背裏墨書 同家敷板墨書	
	1775 安永 4	保国寺の孝戒和尚が銅造の大地蔵尊を建立する		
	1792 寛政 4	心蔵編『大山不動靈驗記』が発刊される	大山不動靈驗記	
	1795 寛政 7	大山寺の銅製宝篋印塔が建立される	同銘文	
	1796 寛政 8	太田撰津守資順筆の太田道灌画像が、下糟屋の大慈寺に納められる		
19世紀	1802 享和 2	歌川国経が上粕屋村子易明神の板絵美人図絵馬を描く	同絵馬	1841 天保の改革 1853 ペリー来航 1867 大政奉還
	1833 天保 4	靈山寺に鎌倉後藤運久作の仁王像が再建される		
	1838 天保 8	文道和尚が蝦夷(北海道)の国泰寺から帰山し、下糟屋の神宮寺に多宝塔を建てる	同塔銘文	
	1853 嘉永 6	日向の石工勝五郎が九十九曲りに地藏尊をたてる	同銘文	

西暦	時代	いせはらの出来事	根拠	日本の出来事
19世紀	1868 明治1	大山の廃仏毀釈が激烈を極める神仏分離により、大山寺を移し、跡地を阿夫利神社下社とすることが決まる		1868 戊辰戦争始まる 神仏分離令発布 明治維新 1889 大日本帝国憲法の発布 1890 第1回衆議院総選挙 1894 日清戦争始まる
	1873 明治6	権田直助が阿夫利神社祠官に着任する		
		大山寺跡地が阿夫利神社下社となり、大山寺は明王寺として現在地に移る	壺岳大山	
		春日大社より倭舞・巫子舞が阿夫利神社に伝わる		
	1885 明治18	宮大工手中明王太郎の手により、大山寺(当時、明王寺)の本堂が建つ		
	1889 明治22	市町村制により、伊勢原町・大山町・高部屋村・比々多村・成瀬村・大田村・岡崎村が誕生する		
1900 明治33	宝城坊本尊薬師三尊像が国宝(当時)に指定される		1894 日清戦争始まる	
20世紀	1923 大正12	関東大震災、大山で山津波が起こる		1904 日露戦争始まる
	1927 昭和2	小田急電鉄が開通する		1914 第1次世界大戦始まる
	1931 昭和6	大山ケーブルカーが開通し、伊勢原駅が開業		1925 普通選挙法成立
	1943 昭和18	社寺の梵鐘が強制供出される。宝城坊・高部屋神社・東大竹八幡社・沼目八坂神社の梵鐘は残される		1914 第一次世界大戦始まる
				1931 満州事変
	1944 昭和19	大山ケーブルカーが廃止される		1937 日中戦争始まる
	1945 昭和25	太平洋戦争終結、町域の戦没者790名		1941 太平洋戦争始まる
	1954 昭和29	伊勢原町・大山町・高部屋村・比々多村・成瀬村・大田村が合併し、伊勢原町が誕生する		1945 東京大空襲 広島、長崎に原爆投下
	1956 昭和31	岡崎村が分村し、伊勢原町と平塚市に合併する		1946 日本国憲法の公布
	1963 昭和38	伊勢原町文化財保護条例制定		1950 文化財保護法制定
	1965 昭和40	大山ケーブルカーが復興する 恵泉女学園短期大学生生活園芸科校舎竣工		朝鮮戦争始まる
				1951 サンフランシスコ平和条約調印
	1969 昭和44	東名高速道路開通		1964 東海道新幹線開通 東京オリンピック開催
	1971 昭和46	伊勢原市制が施行される		
	1977 昭和52	市役所新庁舎が完成		1972 札幌冬季オリンピック開催 沖縄返還
	1979 昭和54	産業能率大学開校		1973 オイルショック
	1980 昭和55	市民文化会館開館		1978 新東京国際空港開港
	1988 昭和63	総合運動公園体育館が完成		1987 国鉄民営化、JR発足
	1989 平成1	図書館・子ども科学館開館		1989 消費税導入
	1991 平成3	中央公民館開館		1991 ソ連崩壊
1995 平成7	宝城坊本堂が国指定重要文化財に指定		1995 阪神淡路大震災	
1998 平成10	かながわ・ゆめ国体開催		1998 長野オリンピック開催	
21世紀	2001 平成13	人口10万人を突破		2000 介護保険制度導入
	2013 平成25	伊勢原市文化財保護条例全部改正		2001 アメリカ同時多発テロ
	2016 平成28	歴史文化基本構想策定 「大山詣り」のストーリーが日本遺産に認定される		2010 東日本大震災 福島第2原子力発電所事故
				2020 新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大
2020 令和3	伊勢原市制50周年			

■ 9 関連文献

(1) 一般図書

No.	名称・内容	執筆者	編集者	発行	発行年
101	『伊勢道中日記』 神奈川大学日本常民文化叢書 6	西和夫		株式会社平凡社	1999
102	伊勢原市登尾山古墳再考 『東海史学』 第 33 号	立花実、 手島真実		東海大学史学会	1998
103	伊勢原市の城館 『神奈川の城館跡』	安藤洋一		神奈川県考古学会	2006
104	『伊勢原の郷土史再発見！「伊勢原の開村」を探る』	田中米昭		夢工房	2018
105	漆部直伊波と染屋時忠 一良弁伝研究の一助として— 『秦野市史研究』 第 2 号	松本信道		秦野市教育委員会	1982
106	『江戸庶民の信仰と行楽』	池上真由美		同成社	2002
107	『江ノ島詣 一弁財天信仰のかたち』	鈴木木明		有隣新書	2019
108	『扇谷上杉氏と太田道灌』	黒田基樹		岩田書院	2008
109	『太田氏の研究』	前島康彦		名著出版	1975
110	『太田道灌』	青木重数		新人物往来社	1990
111	『太田道灌』		太田道灌公墓前祭実行委員会		
112	『太田道灌』	勝守すみ		人物往来社	1966
113	『太田道灌』		東京市役所	東京市役所	1897
114	『太田道灌「山吹の里」考』	藤井義男		望月印刷	2003
115	『大山阿夫利神社 火祭薪能』			火祭薪能実行委員会	2019
116	『大山が紡ぐ歴史遺産～東名から新東名～』記録集 平成 30 年度考古学特別研究講座		(公財) かながわ考古学財団	(公財) かながわ考古学財団	2020
117	『大山が紡ぐ歴史遺産～東名から新東名～』 平成 30 年度考古学特別研究講座		(公財) かながわ考古学財団	(公財) かながわ考古学財団	2018
118	大山講の師檀関係 一丸山家文書を媒介として 『かながわ風土記』 150・151	川島敏郎		丸井図書出版	1990
119	『大山信仰』 民衆宗教史叢書 第三巻		圭室文雄	名著出版	1992
120	大山信仰登山集落形成の研究 『地理学研究報告』 6	浅香幸雄			1966
121	『大山地区文化財総合調査報告』 神奈川県文化財調査報告書第 42 集		大山地区文化財総合調査会	神奈川県教育委員会	1981
122	『大山寺縁起』	千葉興全		大山寺	1984
123	大山寺縁起絵巻小考 『平塚市文化財調査報告書』 第 31 集	佐伯英里子		平塚市教育委員会	1995
124	大山とその信仰 『郷土神奈川』 第 13 号	西垣晴次		神奈川県立図書館	1983
125	『大山の信仰と歴史』		平塚市博物館	平塚市博物館	1987
126	概説『「大山の歴史」相州大山まちづくり』	斉藤進		学校法人産業能率大学総合研究所 地域マネジメント研究所	2010
127	概説『「大山の歴史」相州大山まちづくり』【増補版】	斉藤進		学校法人産業能率大学総合研究所 地域マネジメント研究所	2014
128	『大山不動と日向薬師』	宇都宮泰長 鈴木隆良		鵬和出版	1981
129	大山不動靈験記にみる大山信仰 『郷土神奈川』 第 18 号	圭室文雄		神奈川県立図書館	1986
130	『大山詣り』	川島敏郎		(株) 有隣堂	2017
131	特別展 『大山道と大山信仰』		世田谷区立郷土資料館	世田谷区立郷土資料館	1985
132	『大山道を歩く』	朝野六郎			1987
133	『大山宮大工 一明王太郎日記』 全 5 巻		手中正		1994

No.	名称・内容	執筆者	編集者	発行	発行年
134	『大山門前町の地理的研究』	有賀密夫			1989
135	小田原城天守閣特別展 『小田原開府五百年』～北条氏綱から続くあゆみ～		小田原城天守閣	小田原城天守閣	2018
136	『歌人相模の日向薬師参籠とその歴史的考察』	山田恒雄		丸井図書出版(株)	1982
137	『神奈川県近世社寺建築調査報告書』		関口欣也	神奈川県教育委員会	1993
138	『神奈川県語物資料—相模大山縁起』	小島櫻禮		神奈川県教育委員会	1960
139	『神奈川県懸大観』	石野瑛		武相出版社	1956
140	『神奈川県中郡勢誌』		中地方事務所	東京印書館史誌センター	1977
141	『神奈川県文化財図鑑』		神奈川県教育委員会	(株)有隣堂	1971～ 1989
142	『神奈川県祭り・行事調査報告書』		神奈川県教育委員会	神奈川県教育委員会	2009
143	『神奈川県民俗芸能緊急調査報告書』		神奈川県教育委員会	神奈川県教育委員会	2006
144	『かながわ考古学論集—有志職員によるかながわ考古学財団20周年記念誌—』			かながわ考古学論集刊行会	2014
145	『神奈川の遺跡』		神奈川県教育委員会	(株)有隣堂	1990
146	『考古学入門講座 神奈川の古墳—その出現と展開—』			神奈川県考古学会	1998
147	『かながわの名木100選』		神奈川県教育委員会	神奈川県教育委員会	1987
148	特別展図録 『鎌倉ゆかりの芸能と儀礼』		神奈川県立歴史博物館	神奈川県立歴史博物館	2018
149	第18回企画展示図録 『川越の大山信仰』		川越市立博物館	川越市立博物館	2001
150	『関東大震災と土砂災害』	井上公夫		古今書院	2013
151	『キャー！大山街道！！』	中平龍二郎		(株)風人社	2011
152	『近世社寺参詣の研究』	原淳一郎		思文閣出版	2007
153	国指定重要文化財宝城坊本堂下の調査 『第37回 神奈川県遺跡調査・研究発表会発表要旨』	井出智之		神奈川県考古学会	2013
154	恵泉女子短大構内古墳 『神奈川県史』資料編20 考古資料	赤星直忠、 岡本勇		神奈川県	1979
155	『国府祭 相模国府祭調査報告書』		大磯町教育委員会	大磯町教育委員会	2020
156	古記録から見た大山信仰の諸相 —『大山寺縁起絵巻』と『大山不動霊験記』を中心として— 『神奈川県立公文書館紀要』第6号	川島敏郎	神奈川県立公文書館	神奈川県	2008
157	『古代神奈川の道と交通』	荒井秀規、 田尾誠敏		藤沢市文書館	2017
158	『古代西相模の社会と暮らし』	大上周三		夢工房	2008
159	『相模大山縁起および資料』	石野瑛		武相叢書	1963
160	『相模大山街道』		大山阿夫利神社	丸井図書出版(株)	1987
161	相模大山講と藤沢 『藤沢市史研究』19	高野修		藤沢文書館	1986
162	相模大山信仰の成立と展開 『秦野市史研究』第6号	鈴木章生		秦野市教育委員会	1986
163	『相模大山と古川柳』	根本行道		東峰書房	1969
164	相模大山の歴史と信仰 『宗教民俗集成1 修験道の歴史と旅』	五来重		角川書店	1982
165	『相模国大山大工棟梁手中家資料所在目録稿』		神奈川県教育委員会	神奈川県教育委員会	1997
166	『相模国虚無僧寺 伊勢原神宮寺史』		神宮寺奉賛会		1996
167	『相模国の神々が集う 相模国府祭』		相模国府祭類社会	相模国府祭類社会	2018
168	相模出土の遷頭大刀の諸問題 『神奈川考古』第6号	穴沢		神奈川考古同人会	1979
169	『相模・武蔵の大山信仰』		関東民具研究会	有限会社 岩田書院	2011

No.	名称・内容	執筆者	編集者	発行	発行年
170	『山岳修験』第62号 山北・丹沢特集		日本山岳修験学会	日本山岳修験学会	2018
171	重要文化財宝城坊本堂 明らかとなった後世の修理経過について 『建築史学』61	矢野昭洋		建築史学会	2013
172	『重要文化財 宝城坊本堂保存修理工事報告書』		(公財)文化財建造物保存技術協会	宗教法人 宝城坊	2017
173	『修験道資料集』1		五来重	名著出版	1983
174	公開セミナー2010 『縄文時代の植物食と水場利用』		かながわ考古学財団	かながわ考古学財団、伊勢原市教育委員会	2010
175	生誕100年特別展 『白洲正子「神と仏、自然への祈り」』		株式会社ジパング・株式会社 新潮社	NHK・NHK プロモーション・NHK プラネット中部	2010
176	『新編相模国風土記稿』		蘆田伊人	雄山閣	1985
177	図説太田道灌	黒田基樹		戎光祥出版	2009
178	『相州大山』	内海弁次		神奈川新聞社	1996
179	『相州大山 今昔史跡めぐり』	宮崎武雄		風人社	2013
180	相州大山講の御師と檀家 一江戸末期の檀家と夏山登拝をめぐって 『日本常民文化紀要』8-2	田中宣一		日本常民文化研究所	1982
181	『相州大山信仰の底流』	川島敏郎		山川出版社	2016
182	相州霊山寺板に就いて 『金沢文庫研究紀要』1	熊原政男		金沢文庫	1961
183	『相武国の古墳 一相模川流域の古墳時代一』		平塚市博物館	平塚市博物館	2001
184	『丹沢の行者道を歩く』	城川隆生		白山書房	2005
185	『地方名望家 山口左七郎の明治維新』		渡辺尚志	大学教育出版	2003
186	『中世の梵鐘 一物部姓鋳物師の系譜と鋳造一』		横浜市歴史博物館	横浜市歴史博物館	2000
187	『定本 大山寺縁起絵巻(上・下)』	川島敏郎		特定非営利活動法人旅めぐり証明発行基金会	2012
188	手中明王太郎関係資料(大工道具)調査報告 ～鉋・小鉋各種・墨掛道具・予備刃物類編～ 『竹中大工道具館研究紀要』第31号	星野欣也・坂本忠規		(公財)竹中大工道具館	2020
189	手中明王太郎関係資料(大工道具)調査報告 ～鋸・鑿・錐・槌・鉋編～ 『竹中大工道具館研究紀要』第30号	星野欣也・坂本忠規		(公財)竹中大工道具館	2019
190	手中明王太郎と大工道具そして明王太郎敏景 『伊勢道中日記一旅する大工棟梁』	手中小沢朝江		平凡社	1999
191	『“道灌以後”の戦国争乱一横浜、上原家文書にみる中世一』		横浜市歴史博物館	公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団	2019
192	『道灌紀行 江戸城を築いた太田道灌』	尾崎 孝		山吹の会	2008
193	『道灌紀行 史跡と伝承地200か所探訪記』	尾崎 孝		MP ミヤオビパブリッシング	2018
194	『日本遺産を旅する』2	一個人編集部		KK ベストセラーズ	2018
195	『武相膝栗毛』		神奈川県図書館協会郷土資料編集委員会	神奈川県図書館協会	1983
196	武器発掘の旅 伝・太田道灌所用の類当 『歴史読本』昭和51年新年号	藤本正行		人物往来社	1976
197	『伊勢原石田の歴史』ふるさとの歴史	太田重好		丸井図書出版(株)	1983
198	『21世紀から見たいせはらのむかし』		市教委・かながわ考古学財団		2010
199	『日本遺産 時をつなぐ歴史旅』文化庁初認定18ストーリー		日本遺産プロジェクト	星沢卓也・東京法令出版株式会社	2016

No.	名称・内容	執筆者	編集者	発行	発行年
200	【特別展】平成大修理記念 『日向薬師 秘仏鉦彫本尊開帳』		神奈川県立金沢文庫	神奈川県立金沢文庫	2015
201	『平成大修理 日向薬師 秘仏鉦彫本尊開帳』 【特別展】		神奈川県立金沢文庫	神奈川県立金沢文庫	2015
202	『北条氏年表 宗瑞 氏綱 氏康 氏政 氏直』	黒田基樹		高志書院	2013
203	宝城坊蔵 薬師如来坐像 『国華』1287	塩澤寛樹		朝日新聞出版	2003
204	宝城坊本堂十二神将像の銘文について 『金沢文庫研究』157	前田元重			1969
205	宝城坊本堂十二神将像考 『MUSEUM』No.594	山本勉		東京国立博物館	2005
206	宝城坊本堂十二神将像と定智本図像 『十二神将 一守護神集結』	山本勉		神奈川県立金沢文庫	2004
207	『仏の荘厳 飾り讃えるもの』		神奈川県立金沢文庫	神奈川県立金沢文庫	2006
208	『掘り進められた神奈川の遺跡』		(財)かながわ考古学財団	(株)有隣堂	2010
209	『ホントに歩く大山街道』	中平龍二郎		(株)風人社	2007
210	『神輿と明王太郎 宮大工の技術と伝統』	手中正		東京美術	1996
211	『明王太郎日記 上 堂宮大工が見た幕末維新』	手中正 小沢朝江		東海大学出版部	2017
212	明治初期における相模大山御師の経済生活 『地理学評論』39-10	鈴木道郎			1966
213	春期特別展 『四之宮前鳥神社—その神輿と地域の信仰—』		平塚市博物館	平塚市博物館	2018
214	横浜称名寺に伝来する二幅の不動明王二童子像について 『金澤文庫研究』第343号	向坂卓也		神奈川県立金沢文庫	2019
215	『歴史の大規模土砂災害地点を歩く』—そのⅡ—	井上公夫		丸源書店	2019
216	『わたしたちの伊勢原』		伊勢原市小学校教育研究会	伊勢原市教育委員会	1978

(2) 関係市民団体による文献

No.	出版物	号数	発行年	備考
ISEHARA・おもてなし隊				
301	小稲葉地区大山灯籠行事調査報告書第2集		平成27年9月	
302	伊勢原市「どんど焼き行事」調査報告書		令和2年7月	市内10地区のどんど焼きについての調査記録
いせはら観光ボランティア&ウォーク協会				
303	歩みはるかな伊勢原史		平成6年	著:大村利夫
304	伊勢原観光ガイドマップ		平成29年	
305	太田道灌と伊勢原		令和元年	
伊勢原郷土史研究会				
306	いせばら	創刊号	平成17年9月	伊勢原郷土史研究会会員等による寄稿集
307		第2号	平成18年9月	
308		第3号	平成19年9月	
309		第4号	平成20年9月	
310		第5号	平成21年9月	
311		第6号	平成22年9月	
312		第7号	平成23年9月	
313		第8号	平成24年9月	

No.	出版物	号数	発行年	備考
314		第9号	平成25年9月	
315		第10号	平成26年9月	
316		第11号	平成27年9月	
317		第12号	平成28年9月	
318		第13号	平成29年9月	
319		第14号	平成30年9月	
320		第15号	令和元年9月	
321	安田三郎先生遺稿 伊勢原の地名考		平成18年4月	安田三郎
伊勢原市文化財協会				
323	史の香	創刊号	昭和63年5月	伊勢原市文化財協会会員等による 寄稿集
324		第二号	平成元年6月	
325		第三号	平成2年9月	
326		第四号	平成4年6月	
327		第五号	平成7年5月	
328		第六号	平成9年9月	
329		第七号	平成12年5月	
330		第八号	平成16年1月	
331		第九号	平成20年4月	
332		第十号	平成24年5月	
333		第十一号	令和3年4月	
334	塩川先生遺稿集 あづま路		昭和48年3月	元伊勢原町文化財保護委員塩川静 遺稿集
335	伊勢原市に於ける黄檗宗寺院		昭和51年11月	著: 和田金左
336	伊勢原市内社寺鐘銘文集		昭和55年	著: 古谷秀雄
337	伊勢原市内の学校の創立と現在までの変遷の 歴史(含 学校長等の推移)		平成17年6月	著: 荻野堯
338	〃 復刻版		平成30年1月	
339	伊勢原市石造物調査実施状況報告 伊勢原の石造物100選を含む		令和2年4月	著: 櫻井勇
公益財団法人雨岳文庫(NPO 法人雨岳文庫を活用する会)				
340	上粕屋村の地代官「山口作助」出府の道		平成27年12月	雨岳ガイドの会企画による大山道 を歩くウォークの各コースに対応 する解説資料
341	大山寺と阿夫利神社	ガイドシリーズ①	平成29年12月	
342	大山道合流、道灌ゆかりの地 下糟屋・	ガイドシリーズ②	平成30年12月	
343	大山の門前町	ガイドシリーズ③	令和元年8月	
344	水陸交通の要所・厚木と渡辺嶺山	ガイドシリーズ④	平成31年1月	
345	開村400年の伊勢原	ガイドシリーズ⑤	令和3年2月	
346	海からの大山道・須賀と平塚宿	ガイドシリーズ⑥	令和元年10月	
347	中原御殿と平塚からの大山道	ガイドシリーズ⑦	令和2年3月	
348	日向薬師とその周辺	ガイドシリーズ⑧	令和2年2月	
349	池端から下糟屋 文化財の道を歩く	ガイドシリーズ⑩	令和2年5月	
350	金目観音とその周辺	ガイドシリーズ⑬	令和2年12月	

No.	出版物	号数	発行年	備考
351	愛甲石田から下糟屋 文化財の道を歩く	ガイドシリーズ⑩	令和3年3月	
352	子易～大山駅 大山詣り いよいよ大山	ガイドシリーズ⑩	令和3年6月	
353	「大山二ノ鳥居」関係史料集《原本》		平成27年3月	
354	「大山二ノ鳥居」関係史料集《積文》		平成27年3月	
355	「山口作助日記」関係史料集《原本》上		平成29年3月	
356	「山口作助日記」関係史料集《積文》上		平成29年3月	
白根自治会 出版物リスト				
357	『白根のうつりかわり』		平成2年	著：越地俊介
太郎の郷づくり協議会 出版物リスト				
358	善波の歴史		昭和57年	著：飯塚文平
まちづくり伊勢原「結の会」 出版物リスト				
359	『市民のマップ・わたしたちのまち・伊勢原』		平成16年	

(3) 埋蔵文化財発掘調査報告書

No.	シリーズ名	番号	報告書名	調査組織	調査年	発行年
401	埋蔵文化財調査報告書	1	登尾山古墳	神奈川県教育委員会・ 國學院大学	19600512- 19600516	1970
402	神奈川県埋蔵文化財発掘調査報告書	6	尾根山古墳群	神奈川県教育委員会	1961-1962	1974
403	神奈川県埋蔵文化財発掘調査報告書	8	伊勢原工業団地内発見の遺跡 伊勢原市さんせ塚古墳	神奈川県教育委員会		1975
404	神奈川県埋蔵文化財発掘調査報告書	14	下北原遺跡	神奈川県教育委員会		1977
405	神奈川県埋蔵文化財発掘調査報告書	27	伊勢原市小金塚古墳	神奈川県教育委員会		1985
406	神奈川県埋蔵文化財発掘調査報告書	7	神成松遺跡第2地点	株式会社 パスコ	20111024- 20120521	20121031
407	神奈川県埋蔵文化財発掘調査報告書	17	浄業寺跡	大成エンジニアリング 株式会社	20120927- 20130322	20131203
408	神奈川県埋蔵文化財発掘調査報告書	20	神成松遺跡第4地点	株式会社玉川文化財研 究所	20130401- 20131101	20140326
409	神奈川県埋蔵文化財発掘調査報告書	21	上粕屋・鳥居崎遺跡	大成エンジニアリング 株式会社	20140224- 20140312	20140612
410	神奈川県埋蔵文化財発掘調査報告書	23	神成松遺跡第5地点	株式会社 パスコ	20130507- 20131022	20140820
411	神奈川県埋蔵文化財発掘調査報告書	25	神成松遺跡第3地点	有限会社 吾妻考古学 研究所	20121126- 20130918	20141008
412	神奈川県埋蔵文化財発掘調査報告書	27	下北原遺跡Ⅲ	株式会社 玉川文化財 研究所	20121128- 20130821	20141201
413	神奈川県埋蔵文化財発掘調査報告書	29	上粕屋・秋山上遺跡	株式会社パスコ	20130507- 20131022	20150115
414	神奈川県埋蔵文化財発掘調査報告書	30	神成松遺跡第7地点	株式会社 玉川文化財 研究所	20140507- 20140814	20150220
415	神奈川県埋蔵文化財発掘調査報告書	33	上粕屋・鳥居崎遺跡第2次調査	株式会社パスコ	20141120- 20141224	20150316
416	神奈川県埋蔵文化財発掘調査報告書	38	浄業寺跡第2次調査 三ノ宮・上竹ノ内遺跡	大成エンジニアリング 株式会社	20141202- 20150514	20160216
417	神奈川県埋蔵文化財発掘調査報告書	39	神成松遺跡第6地点	大成エンジニアリング 株式会社	20130902- 20150131	20160319
418	神奈川県埋蔵文化財発掘調査報告書	40	上粕屋・和田内遺跡第2次調査	国際文化財株式会社	20140203- 20150331	20160325

No.	シリーズ名	番号	報告書名	調査組織	調査年	発行年
419	神奈川県埋蔵文化財発掘調査報告書	42	西富岡・長竹遺跡第2次調査	株式会社 玉川文化財研究所	20140825-20150821	20160315
420	神奈川県埋蔵文化財発掘調査報告書	45	日向・東新田原遺跡	有限会社 吾妻考古学研究所	20151013-20151116 20160308-20160318	20160621
421	神奈川県埋蔵文化財発掘調査報告書	47	上粕屋・和田内遺跡第5次調査	株式会社パスコ	20150828-20160272	20160819
422	神奈川県埋蔵文化財発掘調査報告書	48	上粕屋・鳥居崎遺跡第3次調査	株式会社玉川文化財研究所	20160308-20160415	20160822
423	神奈川県埋蔵文化財発掘調査報告書	51	神成松遺跡第9地点	株式会社アーク・フィールドワークシステム	20160418-20160706	20161125
424	神奈川県埋蔵文化財発掘調査報告書	53	上粕屋・和田内遺跡第7次調査	株式会社玉川文化財研究所	20160315-20160801	20170216
425	神奈川県埋蔵文化財発掘調査報告書	56	西富岡・長竹遺跡第4次調査	国際文化財株式会社	20160804-20170222	20171013
426	神奈川県埋蔵文化財発掘調査報告書	57	上粕屋・石倉中遺跡第3次調査	株式会社パスコ	20161013-20170330	20170915
427	神奈川県埋蔵文化財発掘調査報告書	58	上粕屋・石倉中遺跡第4次調査	株式会社パスコ	20170203-20170531	20171023
428	神奈川県埋蔵文化財発掘調査報告書	61	西富岡・中島遺跡	株式会社玉川文化財研究所	20170327-20170919	20180309
429	神奈川県埋蔵文化財発掘調査報告書	63	上粕屋・石倉下遺跡	株式会社玉川文化財研究所	20170314-20171213	20180320
430	神奈川県埋蔵文化財発掘調査報告書	64	三ノ宮・上竹ノ内遺跡第2次調査	大成エンジニアリング株式会社	20170303-20171108	20180619
431	神奈川県埋蔵文化財発掘調査報告書	74	西富岡・長竹遺跡第3次調査	株式会社玉川文化財研究所	20160926-20171019	20190307
432	かながわ考古学財団調査報告	33	御屋敷添遺跡第3地点 (No. 1) 第4地点 (No. 2) 第5地点 (No. 44) 高森・一ノ崎遺跡 (No. 37) 高森・窪谷遺跡 (No. 3)	財団法人かながわ考古学財団	1991513-19910903 19930111-19930226 19940113-19950303 19930223-19940615 19910403-19950203 19650226-19650308	19980325
433	かながわ考古学財団調査報告	34	東富岡・杉戸遺跡 (No. 38) 東富岡・北三間遺跡 (No. 4) 上粕屋・川上遺跡 (No. 5・6) 上粕屋・三本松遺跡 (No. 7) 上粕屋・川上西遺跡 (No. 8)	財団法人かながわ考古学財団	19911023-19920304 19920703-19921109 19910204-19910227 19920811-19910902-19920210 19930205-19901122-19920331 19931108-19940117 19901016-19910902 19920210-19920313 19910808-19910902 19920210-19920313	19980331

No.	シリーズ名	番号	報告書名	調査組織	調査年	発行年
434	かながわ考古学財団調査報告	52	上粕屋・小山遺跡(No.9・39) 三ノ宮・下御領原遺跡(No.12 西) 上粕屋・ヱ引東遺跡(No.40) 上粕屋ヱ引南遺跡(No. 41)	財団法人かながわ考古学財団	19930625- 19941014 19920402- 19931228 19930402- 19950125 19930402- 19950714	19990325
435	かながわ考古学財団調査報告	55	三ノ宮・下谷戸遺跡(No. 14) I - 旧石器時代・縄文時代草創期編一	財団法人かながわ考古学財団	19920626- 19930331 19930402- 19930628 19931124- 19940331 19940401- 19940610 19940729- 19950331 19950402- 19951031	19990325
436	かながわ考古学財団調査報告	56	上粕屋・上尾崎遺跡(No. 10) 上粕屋・ヱ引北遺跡(No. 11) 上粕屋・ヱ引西遺跡(No. 12 東)	財団法人かながわ考古学財団	19920423- 19921002 19930804- 19931115 19940109- 19940708	19990325
437	かながわ考古学財団調査報告	57	神戸・上宿遺跡 (No. 15)	財団法人かながわ考古学財団	19930501- 19930913 19931101- 19940331 19940617- 19950918 19950921- 19951030	19990331
438	かながわ考古学財団調査報告	67	坪ノ内・貝ヶ窪遺跡(No. 18・19・43) 笠窪・谷戸遺跡 (No. 20・42)	財団法人かながわ考古学財団	19930617- 19930913 19930921- 19931108 19940407- 19940822 19940829- 19941026 19950201- 19950317 19950418- 19950630 19930402- 19930603 19940602- 19941206	20000331
439	かながわ考古学財団調査報告	76	三ノ宮・下谷戸遺跡(No. 14)	財団法人かながわ考古学財団	19920626- 19930331 19930402- 1993028 19931124- 19940331 19940401- 19940610 19940729- 19950331 1995	20000324
440	かながわ考古学財団調査報告	77	坪ノ内・宮ノ前遺跡(No. 16・17)	財団法人かながわ考古学財団	19920708- 19920921 19940411- 19940520	20000324

No.	シリーズ名	番号	報告書名	調査組織	調査年	発行年
441	かながわ考古学財団調査報告	103	田中・万代遺跡	財団法人かながわ考古学財団	19980501-19990131	20010131
442	かながわ考古学財団調査報告	108	下糟屋・下町並遺跡	財団法人かながわ考古学財団	19990601-19990731	20010228
443	かながわ考古学財団調査報告	165	池端・椿山遺跡	財団法人かながわ考古学財団	20020701-20020831	20040315
444	かながわ考古学財団調査報告	222	下北原遺跡Ⅱ	財団法人かながわ考古学財団	20060105-20060731	20080307
445	かながわ考古学財団調査報告	245	三ノ宮・下木津根遺跡	財団法人かながわ考古学財団	20081016-20081226	20090910
446	かながわ考古学財団調査報告	260	下糟屋・丸山遺跡（第6地点）	財団法人かながわ考古学財団	20080116-20080815-20090116-20090215	20100930
447	かながわ考古学財団調査報告	281	池端・坂戸遺跡	財団法人かながわ考古学財団	20071101-20071215-20080201-20080315-20080801-20081031-20100901-20101115	20120301
448	かながわ考古学財団調査報告	285	三ノ宮・下木津根遺跡2	(公財)かながわ考古学財団	20100916-20101215	20120310
449	かながわ考古学財団調査報告	290	東富岡・西之窪遺跡 東富岡・南三間遺跡 東富岡・北三間遺跡第2地点	(公財)かながわ考古学財団	20090501-20100228-20100301-20101031-20100616-20100630-20100816-20101031	20130318
450	かながわ考古学財団調査報告	291	上粕屋・香々久保遺跡 上粕屋・一ノ郷上遺跡	(公財)かながわ考古学財団	20090501-20090915	20130305
451	かながわ考古学財団調査報告	292	子易・大坪遺跡 子易・町屋裏遺跡	(公財)かながわ考古学財団	20090201-20090331-20091021-20091228-20101001-20110228-20110416-20110515	20130301
452	かながわ考古学財団調査報告	294	上粕屋・石倉中遺跡	(公財)かながわ考古学財団	20110116-20111215-20110916-20120229	20131216
453	かながわ考古学財団調査報告	298	西富岡・向畑遺跡1	(公財)かながわ考古学財団	20070401-20090331	20140228
454	かながわ考古学財団調査報告	308	上粕屋・和田内遺跡第3次調査	(公財)かながわ考古学財団	20140716-20140831	20150824
455	かながわ考古学財団調査報告	312	上粕屋・一ノ郷南遺跡 上粕屋・和田内遺跡	(公財)かながわ考古学財団	20090501-20100331-20100515-20100915	20160215
456	鎌倉遺跡調査会調査報告	9	神奈川県伊勢原市 石田・羽黒遺跡	伊勢原市石田・羽黒(Ⅲ)遺跡発掘調査団	19980304-19980431	19990228
457	鎌倉遺跡調査会調査報告	19	神奈川県伊勢原市 石田・源太夫Ⅳ遺跡	石田・源太夫Ⅳ遺跡発掘調査団	19980701-19980831	20001228
458	鎌倉遺跡調査会調査報告	26	神奈川県伊勢原市牛塚下原線遺跡発掘調査報告書	有限会社鎌倉遺跡調査会	20020821-20020903	20021000
459	鎌倉遺跡調査会調査報告	27	神奈川県伊勢原市石田・大久保遺跡	有限会社鎌倉遺跡調査会	20020717-20021007	20030331
460	鎌倉遺跡調査会調査報告	33	石田・外堀遺跡	有限会社鎌倉遺跡調査会	20031014-20031208	20040531

No.	シリーズ名	番号	報告書名	調査組織	調査年	発行年
461	日本窯業史研究所報告	67	稲荷久保遺跡第Ⅲ地点	株式会社日本窯業史研究所	20040216- 20040615 20041018- 20041030	20050331
462	日本窯業史研究所報告	73	西富岡・向畑遺跡第2地点	株式会社日本窯業史研究所	20090727- 20090930	20100831
463	日本窯業史研究所報告	75	東大竹・稲荷久保遺跡第4地点	株式会社日本窯業史研究所	20100726- 20100810	20110131
464			神奈川県中郡伊勢原町三の宮3号墳	明治大学文学部考古学研究室	1964	1965
465			御岳	御岳遺跡発掘調査団	19740715- 19740810	19760901
466			神奈川県伊勢原市 御伊勢森遺跡（傳上杉定正館址）の調査	御伊勢森中世遺跡発掘調査委員会	19750715- 19750930 19751117- 19760215	19790310
467			八幡台遺跡	伊勢原市八幡台遺跡調査団	19790321- 19790325	19791201
468			大入遺跡	大入遺跡発掘調査団	19820607- 19820716	19840731
469			比々多遺跡群	比々多第一地区遺跡調査団	198304- 198508	19870131
470			長竹遺跡	上粕屋厚木線発掘調査団	19910701- 19920315	19920314
471			県道上粕屋厚木線交通安全施設等整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査	一般県道上粕屋厚木線埋蔵文化財発掘調査団	19920821- 19930315 19930110- 19930315	19940315
472			神奈川県伊勢原市 八幡谷戸遺跡	八幡谷戸遺跡調査団	19930906- 19940125	19941215
473			神成松遺跡発掘調査報告書	神成松遺跡発掘調査団	19900717- 19901116	19950331
474			弥杉・上ノ台遺跡	東海大学校地内遺跡調査団	19930204- 19930814 19931004- 19940112	19950515
475			伊勢原上粕屋団地内遺跡	伊勢原上粕屋団地内遺跡調査団	19951201- 19960314	19960920
476			伊勢原市天王原遺跡（Ⅲ）発掘調査報告書	天王原遺跡（Ⅲ）発掘調査団	19901101- 19910706	19961130
477			咳止橋遺跡	伊勢原市 No. 128 遺跡調査団	19921001- 19950930	19980310
478			上粕屋・三本松遺跡	上粕屋・三本松遺跡調査団	19981001- 19981229	19990310
479			粕上原遺跡発掘調査報告書	粕上原土地区画整理事業区域内遺跡埋蔵文化財発掘調査団	19961001- 19970831	19990331
480			稲荷久保遺跡 発掘調査報告書	東大竹稲荷久保遺跡発掘調査団	19980210- 19980417	19990331
481			沼目・坂戸遺跡第Ⅱ地点 発掘調査報告書	沼目・坂戸（Ⅱ）遺跡発掘調査団	19981001- 19990331	19990331
482			下平間・水草遺跡発掘調査報告書	下平間・水草遺跡発掘調査団	19971020- 19971226	19990731
483			東大竹下原遺跡発掘調査報告書	東大竹下原遺跡調査団	19980212- 19980610	19991224
484			伊勢原市 No. 160 遺跡発掘調査報告書	伊勢原市 No. 160 遺跡発掘調査団	19941101- 19971128	20000331
485			池端地区遺跡群発掘調査報告書	池端地区遺跡群発掘調査団	19960710- 19970120 19971020- 19971203 19980804- 19991019	20000331

No.	シリーズ名	番号	報告書名	調査組織	調査年	発行年
486			神奈川県伊勢原市 田中・向原遺跡	伊勢原市田中・向原遺跡発掘調査団	20000313-20000401	20000831
487			原之宿遺跡 発掘調査報告書	沼目原之宿遺跡発掘調査団	19980501-19981215	20000930
488			上粕屋・三本松遺跡 第2次調査 発掘調査報告書	伊勢原市内遺跡調査団	20010404-20010510	20010925
489			成瀬第二地区遺跡群下糟屋C地区第1地点 下糟屋D地区 丸山E地区 発掘調査報告書	成瀬第二地区遺跡調査会	19950201-19950331 19950403-19950731 19950904 19960330 20010525-20010718 19950801-19950831 19960601-19971227 19960501-19960831 19970401-19970630	20020329
490			神奈川県伊勢原市岡崎・天神下遺跡第IV地点	岡崎・天神下遺跡第I地点発掘調査団	20020314-20020320	20020831
491			神奈川県伊勢原市 牛塚下原線遺跡発掘調査報告書	有限会社鎌倉遺跡調査会	20020821-20020903	200210
492			神奈川県伊勢原市石田・源太夫遺跡第5地点	伊勢原市石田・源太夫遺跡第5地点発掘調査団	20021107-20030210	20030301
493			神奈川県伊勢原市 石田・源太夫遺跡第5地点	石田・源太夫第5地点発掘調査団	20021107-20030210	200303
494			神奈川県伊勢原市石田・大久保遺跡第2地点	石田・大久保遺跡第2地点発掘調査団	20030107-20030210	20030331
495			石田・峯遺跡第II・III地点 発掘調査報告書	株式会社玉川文化財研究所	20011101-20020329 20040219-20040331	20040331
496			神奈川県伊勢原市伊勢原・北側遺跡第III地点発掘調査報告書	伊勢原・北側(III)遺跡発掘調査団	19980601-09980801	20040331
497			沼目吹上遺跡 発掘調査報告書	株式会社玉川文化財研究所	20021004-20021031	20040630
498			東大竹下原遺跡 第2地点 発掘調査報告書	株式会社玉川文化財研究所	20031209-20031226	20040630
499			石田・峯遺跡第IV地点 発掘調査報告書	株式会社玉川文化財研究所	20041104-20050331	20050331
500			神奈川県伊勢原市 牛塚下原線遺跡 第2地点 発掘調査報告書	株式会社 バスコ	20050205-20050226	20050331
501			神奈川県伊勢原市 岡崎・天神下遺跡第V地点 発掘調査報告書	大成エンジニアリング株式会社	20050323-20050407	20050520
502			板戸宮ノ前遺跡第II地点 発掘調査報告書	株式会社玉川文化財研究所	200520210-20050309	20050729
503			平成17年度市道2117号線 埋蔵文化財調査報告書	大成エンジニアリング株式会社	20051031-20051118	200512
504			神奈川県伊勢原市 石田・源太夫遺跡第VI地点	株式会社盤古堂	20030707-20030813	20070320
505			板戸・八雲殿遺跡第3地点	株式会社日本窯業史研究所	20060726-20060912	20070630
506			高森・宮ノ越遺跡第二次調査発掘調査報告書	株式会社アーク・フィールドワークシステム	20040308-20040407	20070831
507			池端・金山遺跡	埋蔵文化財発掘調査支援協同組合	20060823-20061211	20071031
508			沼目・清水谷遺跡第III地点 発掘調査報告書	株式会社玉川文化財研究所	20070730-20070820	20071225

No.	シリーズ名	番号	報告書名	調査組織	調査年	発行年
509			東大竹・下谷戸（八幡台）遺跡 発掘調査報告書	株式会社玉川文化財研究所	20031211-20040221	20080430
510			沼目・天王原遺跡 第IX地点 発掘調査報告書	株式会社玉川文化財研究所	20070402-20070719-20070709-20070928-20071015-20080208-20080728-20080802	20081225
511			原之宿遺跡第3地点 発掘調査報告書	株式会社玉川文化財研究所	20090405-20090430	20091225
512			沼目・諏訪面遺跡 発掘調査報告書	株式会社玉川文化財研究所	20090302-20090612	20100331
513			池端・金山遺跡第2地点	株式会社日本窯業史研究所	20090511-20090618	20101130
514			下糟屋・上町並遺跡 第6地点 発掘調査報告書	株式会社玉川文化財研究所	20100201-20100228	20101208
515			石田・細屋遺跡 第6地点	国際文化財株式会社	20110922-20111031	20120228
516			東大竹・市場遺跡 第9地点発掘調査報告書	株式会社玉川文化財研究所	20110509-20110811	20120531
517			高森・寺ノ下遺跡	株式会社日本窯業史研究所	20120106-20120127	20120611
518			神奈川県伊勢原市 板戸・精進場遺跡第3地点	株式会社盤古堂	20091001-20091030	20120630
519			石田・桐ノ木遺跡 第2地点 発掘調査報告書	株式会社玉川文化財研究所	20130108-20130221	20131031
520			(仮称)リーフィアレジデンス愛甲石田計画に伴う遺跡内容確認調査報告書	株式会社玉川文化財研究所	20130917-20131011	20131217
521			田中・第六天遺跡第2地点発掘調査報告書	株式会社玉川文化財研究所	20130902-20140130	20140331
522			田中・第六天遺跡第3地点発掘調査報告書	株式会社玉川文化財研究所	20140902-20141218	20150327
523			田中・第六天遺跡第4地点発掘調査報告書	株式会社玉川文化財研究所	20150924-20151204	20160322
524			三ノ宮・前畑遺跡 第2地点 発掘調査報告書	株式会社玉川文化財研究所	20120702-20120721	20160331
525			沼目・原之宿遺跡 第2地点 発掘調査報告書	株式会社玉川文化財研究所	19981020-19981130	20181020
526			神奈川県伊勢原市 沼目・天王原遺跡第12地点発掘調査報告書	有限会社吾妻考古学研究所	20151019-20151029	20190330
527			下糟屋・丸山遺跡第7地点	睦合文化財株式会社	20181009-20181217	20210325
528			東大竹下原遺跡第3地点	睦合文化財株式会社	20190206-20190327	20210325
529			神奈川県伊勢原市 池端・金山遺跡 第4地点発掘調査報告書	有限会社吾妻考古学研究所	20180201-20180216	20210331

10 作成の経過

(1) 伊勢原市文化財保存活用地域計画作成の経過

内容	期間	結果
第1回伊勢原市文化財保存活用地域計画作成協議会	令和2年7月27日	
第2回伊勢原市文化財保存活用地域計画作成協議会	令和2年9月30日	
第3回伊勢原市文化財保存活用地域計画作成協議会	令和2年11月27日	
第4回伊勢原市文化財保存活用地域計画作成協議会	令和2年12月23日	
市民団体向け説明会の開催	令和2年10月21日から 令和2年11月13日まで	出席者 計41名
庁内意見照会の実施	令和3年2月1日から 令和3年2月5日まで	5組織 26件
パブリック・コメントの実施	令和3年2月15日から 令和3年3月14日まで	3人 12件
伊勢原市文化財保護審議会への諮問・答申	令和3年3月23日	出席者6名
伊勢原市教育委員会定例会への議案の上程・議決	令和3年3月25日	

(2) 伊勢原市文化財保存活用地域計画協議会の協議内容

協議会	開催日	内容
第1回作成協議会	令和2年7月27日	【協議事項】 1 正副会長の選出 2 地域計画の概要について 3 地域計画の作成手続きについて 4 地域計画の作成スケジュールについて 5 地域計画の構成について
第2回作成協議会	令和2年9月30日	【協議事項】 1 文化財の保存・活用に関する方針 2 文化財の保存・活用に関する取組
第3回作成協議会	令和2年11月27日	【協議事項】 1 地域計画案についての検討 第1章、第2章及び第5～7章の内容確認
第4回作成協議会	令和2年12月23日	【協議事項】 1 地域計画案についての検討 第3章、第4章及び全体の内容確認 2 文化庁への申請に向けた取組

(3) 伊勢原市文化財保存活用地域計画市民団体向け説明会の開催経過

対象市民団体	開催日	場所	団体出席人数
ISEHARA・おもてなし隊	令和2年10月21日	伊勢原市 市民活動サポートセンター	出席者8名 【会員12名】
伊勢原郷土史研究会	令和2年10月28日	伊勢原市立中央公民館	出席者6名 【会員25名】
伊勢原市文化財協会	令和2年11月4日	伊勢原市役所 親睦会会議室	出席者7名 【会員47名】
雨岳ガイドの会	令和2年11月5日	雨岳文庫 史料館	出席者12名 【会員14名】
アド・おおやまみち	令和2年11月13日	伊勢原市 市民活動サポートセンター	出席者8名 【会員8名】

(4) パブリックコメントの実施結果

意見募集期間 令和3年2月15日（月）～令和3年3月14日（日）

提出意見 12件（3人）

意見の要旨及び市の考え方 次表とおり

【対応区分】

A：計画案に反映されているもの B：意見を踏まえ、計画案の修正を検討するもの

C：意見として承ったもの

No.	箇所	意見の要旨	区分	市の考え方
1	第2章 3 歴史的背景 (3) 災害史	・2段落目で江戸時代（宝永4年）の富士山噴火と元禄16年の地震による被害についての記述があるが、表記は古いものから時代順に元禄16年→宝永4年とするのが良い。	B	御意見を踏まえ、年代順に記載するように修正しました。
2	第3章 3 歴史的まとめ りとしての文化財	・市による常設の文化財展示施設が無い中、長年にわたり三ノ宮地区の文化財を保存・活用してきた三宮郷土博物館に関して、これまでの経緯や、今後の連携のあり方などについて言及されるべきではないだろうか。	B	御意見を踏まえ、三之宮比々多神社所蔵の文化財と文化財保護の取組について記載を追加しました。
3	第3章 4 文化財リスト 表15 民俗文化財 (無形 まつり)	・「どんど焼き」について、員数が10件とあるが、伊勢原市内では数十の自治体でどんど焼きが行われているため、この表記では誤解が生じるのではないかと。 ・表中に「廻り地蔵」の記載が無いが、記載しないのか。	B	御意見を踏まえ、「どんど焼き」の員数について表現を修正しました。 「廻り地蔵」については、記載を追加し、「どんど焼き」と合わせて「民俗文化財（無形 風俗慣習）」とし、表を独立させました。

No.	箇所	意見の要旨	区分	市の考え方
4	第3章 4 文化財リスト 表 17 記念物(史跡)	・表には埴面古墳・登尾山古墳・松山古墳その他小規模な古墳群など現存の古墳も含められると思う。 鎧塚古墳群は、1号墳以外にも残っており、群集墳や横穴墓群については、群としての保存・活用を考慮して欲しい。	B	御意見を踏まえ、御指摘の古墳についてリストに追加しました。 鎧塚古墳群に限らず、古墳群、横穴墓群など、群として現存しているものについては、まとまりで評価し、保存、活用を図っていきます。
5	第3章 4 文化財リスト 表 18 記念物(天然記念物)	・「大山阿夫利神社のカシワ」のほかに「大福寺の大クスノキ」や「宝城坊の二本杉」は記載しないのか。 ・伊勢原市保存樹木や樹林については、記載しないのか。	B	このリストは未指定の文化財を対象としており、「大福寺の大クスノキ」と「宝城坊の二本杉」は県指定文化財であるため、「第3章 1 指定・登録文化財 (2) 県指定文化財」の「表4」に掲載しています。 また、伊勢原市保存樹木等については「表18」に樹種と員数を追加して掲載しました。
6	第4章 3 テーマによる文化財のまとめ 表 20 伊勢原市域のテーマ別文化財群	・市内には国史跡・伊勢原八幡台石器時代住居跡、市史跡・下谷戸縄文遺跡環状列石及び住居跡を含む多数の縄文遺跡があります。これを踏まえ、関連する内容を拡充し、62ページのテーマ別文化財群に縄文文化を加えて欲しい。	C	御意見として承ります。 御指摘のとおり、伊勢原市にとって縄文時代は、市域に人々が初めて定住し、大山への信仰が芽生えた時代として重要です。現在進行中の広域幹線道路の発掘調査成果を踏まえて、テーマとしての取扱いについて検討していきます。
7	第5章 3 文化財保存の現状と課題 (2) 文化財保存の課題	・「エ 文化財所有者が抱える課題」では、資金の確保が重い課題とされていることから、「保存に関する課題の整理」の中でも「資金確保」について明確に言及すべきである。	B	御意見を踏まえ、第5章 3 文化財保存の現状と課題の「保存に関する課題の整理」に、資金確保についての記載を追加しました。
8	第6章 1 基本理念	・基本理念の中に「まちづくり」の記載があるが、ソフト面に対する言及が主である。しかし、利便性や人間の生活都合が優先され、必ずしも景観や文化財を含めた都市環境に良い影響があるとは限らないハード面についても言及し、コスト中心でなく、バリューを中心にしたまちづくりの考え方を共有すべきではないだろうか。	C	御意見として承ります。 文化財をまちづくりに活かしていくためには、御指摘のとおりハード事業も含まれると考えますが、本計画の作成に際して、御意見のような考え方の検討までは至りませんでした。今後の課題とさせていただきます。
9	第6章 図 16 文化財保護に関する取組方針の体系	・図 16 の体系の図は、「3 文化財調査に関する方針」の前に配置した方がわかりやすい。	B	御意見を踏まえ、図 16 を「2 施策展開に当たっての考え方」と合わせた位置に配置しました。

No.	箇所	意見の要旨	区分	市の考え方
10	第6章 5 文化財活用に関する方針	・「第5章 4 文化財活用の現状と課題 (2) 文化財活用の課題 ア 活用の基本」の記載にある「文化財の保存と活用の両立」は、活用方針の根底となるものであり、89ページ以降の「第6章 5 文化財活用に関する方針」にも大原則の要素として読み取れるようにすべきである。	B	御意見を踏まえ、「第6章 5 文化財活用に関する方針」に、文化財の保存と活用のバランスを図り、保存に影響のない活用方法の検討について、記載を追加しました。
11	第6章 6 人材育成に関する方針	・方針に「人材育成」が追加されたことは重要な視点であると共感した。文章中で、人材の「流入」あるいは「発掘」を含めて関わる人材を増やす視点について触れているので、91ページの《人材育成に関する方針》にもその要素を追記するとよい。	A	御指摘の「人材を増やす視点」については、文化財に関わる人材を養成し、多くの人の手で文化財を継承していくための「人材育成」に含めて考えています。
12	第7章 5 全体に関わる重要な取組 (2) 施設整備に関する取組	・本案ではこれまで調査が進んできた石造物、社寺建築、行事、古文書などがリスト化されており、それらの保存・活用を積極的に推進することで、文化遺産の多い街としての認識がさらに向上するものと思われる。 ・こうした成果を目に見える形で恒常的に市民・観光客に提示するためにも、長年の懸案である「活用拠点の確保」、「拠点施設整備」は具体的な成果につなげていただきたい。	C	御意見として承ります。 御指摘のとおり、拠点施設の整備は本市の文化財保護にとって大きな課題であると認識しています。 そうした中で、社会情勢や行政全体の課題を踏まえて、総合的に検討した結果、本計画では、長期的な課題として取り組んでいくことを表記しました。

(5) 伊勢原市文化財保護審議会委員名簿

区分	氏名	経歴	専門
会長	鈴木 良明	鎌倉国宝館館長 市史編集委員会委員長	宗教史
副会長	川島 敏郎	市史ダイジェスト版刊行委員会委員	中・近世史
委員	永井 治子	三之宮比々多神社名誉宮司 市史編さん委員会会長	郷土史
委員	佐藤 健	おゝすみ山荘先導師 市史ダイジェスト版刊行委員会委員	郷土史
委員	山本 勉	清泉女子大学教授 文化審議会文化財分科会第一専門調査会委員	彫刻史

区 分	氏 名	経 歴	専 門
委員	北條 芳隆	東海大学教授	考古学
委員	上野 勝久	東京芸術大学教授	建築史

(6) 伊勢原市文化財保存活用地域計画作成協議会委員名簿

区 分	氏 名	所 属	役 職
会長	鈴木 良明	伊勢原市文化財保護審議会	会長
副会長	目黒 仁	宗教法人 大山阿夫利神社	代表役員
委員	永井 治子	宗教法人 比々多神社	名誉宮司
委員	篠宮 聖尚	宗教法人 大山寺	代表役員
委員	清水 義仙	高部屋みどりの郷振興会	会長
委員	内藤 京介	宗教法人 宝城坊	代表役員
委員	櫻井 勇	伊勢原市歴史文化遺産活用実行委員会	会長
委員	石川 節治	比々多観光振興会	副会長
委員	武田 安司	大山先導師会旅館組合	組合長
委員	石塚 京子	伊勢原市社会教育委員会議	委員
委員	志村 功	一般社団法人 伊勢原市観光協会	事務局長
委員	安藤 隆幸	伊勢原市商工会	事務局長
オブザーバー	谷口 肇	神奈川県教育委員会教育局 生涯学習部文化遺産課	グループリーダー
オブザーバー	有吉 俊憲	神奈川県教育委員会教育局 生涯学習部文化遺産課	主任主事
オブザーバー	成田 勝也	伊勢原市 企画部経営企画課	課長
オブザーバー	大町 徹	伊勢原市 企画部広報戦略課	課長
オブザーバー	小菅 賢一	伊勢原市 経済環境部商工観光課	課長
オブザーバー	飯田 裕一	伊勢原市 都市部都市政策課	参事兼課長

(7) 事務局 教育委員会教育総務課

職名	氏名	職名	氏名
教育長	鍛代 英雄 (R3.3.31 まで) 山口 賢人 (R3.4.1 から)	文化財係長	井出 智之
教育部長	谷亀 博久	同 主査	小泉 清佳 (R3.3.31 まで)
参事兼 歴史文化担当課長	立花 実	同 主事	葉山 貴史
		同 主事	高坂 麻里 (R3.4.1 から)
		同 主事	小笠原 理帆

(8) 伊勢原市文化財保存活用地域計画作成協議会

伊勢原市文化財保存活用地域計画作成協議会設置要綱

(設置)

第1条 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第183条及び伊勢原市文化財保護条例(平成25年伊勢原市条例第13号)第3条に基づき、市域に所在する文化財の適正な保存・活用等を進めるため作成する伊勢原市文化財保存活用地域計画(以下「地域計画」という。)に広範な意見を反映させるとともに、今後における文化財の継承と発展的活用に向けたネットワーク構築を目的として、伊勢原市文化財保存活用地域計画協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 地域計画の作成に当たり意見を述べること。
- (2) 今後の文化財保護・活用等に対し意見を述べること。
- (3) その他協議会の設置目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる職にある者で構成し、教育委員会が委嘱する。

- (1) 伊勢原市文化財保護審議会委員
- (2) 文化財に関し、識見を有する者
- (3) 文化財保護・活用に関連する市民団体及び企業の代表者等
- (4) 前各号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

3 オブザーバーとして市長部局及び神奈川県教育委員会の職員に会議への出席をもとめるものとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、地域計画が作成され、文化庁長官の認定を受けるまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職を代行する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提供を求めることができる。

(報償)

第7条 委員へ支払う報償の金額は、伊勢原市非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和49年伊勢原市条例第21号)第2条の文化財保護審議会の定めに基づる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、文化財主管課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月27日から施行する。



▼国指定重要文化財

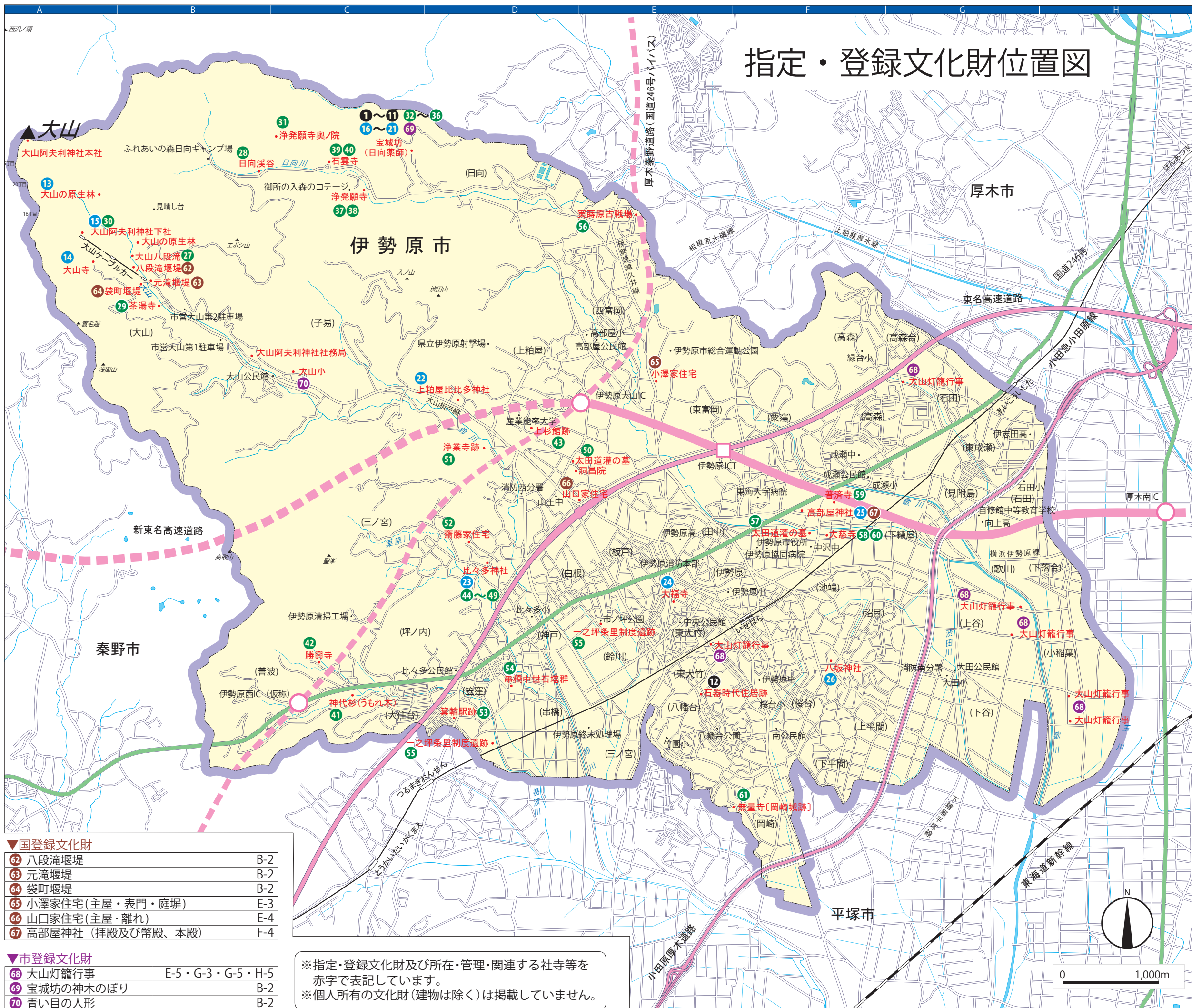
1	鉄造不動明王及び二童子像	A-2
2	木造薬師如来両脇侍像	C-1
3	木造阿弥陀如来坐像	C-1
4	木造薬師如来坐像	C-1
5	木造日光・月光菩薩立像	C-1
6	木造四天王立像	C-1
7	木造十二神将立像	C-1
8	銅鐘曆三年十二月十五日銘あり	C-1
9	宝城坊旧本堂内厨子	C-1
10	宝城坊本堂	C-1
11	木造獅子頭	C-1
12	伊勢原八幡台石器時代住居跡	E-5

▼県指定重要文化財

13	大山の原生林	A-2・B-2
14	木造不動明王坐像	A-2
15	大山阿夫利神社の倭舞及び巫子舞	A-2
16	獅子頭	C-1
17	大太鼓	C-1
18	宝城坊の二本杉	C-1
19	宝城坊の錦幡・唐櫃	C-1
20	日向薬師の寺林	C-1
21	十二神将立像(所在本堂)	C-1
22	板絵著色歌川国経筆美人図絵馬	D-3
23	うずらみか	D-4
24	大福寺の大クスノキ	E-5
25	銅鐘	F-4
26	八坂神社銅鐘	F-5

▼市指定文化財

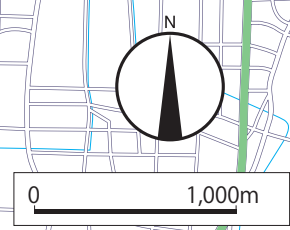
27	大山八段滝	B-2
28	日向溪谷	B-2
29	釈迦涅槃像	B-3
30	大山能狂言	A-2
31	浄発願寺奥ノ院	C-1
32	宝城坊境内	C-1
33	伝妙沢不動尊版木	C-1
34	宝城坊の鐘堂	C-1
35	金剛力士像	C-1
36	木造賓頭盧尊者坐像	C-1
37	浄発願寺縁起絵巻	C-2
38	六字名号雨乞軸	C-2
39	日向淵ノ上石造五層塔	C-2
40	北条幻庵印判状(附 写し)	C-2
41	神代杉(うもれ木)	C-5
42	木造薬師如来坐像	C-5
43	上杉館跡	D-3
44	下谷戸縄文遺跡環状列石及び住居跡	D-4
45	こま犬	D-4
46	登尾山古墳出土品	D-4
47	金銅単竜環把頭	D-4
48	尾根山古墳出土品	D-4
49	埴面古墳出土品	D-4
50	太田道灌の墓	D-4
51	浄業寺跡	D-4
52	齋藤家住宅	D-4
53	箕輪駅跡	D-5
54	串橋中世石塔群(伝善波太郎の墓)	D-5
55	一之坪条里制度遺跡	D-6・E-5
56	実蔭原古戦場	E-2
57	太田道灌の墓	F-4
58	太田道灌画像	F-4
59	石造多宝塔	F-4
60	木造聖観音坐像	F-4
61	岡崎城跡	F-6



指定・登録文化財位置図

▼国登録文化財		
62	八段滝堰堤	B-2
63	元滝堰堤	B-2
64	袋町堰堤	B-2
65	小澤家住宅(主屋・表門・庭塀)	E-3
66	山口家住宅(主屋・離れ)	E-4
67	高部屋神社(拝殿及び幣殿、本殿)	F-4
▼市登録文化財		
68	大山灯籠行事	E-5・G-3・G-5・H-5
69	宝城坊の神木のほり	B-2
70	青い目の人形	B-2

※指定・登録文化財及び所在・管理・関連する社寺等を赤字で表記しています。
 ※個人所有の文化財(建物は除く)は掲載していません。



伊勢原市文化財保存活用地域計画

文化庁認定 令和3年7月

発行 令和4年3月

編集・発行 伊勢原市教育委員会
〒259-1188
神奈川県伊勢原市田中348番地
TEL (0463) 74-5109

印刷 特急印刷プリントライダー
〒114-0014
東京都北区田端1-25-19 サントル田端B1
TEL (050) 5526-6559



令和3年度文化芸術振興費補助金
(地域文化財総合活用推進事業)

